伊場遺跡発掘調査報告書 第4冊

伊場遺跡遺物編 2

1980

浜松市教育委員会

伊場遺跡発掘調査報告書第4冊

伊場遺跡遺物編 2

序　文

伊場遺跡の第６・７次発掘調査が終って，はや５年が過ぎました。昭和48年11月に県指定が解除されるに当り，保存用地の継続調査とその整備，調査完了後の学術報告書の刊行，出土品の整理・保管・公開の場（博物館）の建設等が，付帯条件になっておりました。私共は，その約束を守ってまいりました。

調査は，その後第８次から第12次まで，毎年継続的に実施してきました。その簡単な経過については，本書の第１章にまとめられています。保存用地については，都市計画公園の指定を受けて，発掘調査が完了した部分から，順次整備をしてまいりました。そして，昭和55年度をもって整備の可能な部分については，完了の見込みとなりました。また，正式な学術報告書も『伊場木簡』，『遺構編』，『遺物編１』とすでに３冊を刊行しました。本書はその第４冊目として準備したものであります。今後，さらに『遺物編』の続編として，土器類，石器類，金属器類，土製品類等を報告できるよう，計画中であります。

本書には，412点にのぼる墨書土器と，未報告の木簡31点を収載しました。１遺跡でこんなにたくさんの墨書土器や木簡が発見されることは，めったにないことだと聞いております。また内容的にも，伊場遺跡の性格を論ずる決め手となるような資料や，日本古代史上でも特に注目されたものなどが含まれているということですから，今後大いに学界に貢献するものと信じております。

そして最後に，出土品の整理・保管・公開の場に関しましては，昭和50年７月１日に，伊場遺跡資料館（336㎡）を開館して，出土品の一般公開をしてまいりましたが，さらに，整理・保管・研究の機能を備えた本格的な博物館（3198㎡）の建設を進め，昨年４月７日に開館いたしました。こうして，静岡県教育委員会とのお約束は果すことができました。今後は，膨大な出土品を博物館資料として，どう活用して行くかということが，大きな課題になろうかと思います。

本書を上梓するに当りまして，いつものことながら，調査団長の斎藤忠先生には，大変お忙しい中を特に貴重な時間を割いていただきまして，今回報告する資料の学問的位置づけをしていただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

1980年２月29日

浜松市教育委員会

教育長　相佐明一

凡　例

1　本書は，伊場遺跡の正式な学術調査報告書第4冊として刊行するものであり，第12次調査までに検出した412点の墨書土器と，31点の木簡に関する記録である。（木簡総数108点のうち，77点については，第1冊「伊場木簡」として報告済である。）

2　本書は挟入別冊図版と一体のものであり，別冊図版には，肉眼観察に堪える275点の墨書土器と，31点の木簡の写真が収められている。墨書土器は原則として1：2縮尺とし，木簡は原寸大とした。

3　木簡の釈文は，奈良国立文化財研究所の狩野久氏および鬼頭清明氏によるものであり，墨書土器の釈文については，向坂鋼二の原案をもとに，一部鬼頭氏の指導を得て当館学芸員の小木香が確定させたものである。

4　別冊図版に用いた写真のうち，木簡については，奈良国立文化財研究所において，倶幹雄氏が撮影したものである。墨書土器については，小木香の協力を得て，主として川江秀孝が撮影した。

5　図版に用いた写真は，赤外線テレビカメラによって写し出されたものを，ネオパンS，Sフィルムで撮影したものであり，倍率は不同である。撮影は川江と小木が行なった。

6　本文は，文献51に記した各調査員の記録にもとづいて，下記3名が分担執筆した。

第9章　伊場遺跡発掘調査団　団長　斎藤　忠　（大正大学教授）

第7章・第8章　同　上　　調査主任　向坂鋼二　（浜松市博物館館長補佐）

第1章～第6章　同　上　　調査員　川江秀孝　（浜松市博物館学芸員）

7　本書で記した文献とは，伊場遺跡関係の文献のことで，表9として登載させた。

8　図版に収載した資料の実測は，浦山明子（浜松市遺跡調査会調査員）と川江が行い，川江が浄書した。

9　本書の刊行に伴う事務的作業は，浜松市博物館において，業務係長名倉乙矢，庶務係長岩崎博行，庶務係伊藤彰彦が中心となって行なった。

伊場遺跡発掘調査報告書第4冊

伊場遺跡遺物編2

目　次

第1章　調査の経過

第1節　既調査の概略……1

第8次調査……1

第9次調査……1

第10次調査……1

第11次調査……3

第12次の1期調査……3

第12次の2期調査……3

第2節　立地……3

第2章　墨書土器の形態分類

第1節　形態分類……4

第2節　墨書土器の型式分類……7

第3節　出土土器の編年観……8

第3章　墨書土器の出土状況

第1節　出土層位……10

第2節　地点別・年代別・器種別出土状況……13

第4章　墨書の内容

A．遺跡の性格を示すもの……18

B．遺構の性格を示すもの……19

C．人名に関するもの……19

D．吉祥句か呪語とみられるもの……20

E．その他性格不明なもの……20

第5章　静岡県下出土の墨書土器について……30

第6章　伊場木簡補遺

第1節　既報告木簡の再検討……35

第2節　伊場木簡追加資料……38

第7章　伊場木簡(補遺)について……42

第8章　伊場遺跡出土文字資料について……45
第1節　木簡の書式について……46
第2節　木簡の年代観について……47
第3節　地名について……48
第4節　人名について……49
第5節　平安時代の墨書土器について……51
第6節　遺跡の性格について……52
第9章　各地出土の墨書土器より見た伊場墨書土器
はじめに……55
第1節　各地出土の墨書土器の概観……55
第2節　各地出土の墨書土器と伊場墨書土器……71
第3節　墨書土器よりみた伊場遺跡の性格……74
墨書土器出土地名表・参考文献等……76

挿図目次

第1　伊場遺跡周辺地形図……2
第2　律令時代全体図……6
第3　出土土器編年観……7
第4　大溝断面実測図……12
第5　静岡県内墨書土器出土地分布図……31

表目次

表1　出土地点別墨書土器分類表……13
表2　器種別墨書土器分類表……14～18
表3　墨書土器一覧表……21～30
表4　静岡県下墨書土器出土地地名表……34～35
表5　伊場木簡の層位による年代観……47
表6　地名に関する資料……48
表7　伊場遺跡出土文字資料における姓頻度表……49
表8　伊場遺跡出土文字資料における人名の種類……51
表9　伊場遺跡に関する文献目録……53

図 版 目 次

第 1 土器実測図 1
第 2 土器実測図 2
第 3 土器実測図 3
第 4 土器実測図 4
第 5 土器実測図 5
第 6 土器実測図 6
第 7 土器実測図 7
第 8 土器実測図 8
第 9 土器実測図 9
第10 土器実測図10
第11 土器実測図11
第12 墨書土器赤外線写真 1
第13 墨書土器赤外線写真 2
第14 墨書土器赤外線写真 3
第15 木簡赤外線写真 1
第16 木簡赤外線写真 2
第17 木簡赤外線写真 3
第18 墨書土器赤外線写真 4（参考資料）

別冊図版　35葉　帙入

伊場遺跡発掘調査報告書第4冊

伊場遺跡遺物編2

第1章 調査の経過

第1節 既調査の概略

木遺跡は，1948年に発見され，国学院大学考古学研究室を中心とする伊場遺跡発掘調査隊による発掘調査（これを第1次調査とする。）を経て，1968年以降10年間に12次に亘る発掘調査を浜松市教育委員会が実施してきた。周知のように第7次調査までは，国鉄東海道本線高架化関連工事に伴い発掘調査されたものであって，同調査区は1973年11月に県指定が解除された後，急ピッチに造成工事が進み，既に線路の敷設が完了している。第5次および第8次調査以降の調査は，主として高架化関連事業用地の外を対象として，遺跡の性格を明らかにすることを目的として行なわれた。そして環濠および大溝の景観を残すと伴に，古墳時代住居2棟，律令時代高床式倉庫2棟，律令時代土間造り建物2棟を復元し，公園として整備しつつある。第7次調査までの経過は既に詳述されているので（文献51），第8次調査以降について略述する。

第8次調査（1974年11月～1975年3月）

大溝東岸における建物群の検出と，大溝縁辺の検出を目的として，D16区，E16区，D16区，E17区を約1000 m² 発掘した。その結果D16h区において掘立柱建物（3柱間×2柱間）を1棟分検出したほか，幅約16m の大溝縁を，長さ30mほど検出し，なお国鉄浜松工場の方向へ続くことが確認された。出土遺物は，平安時代の土器片を少量得たにすぎなかった。

第9次調査（1675年10月～1979年2月）

大溝が国鉄東海道本線下を横断して，南下しているものと予想されたので，大溝の南延長部分を確認し，大溝内の層位的関係を明確に把えるとともに，大溝の性格を明らかにすることが目的とされた。

その結果 ①大溝は，東海道本線の南側では，大きく東へ曲流していることが判明した。②大溝内の堆積状況は，従来の所見と基本的には相違しないが，改修を裏付けるような断面は認められなかった。③大溝の両岸には，ピットや柱根，礎板等が若干検出されており，建物遺構がこの付近まで及んでいることが確認された。④大溝縁には，貝塚が3か所，杭列が4か所遺存していた。⑤大溝には南西から枝溝が流入していた。これは人工の溝と思われるので，その延長上にも遺構の存在が推定できる。

出土品は約250袋の土器類のほか，墨書土器126点，木簡12点，鴨羽口，鉄滓，砥石，鉄鏃，手斧（木柄付），銙帯金具（丸鞆），丸木弓，曲物，人形，馬形，舟形，絵馬，骨片等多彩であった。これらの遺物は，奈良時代後半に比定されるものであって，従来少なかったこの時期の資料を補完することができた。木簡は，内容の判明するものが乏しかったが，85号に神亀四年十一月十四日と年紀銘があったことと，86号が，帳簿の断簡らしく，戸主，戸人という用字を並記していることなどに新知見を得た。墨書土器には見るべきものが多かった。象鳴，竹田郷・孝麻呂・竜麻呂・稲万呂・里麻呂・竹田成継・鳴光後マ人足等人名や地名のほか，□驛長，驛長壱，郡鎰取など職名を示したものと考えられるものが含まれていた点が注目される。

第10次調査（1976年9月～1977年3月）

大溝西縁における第5次調査によって，数棟分の掘立柱を検出したが，遺構の西限を確認し，保存用地（遺跡公園化）としての整備活用を図る目的として，第5次調査区の西側（D20区）を主として発掘調査したものである。また合わせて第5次調査区の再調査を実施した。その結果，①古墳時代の壺形土器等が出土しており，この時代の住居跡の存在が予想されたが確認できなかった。②柱根を多数検出したので，掘立柱の建物跡の存在は明らかであ

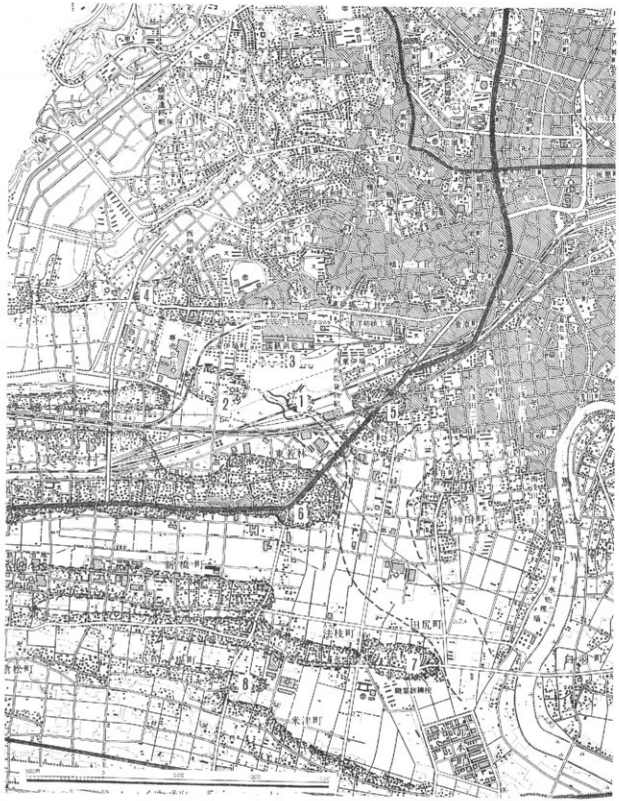

挿図第1　伊場遺跡周辺地形図

1 伊場遺跡　2 城山遺跡　3 国鉄浜松工場内遺跡
4 下山田遺跡　5 森田遺跡　6 東若林Ⅱ遺跡
7 旧尻古墳　8 境町村東遺跡

るが，規模や構造を明確にすることはできなかった。③柱掘方内から，平安時代中期の土器片が検出された。このことから，掘立柱建物群の築造年代の下限を10世紀前葉とした従来の見解（文献15P133）が支持されることとなった。④柱根は第5次調査区寄りに多く分布しており，これより西に建物が及ばないことが判明した。

出土品は発掘区の北側より，平安時代の土器片を比較的まとまって検出した。

第11次調査（1977年7月～1977年11月）

大溝北端部における堆積層の観察を行い，従来の調査結果を再検討することに主眼が注がれた。第2次調査で貝塚の存在を確認しているうえ，第8次調査で大溝の縁部を確認しているので，自然地形と遺構とを合わせて観察するのに好結果が得られそうな断面観察用のトレンチを随所に設定することができた。その結果①弥生時代遺物包含層に連続するD層およびその下の層が，大溝の中央部に向って傾斜しているのが再確認できた（第4図）。このことによって大溝が弥生時代以来の窪地を流れるものであることが確認できた。②従来は未分解の有機物を多く含むⅣc層を鍵層として，Ⅳ層とⅤ層とを区分してきた。すなわちⅣ層を平安時代，Ⅴ層を奈良時代としてきたが，V_1層に平安時代遺物が混入することが判明した。③地層の堆積状況は従来と同じであったが，古墳時代の流路は狭くなっていた。平安時代の改修も認められなかった。

出土遺物としては，木簡13点，絵馬，柄付刀子，鉄鏃，墨書土器，櫛等にみるべきものがあった。このうち板簿風文簡第95号や，栗原駅長と記した墨書土器等注目されるものも含まれていた。

第12次の1期調査（1978年5月～1978年7月）

国鉄東海道線線路敷内で，高架化に伴い線路を移転させたために生じた空地を発掘調査したものである。東海道線に平行して発掘するため面積が限られている点，電柱等障害物が多い点などから，断面観察がおもうようにいかなかったため，遺物採集と，遺構の有無を確認するのが主目的となった。その結果東部地区では①環濠が線路を潜って南側まで及んでいることが確認された。②弥生時代後期後半ないしは，古墳時代前期に比定される遺物包含が認められた。これは，東部地区において，従来より遺物は検出されていても，包含層として明確にされていなかったものである。③砂丘の高まりが存在し，古墳時代の溝状遺構が検出された。また西部地区では④大溝を検出し，その東岸に掘立柱建物跡を検出した。⑤大溝西岸はテラス状になっていて，多くの遺物が検出された。これは第9次調査で検出した奈良時代後半期の資料を補完するものである。⑥大溝の断面は充分に観察することはできなかったが，V_1層は，奈良時代の遺物と，平安時代の遺物を混在させることを確認した。⑦弥生時代包含層下にあって，従来分解ピート層と称してきた土層を分析した結果，火山灰層を含むものであることが確認された。

出土遺物として，弥生式土器，石斧，木製鍬先，須恵器，土師器，木簡，墨書土器，櫛等が検出された。

第12次の2期調査（1978年9月～1978年11月）

弥生時代環濠の北端部を調査し，史跡公園として整備するための資料を得ることを目的とした。その結果，①YT1はYT6と，YT2はYT7と，YT9はYT8とそれぞれ連なり，環濠としての景観を整えた。②環濠の上面は，奈良時代の不整形な遺構によって破壊されていた。③不整形な遺構は，枝溝，NT003，NT004などが重復したものと考えられる。④溝状遺構の他，井戸跡と考えられる円形大型で，深い遺構が存在した。

出土遺物は，弥生式土器，木簡第108号等である。

以上の諸調査の内，第12次の1期調査については，概報（文献60）を刊行したが，他はほとんど未報告である。ただ，第9次調査については，簡単な速報的記事（文献46）がある。

第2節　立　　地

伊場遺跡の立地については，既に詳述されているので省略したい。ただ，その後の調査で知り得たことについて若干記しておく。

第1は火山灰層が確認されたことである（文献60）。『遺構編』（文献51）挿図2に，埋没砂丘を図示したが，砂丘上に直接遺物包含層が乗る地点と，砂丘との間に数枚の粘土層を挟む地点とがあって，砂丘の形状が直ちに遺構の乗

る基盤の形状を示していないことは明白である。火山灰層は同一時面を示すので，弥生時代包含層直下の黒色粘土層に挟まれた火山灰層を追求してみると，B13区環濠の西側で標高5cm，イ1区大溝の東側で標高−5cm，古墳時代枝溝の南側のND202付近で標高−10cm，A15C区大溝東岸で標高−15cm，ト3区大溝西岸で標高−40m，ト9区で標高−45cm，X16g区大溝西縁で標高−35cm，Y16e区大溝南縁で標高−45cmをそれぞれ計ることができた。その結果，『遺構編』挿図2とかなり近似した図を描くことができたが，A13区付近の窪地は認められなくなったし，A15区からY16区にかけて微高地を認めることができた。また，大溝周辺部は，『遺構編』挿図2で示されるほど急激な地形の変化は認められなかった。また大溝の東側におけるB13区からイ1区までの約60m間で，10cm地盤が低下しているのにたいして，大溝東縁にあたるイ3区と，大溝西縁にあたるト3区との，わずか30mの区間で，35cmも地盤が下っていることを新に確認することができた。したがって，大溝周辺の微地形は，『遺構編』挿図2と大過ないが，大溝の流路に平行し，かつ標高を，20〜40cmほど，高くした等高線を描くことによって求められるものである。このことから，大溝が自然地形に沿って，より低い個所を流れていることが再確認されたことになる。第2は国鉄浜松工場内遺跡の調査によって，地盤が川砂によって形成されたものであることを確認した点である（文献60）。三方原台地の南縁は，比高差約30mの海蝕崖で，その南の現海岸線までの約4kmの間は沿岸低地帯となっていて，6列の砂堤列が確認されている（挿図第1）。伊場遺跡は北から2番目の砂堤上に占地し，国鉄浜松工場内遺跡は，第1砂堤列と第2砂堤列の中間に位置している。国鉄浜松工場内の調査で，工場の北半部は急激に基盤が低下しているが，南半部の大半に川砂が分布していることが確認されている。つまり第2砂堤列に平行して川砂が分布している訳であり，一番小規模であると考えられていた第2砂堤列は実は，川砂による砂堤をも含めると南北幅が300mほどの規模を有する砂堤列とみることが可能となった。したがって，伊場遺跡と国鉄浜松工場内遺跡は，同一平面上（基盤）で，しかもかなり近接して営まれていた可能性があるので，今後弥生時代の伊場集落を考えるうえで，無視できない問題になるものと思われる。

『地質調査報告書』によると，浜北市から連なる砂礫層の分布が，国鉄浜松駅の周辺まで認められ，そこが古天竜川の旧川床であったことが知られ，川砂の供給先が古天竜川であったと推察できる。潮流の関係からして，天竜川から海へはき出された土砂は，通常東へ流れたはずであるから，西へ川砂が運ばれたのは，第2砂堤列がある程度形成された後のことと思われる。また，土砂を運ぶにはかなりの水量が流れたはずであるから，水は第2砂堤列を乗り越えたか，あるいは分断させてしまったものと考えられる。前述のように，大溝の周辺部は標高−30cm以下の低所となっているので，当然そこを水が流れたものと思われる。

以上の点は，大溝の成因にも及ぶことであるから，今後も周辺調査を通じて注意深く観察し，検討を加えて行きたいと考える。

第2章　墨書土器の形態分類

第1節　形　態　分　類

伊場遺跡において7世紀代以降に，専ら使用されていた土器は，須恵器・土師器・灰釉陶器である。この外僅であるが緑釉・青磁・常滑・古瀬戸・山茶椀などと称される土器が使用されている。今回報告する総点数412点の墨書土器は，須恵器・土師器・灰釉陶器・山茶椀とを含んでいる。No.73のような盤は，緑釉陶器の生産が開始されたのに伴い出現したと考えられている土器で無釉であるが，黄色を呈し，器形も前段階の須恵器の中に認められない。したがって須恵器とは別のグループに含めるべきかもしれないが，たとえばNo.19やNo.157の須恵器坏と高台のつくりに共通性が認められるほか，伴出関係も確認されているので，分類上では須恵器と扱ったものもある。また灰釉陶器と同型式の土器であっても，施釉の認められない土器もある。また灰釉陶以降の陶器は一般に行基焼とか山茶椀等と呼ばれているが，やはり無釉である。これら灰釉陶器出現以降の陶器を一括して，『陶質土器』と

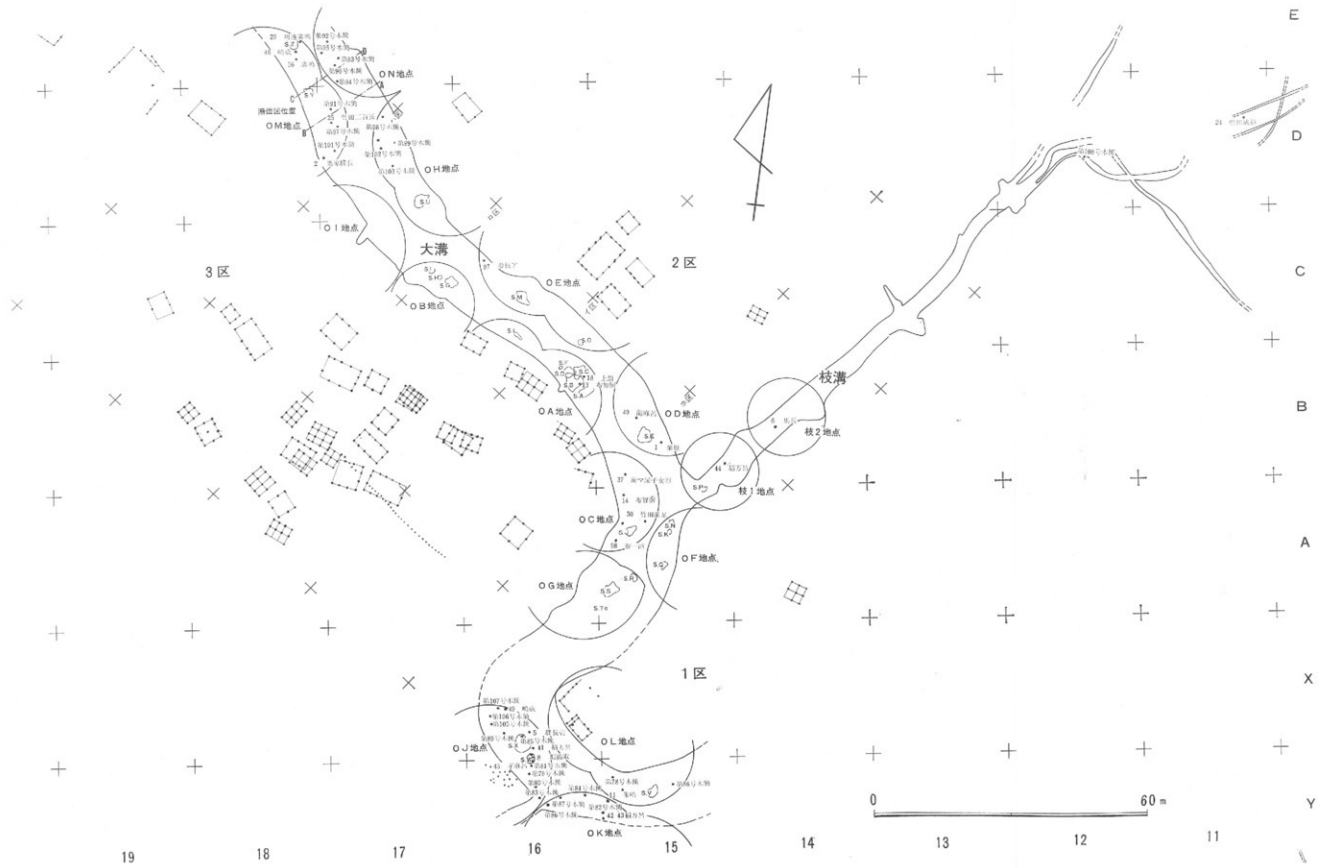

挿図第2　律令時代全体図　（主要建物　地点別　主要遺物出土地点）

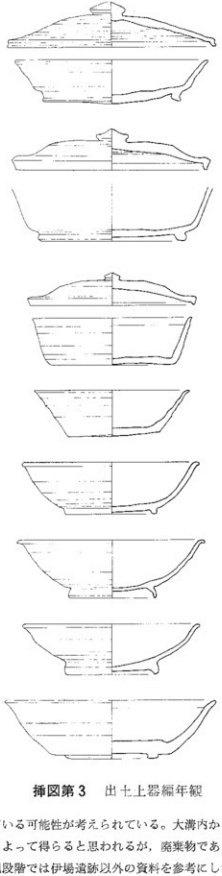

挿図第3　出土土器編年観

呼称して分類することとした。したがって墨書土器は，須恵器・土師器・陶質土器に分類される。

須恵器は197点検出された。坏身が62.4%を占めるほか，蓋と盤がそれぞれ16.8%を占めている。その他4%の中には，壺5点，脚付盤1点，脚1点，器種不明1点が含まれている。墨書される部位は，坏では底部が過半数以上を占めているが，側面いわゆる体部に書かれたものもわずか含まれている。No. 103の坏は唯一内面と側面に墨書された例である。蓋33点のうち，約三分の二が内面に墨書されている。盤では内面に書かれた例はなく，側面と底部に限定されているが，盤にあっては側面も底部も基本的には裏面という意味で同じである。

土師器は58点検出された。全体の14.1%と小量であるが，陶質土器と伴出したと考えているのは僅か10点であるので，48点が須恵器と伴出したことになり，須恵器との割合いは，19.6%となる。器種別にみると坏が圧倒的に多く86.2%を占めている。盤は8.6%を占める他，蓋・鉢・椀が各1点づつで5.6%である。土師器の場合も基本的には底部に墨書するが，坏の内面に書かれた例が5点ほど認められている。

陶質土器は157点で全体の38.1%を占めている。陶質土器は，大溝の縁より数10個体がまとまって検出される場合が多く，その中にはかなりの比率で墨書されたものが含まれているのがめだつ。「主」など一ケ所から37点検出されたものもある。

第2節　墨書土器の型式分類

伊場遺跡の律令時代遺物は，2～3の例外を除いて大半が大溝内から出土している。大溝は弥生時代以来の自然流が発達した河川で，大別して3本の流路が認められている。①砂層を主体とする古墳時代の流路（Ⅷ層～Ⅶ層）。②有機分を多く含んだ粘土層を主体とする奈良時代の流路（Ⅴ層）。③分解が進んでいる泥炭層からなる鎌倉時代の流路（Ⅱ層）の3本である。3本の流路をみると，それぞれは蛇行しながら古い流路を侵蝕して流れていたことが知られている。つまり奈良時代の流れによって古墳時代の流路を侵蝕したため，古墳時代の遺物が奈良時代の遺物と混在をきたしている可能性があろう。また同様に奈良時代の遺物と平安時代の遺物が混在している可能性が考えられている。大溝内から土器の純粋型式を求めるには，数10ケ所の貝塚内資料を分析することによって得らると思われるが，廃棄物であり細片が多いため検討が充分進んでいないのが実情である。したがって現段階では伊場遺跡以外の資料を参考にしながら机上操作によって純粋型式と思われるものを抽出せざるを得ないので，一応の試案として坏身を基準にA～Hまでのグループに分類してみた（挿図第3）。

A類　口径に比べ器高は低く，全般的に丸味を帯びている。底部もほとんどが丸底であり，体部と底部の境(稜)は不明瞭である。高台は稜の近くに付けられていて，底部が高台の下へ突出してしまうものも認められる。高台のつくりは丁寧で，略台形を呈し，外面を強く押しつけるので，外へ反りぎみになっている。

静岡県中部地方では，終末期の古墳にA類を多く認めることができるので，古墳の資料によっておおよそ組成を把握することができる。伊場遺跡の周辺地域ではまだ組成を知るのに足る資料はない。古窯跡資料として湖西市北早稲川4号窯(湖西市1978)より坏のセットが検出されている。

B類　天平7年，神亀4年と書かれた木簡が検出されていて，西暦730年頃を中心とする遺構も多いことから，伊場遺跡の盛行期に使用された土器と考えられる。したがって当然出土量も多いはずであるが，明瞭に抽出することは今のところできていない。No.13は　貝塚Bの下層より検出したもので，第33号木簡を伴出させたので，口縁部を欠損しているが一応B類の基準資料とした。体部と底部の境を示す稜線が明瞭で，平底である。A類では器身ともいわゆるノタ目が顕著に認められたが，B類にはほとんど認められていない。高台はまだ外反ぎみに付けられているが，断面は方形にちかくなっている。

C類　従来より湖西市早稲川第1号窯出土資料を一括してC類基準資料としてきた(湖西市1975)。伊場遺跡では第9次調査および第12次の1期調査（文献60）においてまとまった資料を検出することができた。総体的には小型化している点，平底で高台を付けないものが多い点，盤の類が多くなっている点などが指摘できる。また坏身の体部に反りを持たせないほか，高台は断面が方形となり稜線より遠くなって，底部の中心に近くなっている。蓋は扁平で，端部もわずかに内面へ折り曲げたにすぎないほどになっている。

D類　第9次調査および第12次の1期調査で得た資料と，早稲川第1号窯資料を比較検討してみると糸切底を多く含み逆蕨頂円錐形を呈する坏身と盤が，早稲川古窯跡出土資料には認められなかったので，これを別にD類として扱うことにした。

E類　灰釉陶器の出現期をいつ頃に求めてよいのか，あるいは須恵器との伴出関係がどうなっているのかは，かならずしも明瞭にされていない。須恵器のC類もしくはD類との共存も考えられるが，あえて初期の灰釉陶器と考えられる資料をE類として扱った。浜名郡可美村城山遺跡出土資料（文献2・13）を標式とするもので，器面の内外に刷毛を用いて丁寧に施釉しているほか，胎土は白色で堅牢である。丸味をもった口縁端部はやや肉厚であり，ゆるやかに外反させている。高台は総じて低く，断面は略方形にして内側を窪整形している。

F類　E類に比べ身は深くかつ胴部が張って，断面は丸味を帯びている。高台は高く，内側を指先で凹め外面に丸味をつけたい，わゆる「爪形高台」を呈している。釉の発色は悪く，刷毛塗りは認められない。胎土は灰色もしくは黄灰色を呈していて，粗砂の混入がめだつ。口縁端部を大きく外反させて，内側へ丸め込んだものがめだつ。

G類　F類と顕著な相違はないが，やや小型化し，胴部の丸味はなくなっているほか，口縁端部の外反も顕著ではない。高台は断面三角形にちかく，不整形なものがめだつ。釉は漬け塗りである。

H類　いわゆる山茶碗・山坏と称されるものを指す。胎土は灰白色で粗い。全体的につくりは粗雑で，シャープさがない。高台は形ばかりにひしゃげていて，多くの場合剥離が認めれる。

第3節　出土土器の編年観

A～Hに分類した土器の年代観は，今後予定されている土器に関する報告書において示されるものであって，今次報告書では，他の土器の整理が済んでいないので明瞭にできないのが実情である。しかしそれでは報告にならないので，現時点での考え方を示して，後考に待ちたいと思う。

古墳時代より続く伝統的な杯坏は大化改新前後を境にして，蓋と身が逆転した形態をとり，蓋には擬宝珠形のつまみがつくと言われている。擬宝珠形つまみ付蓋は以後9世紀代までの須恵器にみられるが，7世紀代坏蓋はつまみの形態によって4種類に分けることができる。ⓐ口径は　10 cm　前後と小型で，乳頭状を呈するもの，ⓑ口径は13 cm前後に画一化し，つまみの径は25 mm程で頂部が尖るもの，ⓒbと同形同大であるが，つまみの　頂部が凹

むもの，ⓓｂ類と同形態を呈するが，口径が15 cmほどに大型化したもの，以上４種類である。ⓐ類は難波長柄豊碕宮造営前の整地層より出土した土器群と同型式であって，一応７世紀中葉に比定されている。ⓑ類とⓒ類は明確に型式差として把えることはできず，むしろ形態差と考えられる。伊場遺跡ではA15区からホ区に至る大溝東岸において，奈良時代層の直下で確認された青色で緻密な粘土層より，第３号木簡および第９号木簡と伴出している。両木簡はいずれも大宝令施行前の干支年号を持つものであり，その出土層位は青色で緻密な粘土層で奈良時代層と古墳時代層に挟まれた混り気の無い単純層である。したがって，ⓑⓒ類は７世紀後半代に比定できるものである。ⓓ類は伊場遺跡では顕著ではなく，ⓑⓒ類とA類との過渡期における短時間に用いられた型式であると考えられる。A類はⓓ類の蓋のカエリが消失し，ⓓ類の坏身に高台が付いた形態に近いことから，型式論的にもⓓ類に続く型式であるとみて差し支かえないであろう。しかしⓑⓒ類には既に高台付の坏身が出現していることからA類とⓓ類とが共存していた可能性も考えられる。事実大溝内奈良時代層の最下層から出土する土器群がA類であって，同層内からは干支年号をもった木簡も出土している。こうした点からA類の上限は７世紀代に求めることも不可能ではない。しかしⓓ類とA類とは使用年代において重復することは考えられても，異型式の土器であるので，A類は一応８世紀前葉の土器群とみることが妥当であろう。

B類は前述したように天平年間の木簡と伴うものが検出されていることから，８世紀中葉頃に比定できる。

C類の多くはＯＪ地点より検出されたもので，神亀四年の年紀をもつ第85号木簡を伴出している。この点を重視すると，C類は西暦725年前後に比定されることになるが，それは誤りであろう。ＯＪ地点は流路の攻撃斜面にあたっていることから，古い包含層を侵蝕したために古い木簡が混入したことが考えられるし，また第85号木簡は墨が消え，文字が浮き上がっていることから，かなりの期間風雨に晒されたことも考慮すべきで，後世に混入したものとみて差しつかえないであろう。したがってC類土器の年代観は木簡によって決めることは不可能であって，B類の次に編年される型式であるので８世紀後半に比定される。

D類はＯＪ地点においてC類に伴出して検出される例が多かった。しかし前述のようにC類の組成を示す資料である湖西市早稲川古窯跡例にはD類が含まれていないことから，D類を独立した型式であるとみることができそうである。またE類は，伊場遺跡において組成を充分に把握することはできないが，隣接する城山遺跡では同一包含層にC類・D類と伴に含まれていることが確認されいる（可美村1978）。したがってC類・D類・E類はかなり近似した年代観が与えられるものと考えられる。ちなみにD類に分類した墨書土器No. 22は底部破片であるが，No. 344と同形態を呈するもので，底部に糸切痕を残し，竹田成継カと読める。竹田成継と読めるNo. 24の盤はNo. 221やNo. 354などと同形態を呈するのでC類である。これら盤は全て篦整形しているが，糸切後篦整形したものも含まれている。このように墨書を手掛りにしてみてもC類とD類は使用年代が重なった時期があると認められる。No. 344などは口縁部を外反させている点からして，明らかに新しい要素と認められるし，篦削り出し高台の坏や，瓶子と伴出するなどC類よりも新しい要素が指摘できるので，C類と使用時期が重なりながら８世紀末頃より９世紀前葉に使用された土器と考えるのが妥当と思われる。

E類は城山遺跡において富寿神宝と伴出したとされている。そこで城山遺跡第２次調査結果を再検討してみると，主としてⅢ層からG類が，Ⅳ層からはC・D・E・F類がそれぞれ出土していることが知られた。同調査区は国学院大学による発掘区に重復して設定されているが，それによると，国学院大学の調査はおおむね第Ⅲ層以下までは掘り進んでいないようである。この所見が正しいとするならば，富寿神宝はかならずしもE類に伴出したことにはならない訳であり，むしろ須恵器C類ないしはD類と伴出した可能性が強いと言える。しかしD類を多量に検出したＯＪ地点では，明確なE類の出土を確認することができなかったので，一応D類に続く型式として扱い，年代観を９世紀中葉頃と考える。

延長二年の年紀をもつ第77号木簡に伴出したとされている土器がG類である。これは楢崎氏の折戸53号窯式にあたるものでG類を木簡の年代（西暦924年）に合わせると，楢崎編年とは一世紀以上の齟齬をきたしてしまうものである。木簡という性格上，伝世しやすいものであり，直接G類土器群と伴に大溝へ投棄されたものであっても，他所

から流れついたものかもしれない。しかしOF地点には杭（捕魚施設）や貝塚が多くあって，G類土器を使用した頃には，かなりの繁栄があったことが知られるので，第77号木簡もOF地点の近くで使用されたものと考えたい。したがってF類を9世紀後半代から10世紀前半頃に，G類を10世紀中葉頃に比定しておく。

H類は明確な時期をつかむことはできない。宗銭，宋青磁と伴出することから，おおむね13世紀頃と思われる。

第3章　墨書土器の出土状況

第1節　出　土　層　位

412点の資料のうち，403点が大溝内より検出されている。大溝外では，弥生時代環濠の北側に認められた溝状遺構群からNo.24が検出されたほか，E20区付近の掘立柱建物群に沿って，No. 285等7点が検出された。他の1点は明治4年に堀河通河を掘削した際に，大溝を横断したために掘り上げられた土砂内より検出されたものであって出土層位は不明であるが，一応大溝内の資料と考えられるものである。したがって都合404点が大溝内より出土したことになる。

大溝外では，A層～D層まで区分されていて，A層が表土層，B層が古墳時代以降の遺物包含層，C層が無遺物層である。遺物の多くは表土層を除去する過程で検出されたものである。直接遺構に伴出したものはないが，E20区で検出されたNo. 286と大溝内OM地点で検出されたNo. 287等は，同型式同筆跡であり大溝外の掘立柱建物群と大溝とが有機的に関連していることを示唆するものと思われる。同様なことはNo. 24とNo. 23等でも言えることかもしれない。

大溝は大別して3つの流路に分けられる。第1は古墳時代の流路で，粗砂を主体とし，粘土や流木を挟み込んでいる。最下層から古式の須恵器が検出されたことから，大略5世紀後半頃より7世紀前半代までの流路とみることができる。奈良時代の流路によって侵蝕されているため，大溝のそれぞれ片側づつに認められるにすぎないが，幅約20m，深さ約2.5mのかなり早い流れの川であったことが知られる。第2は奈良時代の流路である。有機分の多い粘土層であって，部分的に砂層を挟み込んでいるが，古墳時代流路とは峻別することができる。第3は鎌倉時代の流路である。黒変した未分解の有機物で構成されていて，奈良時代流路の全面を覆うように，浅く幅広く流れている個所と，奈良時代流路の一方に偏して，狭く深く流れている個所とが認められている。以上3本の流路のほか，平安時代の流路があるが，有機物を多く含んだ粘土層であって，奈良時代の流路とは明確に区分しにくかった。おおむね奈良時代流路と重複しているが，鎌倉時代流路に沿う傾向が認められた（文献51挿図第39）。したがって調査の過程で鎌倉時代遺物包含層をⅡ・Ⅲ層，平安時代遺物包含層をⅣ層，奈良時代遺物包含層をⅤ層，古墳時代遺物包含層をⅥ～Ⅷ層と呼称することにし，それぞれをさらに3区分している。墨書土器はⅡ層より9点，Ⅲ層より9点，Ⅳ層より196点，Ⅴ層より182点，その他6点が検出されているが，前述のように大溝は常に古い流路を侵蝕しながら蛇行しているので，古い遺物が新しい層に混り込んでいる可能性があって，層位の年代観がそのまま土器の年代観と一致しているとは限らない。また文献60で示したように，Ⅴ層内に平安時代遺物を包含することが第11次調査で明確にされている。挿図第4は第11次発掘区における大溝断面図である。①大溝が狭くなっていて，古墳時代流路が明確にされていない。②大溝の両岸に古墳時代以前の堆積層が認められ，大溝の中央部に向けて傾斜している。③大溝内堆積層は終合的で改修を示すような断面ではない。以上3点が指摘できる。①は奈良時代大溝が古墳時代大溝の真上を流れていることを示すものであり，第1章第2節立地の項で述べたように，北からの水の流れが第2砂堤の低い個所を集中的に流れた（横断した）結果，基盤を深く抉ったことを示していると考えられる。②は大溝が自然地形の低い個所を流れていることを示すもので，蛇行している点と合わせて，自然の河川である証拠の一つと言えよう。③は大溝内の改修を否定する要素であるが，文献50等で示したように，一方で大溝内を改修したと思われる断面も認められている。しかしまた，大溝南端を調査した第9次調査でも大溝の改修を認め

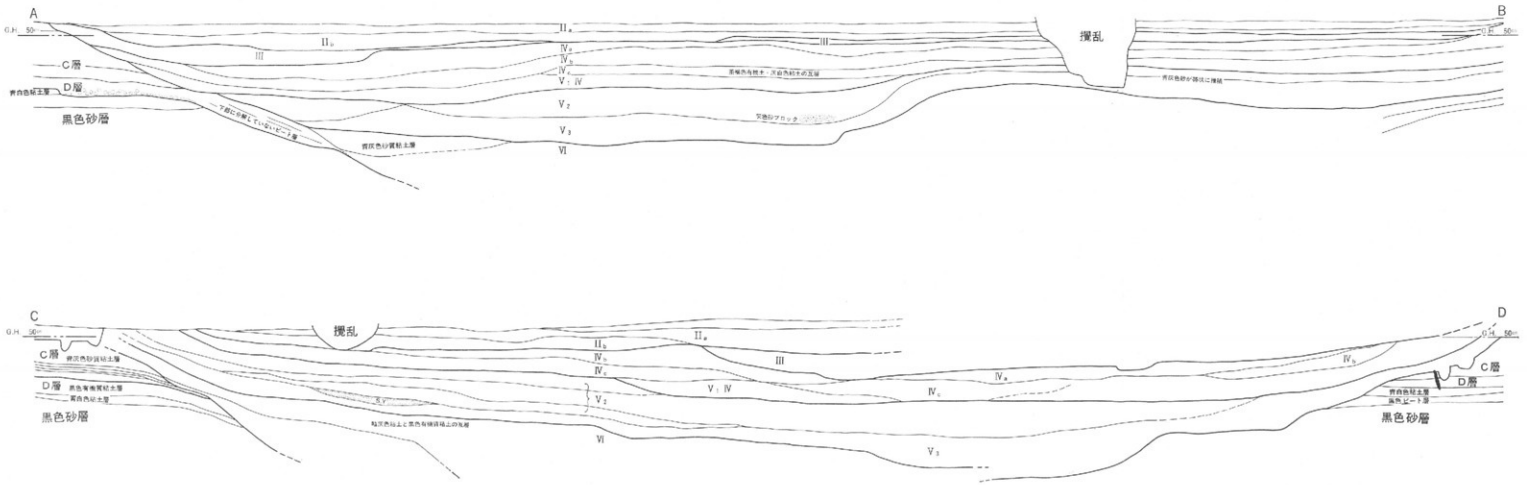

挿図第4　　大溝断面実測図　（D17区）

ることはできなかった。第6・7次までの調査で改修を認めてきた理由は，平安時代流路の最下面に推積する泥炭層（Ⅳc層）が，溝の両岸もしくは溝の一方に偏よって認められていて，いかにも掘削したためにⅣc層が切られたかのような断面を見せていたためである。奈良時代層の上部（V_1層）に平安時代遺物が混入するのも，改修が行なわれたためと考えてきた。ところが調査を継続していくと，改修を示すような断面が得られなかったばかりか，改修がおよんでいないはずの，Ⅳc層が切れていない個所であっても，V_1層内に平安時代遺物が混在することが確認された。改修が行なわれたためにⅣc層が切れたものではなく，葺の類を主体とするⅣc層は，水の流れの多い部分には生育しなかったために，溝の両岸だけにⅣc層が発達したと解せられ，改修があったためにV_1層に平安時代遺物が混在するものではないと結論づけられた。奈良時代層と規定したV_1層の年代幅は，8世紀後半から10世紀中頃までの長期に亘る年代幅を与えることになった。このことは従来の遺物の年代観にも重大な影響を与えることになろう。文献50および文献59で示した奈良時代遺物包含層の上層ないしはV_1層とした遺物，たとえば木簡第39号（急々如律令），木簡第40号（五百間布二丈八尺），絵馬などの年代観は，奈良時代と特定できなくなった訳であり，年代幅を平安時代まで拡大する必要がある。

以上によって，墨書土器を出土層位別に見直すと，Ⅱ層9点，Ⅲ層9点，Ⅳ層167点，Ⅳ～Ⅴ層170点，Ⅴ層40点，その他6点となる。

第2節　地点別・年代別・器種別出土状況

大溝には小貝塚が多数存在したが，これは貝や骨など食糧残滓の投棄が無秩序に行われたものではなく，周辺の建物群と密接な関係があったことを示している。そこで貝塚の分布と周辺の杭列とのかねあいから，A～Nのグループにまとめ，これに大溝のOを冠してOA地点ON地点などと称して挿図第2のような地点別とした。地点別および第2章で示した年代観にもとづいて墨書土器の出土状況を分類したのが表1である。それによると，OA地点，OF地点，OJ地点，OM地点に出土頻度の高さが指摘できる。奈良時代に限ると，この外にOH地点にまとまりをみることができる。木簡の出土状況と対比してみると（表5），ほぼ木簡の出土状況と墨書土器の出土状況とが一致しているが，OG地点では木簡18点にたいして墨書土器1点と極端な差のある地点もあった。

表1　出土地点別墨書土器分類表

地点別＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
OA	3	3	11	8	1	2	10	2	5	45
OB			1	8		6				15
OC	3		7							10
OD	4	1	3	4	1	2				15
OE				4		7	7		1	19
OF	2	1	4	1	1	1	26	1	4	41
OG	1									1
OH	1		7	8		3	5		1	26
OI		1	3	3			3	1	2	12
OJ	5	1	80	6		2	52		3	150
OK		1	9	1				1	1	13
OL	2		3					1		5
OM	1	1	9	6		1	14		2	33
ON			1		1		3		1	7
技　1			2				5	1		7
技　2	1	1					1			3
その他			2			1	4		2	9
計	23	10	142	49	4	25	130	7	22	412

前述のように，墨書土器を器種別にみると，坏の類が過半数を占め，ついで盤の類，それに若干の壺，脚坏盤などが認められている。これを地点別毎に，年代観に沿って分類を試みたのが表2である。なお須坏とは須恵器坏の略であり，須蓋とは須恵器坏蓋の略である。同様に，土坏とは土師器坏の略である。その他には器種不明のものも含めた。

表2—1　器種別単害土器分類表

OA地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2	2	4	5						13
須・蓋										
須・盤										
須・その他			2						1	3
土・坏		1	3	2					3	9
土・盤			1	1						2
土・その他	1		1							2
陶・坏					1		10	2	1	14
陶・盤						2				2
計	3	3	11	8	1	2	10	2	5	45

表2—2

OB地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏			1	6						7
須・蓋										0
須・盤										0
須・その他										0
土・坏				2		3				5
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏						2				2
陶・盤						1				1
計	0	0	1	8	0	6	0	0	0	15

表2—3

OC地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2		4							6
須・蓋			1							1
須・盤			1							1
須・その他										0
土・坏			1							1
土・盤	1									1
土・その他										0
陶・坏										0
陶・盤										0
計	3	0	7	0	0	0	0	0	0	10

表2—4

OD地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	4	1	3	3						11
須・蓋										0
須・盤										0
須・その他										0
土・坏				1		2				3
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏					1					1
陶・盤										0
計	4	1	3	4	1	2	0	0	0	15

表2－5

OE地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏										0
須・蓋										0
須・鉢				2						2
須・その他				1						1
土・坏						1			1	2
土・鉢				1						1
土・その他										0
陶・坏						6	6			12
陶・蓋							1			1
計	0	0	0	4	0	7	7	0	1	19

表2－6

OF地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2	1	1	1					1	6
須・蓋									1	1
須・鉢			1							1
須・その他									1	1
土・坏			2			1			1	4
土・鉢										0
土・その他										0
陶・坏					1		26	1		28
陶・蓋										0
計	2	1	4	1	1	1	26	1	4	41

表2－7

OG地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏										0
須・蓋	1									1
須・鉢										0
須・その他										0
土・坏										0
土・鉢										0
土・その他										0
陶・坏										0
陶・鉢										0
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

表2－8

OH地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	1		1	1						3
須・蓋			1							1
須・鉢			3	3						6
須・その他			1							1
土・坏			1	4		2			1	8
土・鉢										0
土・その他										0
陶・坏						1	5			6
陶・鉢								1		1
計	1	0	7	8	0	3	5	1	1	26

表2－9

O I 地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏		1		2						3
須・蓋			1							1
須・盤				1						1
須・その他										0
土・坏			2						2	4
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏							3			3
陶・盤										0
計	0	1	3	3	0	0	3	0	2	12

表2－10

O J 地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2	1	45	3						52
須・蓋	3		18							21
須・盤			14							14
須・その他			2							2
土・坏			1	2		1			2	6
土・盤										0
土・その他				1						1
陶・坏						1	52	1		54
陶・盤										0
計	5	1	81	6	0	2	52	1	3	150

表2－11

O K 地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏			4	1					1	6
須・蓋		1	2							3
須・盤			3							3
須・その他										0
土・坏										0
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏								1		1
陶・盤										0
計	0	1	9	1	0	0	0	1	1	13

表2－12

O L 地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	2		2							4
須・蓋			1							1
須・盤										0
須・その他										0
土・坏										0
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏										0
陶・盤										0
計	2	0	3	0	0	0	0	0	0	5

表2－13

OM地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	1		5	2					1	9
須・蓋			1							1
須・盤			1	1						2
須・その他										0
土・坏		1	2	3					1	7
土・蓋										0
土・その他										0
陶・坏						1	14			15
陶・盤										0
計	1	1	9	6	0	1	14	0	2	34

表2－14

ON地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏			1							1
須・蓋										0
須・盤										0
須・その他										0
土・坏									1	1
土・蓋										0
土・その他										0
陶・坏										0
陶・盤						1		3	1	5
計	0	0	1	0	1	0	3	1	1	7

表2－15

枝1地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏			1							1
須・蓋			1							1
須・盤										0
須・その他										0
土・坏										0
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏							5			5
陶・盤										0
計	0	0	2	0	0	0	5	0	0	7

表2－16

枝2地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏										0
須・蓋		1								1
須・盤										0
須・その他										0
土・坏										0
土・盤	1									1
土・その他										0
陶・坏							1			1
陶・盤										0
計	1	1	0	0	0	0	1	0	0	3

表2—17

その他の地点

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏			1							1
須・蓋										0
須・盤			1						2	3
須・その他										0
土・坏										0
土・盤										0
土・その他										0
陶・坏						1	4			5
陶・盤										0
計	0	0	2	0	0	1	4	0	2	9

表2—18

総合

器種＼年代観	A	B	C	D	E	F	G	H	不明	計
須・坏	16	6	74	24					3	123
須・蓋	4	2	26						1	33
須・盤			24	7					2	33
須・その他			5	1					2	8 (197)
土・坏		2	12	14		10			12	50
土・盤	2		1	2						5
土・その他	1		1	1						3 (58)
陶・坏					3	12	126	5	1	147
陶・盤					1	3	4	2		10 (157)
計	23	10	143	49	4	25	130	7	21	412

第4章　墨書の内容

文字を記した土器は，墨書408例，朱書3例，篦書1例，計412例を算える。木書では全ての釈文を表3に示したが，全ての文字が判読できたわけではない。発掘直後ではかなり鮮明に墨痕を認め得たものであっても，出土後長時間を経た現在は，肉眼では判読不可能になってしまったものも多い。そこで全資料を赤外線テレビカメラを用いて観察し直した。そしてそのうち数点を写真に収めて図版として登載した。文字の内容は，奈良時代に比定されるものには，2～3字を連ねたものが比較的多く，おおむね書かれた内容が判読されるが，平安時代に比定されたものの多くは，1字しか書いておらず，内容を把むことはできない。土器はおおむね使用された場所の近くに捨てられるので，遺跡の性格を考えるうえに有力になると思われるので，それぞれについて若干検討してみたい。

A　遺跡の性格を示すもの

伊場遺跡に関しては　①遠江国敷智郡衙跡　②栗原駅家跡　③津守跡　④竹田郷に関する施設跡等々の諸説がある。それぞれ何らかの根拠はあるが，いまだいずれかには確定されてはいない。墨書土器それ自体も，遺跡の性格を明確に示すようなものはないが，傍証資料となるものは比較的多く認められている。

①敷智郡衙説を支持する資料として，No. 8の「郡鎰取」があげられる。いわゆる郡雑任を記したものと考えられる。須恵器坏蓋の内面に墨書されたもので，口径17.3cm，つまみを欠損するが器高3cmを計る。ＯＪ地点において奈良時代層の上位より検出された。口径が大きい点，端部の折り返しが丁寧につくられている点などから，型式的には古い様相を呈しているのでA類に比定した。8世紀前半代ということになるが筆致は新しそうであるとの見解を鬼頭清明氏よりいただいた。伴出した土器の大半はC類もしくはD類に比定されるものであり，No. 8は古く比定しすぎたきらいもある。しかし第85号木簡がＯＪ地点より検出されていることでもあり，A類に比定したことはさして不当とは言えない。その他No. 7の土師器坏の内面と底部に「郡」と記された例がある。一応D類に分類

したが，年代観は確ではない。おおむね8世紀後半代から9世紀前半代の年代幅に収まるとみて大過ない。実用の坏ならば内面まで墨書するのは解せない。祭祀用とするならば，この資料をもって直ちに郡衙説を支持する史料とするわけにはいかない。

②栗原駅家跡の存在を推定する傍証資料としては，数例の駅制関係木簡が挙げられるが，もともと文書として移動しやすい性格をもつ木簡だけでは心もとない。これに対して使用場所の近くに破棄されるのが普通である土器に「栗原驛長」と記されているのは，伊場遺跡の近くを栗原駅に比定する所説にとっては，もっとも有力な史料と言えよう。No. 1は「栗原」と記されている。高台よりも下へ，丸底ぎみの底部が出てしまう典型的なA類の坏身であって，8世紀初頭頃に比定できる。No. 2はOM地点で検出された。墨は薄く，発掘直後でも「栗原・長」とわずかに読めたにすぎなかったが，赤外線テレビカメラを通してみると（図版第12），明確に「栗原驛長」と読めることがわかった。高台が底部の中央近くになっていて，高台断面も方形になっていることから，奈良時代後半代に比定できる。No. 3は「□驛長」と記されているが，図版第12をみると「原驛長」と読んで間違いなさそうである。No. 5は「驛長壱」と読める。No. 3およびNo. 5ともOJ地点からの出土で，ともに奈良時代の後半頃に比定できる。ただNo. 5は形態上やや新しそうであり，D類とみるべきかもしれない。No. 6の坏蓋内面には「馬長」と記されている。馬長とは，伝馬長のことかそれとも駅長のことか，また馬年の男の意（人名）か定かではない。以上6点の土器は，8世紀初頭から後半にかけてのものであり，伊場遺跡の盛行期に一致しているが，郡衙とするには建物群が整然としていない点など，栗原駅家に比定するのに有力な根拠となろう。

③No. 272は「津」と書れた唯一の例である。G類に比定される陶質土器の胴部に墨書されたもので，OF地点において「得」と墨書された土器群に混じて検出された。年代的に伊場遺跡の盛行期をかなり過ぎており，祭祀の一環として投棄された可能性のある資料であるから，これだけで津守の跡とは決められない。

④赤外線テレビカメラによる観察の結果，第46号木簡が竹田廣麻呂と読めるようになり，竹田に関する木簡は総数5点となった。墨書土器にもNo. 8・No. 10が竹田郷と読めるほか，人名の中にも7例ほど竹田がみえ，竹田が出てくる頻度は多いと言える。郷名を記した例はNo. 11の象嶋だけであるが，象嶋郷とは書れていない。その点からしても，伊場遺跡を竹田郷に比定される根拠が強いと思われる。先にあげた栗原駅家に関する史料も多く，栗原駅長と書かれた土器も，竹田郷と書かれた土器もC類に比定されるものであって，土器でみるかぎり竹田郷も栗原駅家も同一時期に，同一個所に存在したとみることができる。『和名抄』の古写本の中で，特に古いとされる高山寺本には駅家郷が記載されていない。これは，駅家がどこかの郷に並置されているためとも受取れる。とすれば竹田郷の中に駅家が設置されていたとみることもできよう。

B　遺構の性格を示すもの

No. 13・No. 14に「布知厨」「布智厨」と書かれているほか，No. 15に「厨」，No. 16に「下厨南」と書かれていて，OA地点を中心とする建物群の一角が厨であった可能性を示唆するものと思われる。布知および布智は，遠江国敷智郡の敷智の音を写したものであろう。藤枝市御子ケ谷遺跡出土の「志太厨」が，志太郡の郡衙厨の意と解せられる点を援用すれば，これも敷智郡衙に付属する厨と解する見方が可能である。

その他，No. 18「上舘」，No. 19「田居」No. 20「料ヵ丘本寺」No. 21「河良堂」No. 27「寺・寺」No. 274「寺・寺」などの例は，伊場遺跡の遺構の性格を示すものかもしれない。

C　人名に関するもの

人名もしくは人名と考えられるものは，No. 22～No. 76・No. 86～No. 90と非常に多い。木簡では郷名＋姓＋名という一つの書式が認められるが，墨書土器では，郷名＋姓＋名・郷名＋名・姓＋名・姓のみ，名のみと多彩である，No. 38とNo. 39は象ヵ嶋若倭マ人足と唯一オーソドックスに書れた例である。次いで郷名である竹田を冠した例が8例と多いが，竹田郷とは書かれてない。姓を明記したものは，上記の他，川辺宗宜マ子物・海マ屎子女の2

例が認められるほか，姓だけを書いた例では参長マ，三使が認められる。その他は名のみを書いた例である。

人名の中で，同一人名を書いたと思われる例が数例認められる。竹田成継は3例検出されていて，2例がOJ地点より，1例が2区北辺におけるD11b区より検出されている。福万呂は4例検出されていて，1例が枝溝1区より，他がOJ・OK地点より検出されている。編成および廣足はOJ地点とOM地点で検出されている。これらは全て奈良時代後半代ないしは平安時代の初め頃に比定されるものであるが，極論を言えば，同一人名を書いたものが，遺跡の北端と南端で検出されていると言える。このことが何を意味するものか定かではないが，伊場遺跡の全域で広く活動していた人の名であることは間違いなさそうである。

D　吉祥句か呪語とみられるもの

平安時代に比定される土器に墨書されたものは，ほとんどが一字書であって，意味を汲み取るのが非常に難かしい。No.302～No.339はOJ地点から一部OK地点にかけての，かなり限られた範囲から検出されたもので，同種の土器約70個の中に「主」と書かれたものが混じていた。同様に，枝1地点からOF地点にかけての地域から，「得」と墨書されたものが他の多くの土器と伴に検出されている。これら2グループの特徴は，墨書の有無にかかわらず，大半の土器に使用痕がない点と，灯明皿として使用されたものが含まれている点である。

墨書部位を検討してみるとNo.7・No.102・No.109・No.112・No.115では，坏の内面にも墨書している。器である以上その内面に墨書したら，器としての機能を無視したことになる。具体的な使われ方は理解できないが，通常の器としての使い方は考えにくいであろう。

以上のように，出土状態や墨書部位をみた限りでは，平安時代に比定される墨書土器の多くは，広義での祭祀に使用された土器の一部であった可能性が強いと思われる。そしてその中には，賀・富・良・得・足・主・大・太・吉・和・甲・平・仁・豊・秀・満福といった吉祥句と言える文字が含まれていたり，男・林・珍・九・印のような呪語として書かれたと思われるものが認められる。これらは大溝の周辺で，広汎な祭祀が行なわれたことを，示唆している。それは，奈良時代遺物の中に相当量の祭祀遺物が含まれていたことにもつながりそうである。栁田国男氏が，「イバ」は「斎場」であるといわれたことがあるが，今日に残る伊場の名に，その伝統が生きつづけているとみるのは，うがち過ぎであろうか。

E　その他性格不明なもの

No.92「渋□」No.98「布 酒」・No.99「布×」・No.100「布一」・No.107「大正服」・No.275「志器合」など，意味のとれないものが数例認められる。No.92は「渋郷」もしくは「渋縮」と読めそうだが，渋郷と読めれば渋津郷の略であろうか。竹郷・象郷という略し方は例がないので，渋津郷の略とも思えない。品物を書いた例は布と酒であるが，布は布智因にみられる布と同様な意味かもしれない。

伊場遺跡出土墨書土器一覧表

凡　例

- 番号は，別冊図版，図版とも同一個体には同一番号を付した。
- 釈文のうち，欠損部分があって，その上位もしくは下位に文字が続く可能性があるものには×を付けた。
- 文字が欠失しているが，字の間隔からして文字が入る可能性があるものには・を付けた。
- 墨痕があっても判読できないものは□とし，推定できる文字には□$_{?}$を付して示した。
- 墨書部位の須は須恵器・土は土師器・胴は胸質土器の略である。底は外底を指し，内は内底を指す。内部の側面に書かれているのはNo. 37のみである。側とは外側（体部）を指す。
- 取上番号のうち，最初の番号は発掘次数を指し，ついで遺物番号である。
- 出土層位を記したが，年代観とかならずしも一致していない。また調査年次によって層の表記法に若干の相違点があるが，取上時点のままに明記されている。

表3　墨書土器一覧表

別冊図版・遺物番号	地点別	釈　文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備　考
1—1	OD	里　原	須 坏 底	A	4—727	ホ6—V_3	図版第12—1
1—2	OM	栗 原 駅 長	須 坏 底	C	11—297	D17 h—Ⅳ c 1	図版第12—2
1—3	OJ	×（原）$_{?}$ 駅 長	須 坏 底	C	9—306	Y16 f—S W	図版第12—3
1—4	OJ	里 ・ ・（長）$_{?}$	須 坏 底	C	9—238	X16 g—V_1	
1—5	OJ	驛 長 壱	須 盤 底	C	9—330	X16 d—V_2	図版第12—4
1—6	坡2	馬　長	須 蓋 内	B	7—1998	坡Ⅱ—V_2	
1—7	OA	郡	土 坏 底	D	4—580	イ5・6	
		郡	同　内				
1—8	OJ	郡 端 取	須 蓋 内	A	9—174—2	Y16 f—V_3 S W	
		竹 田 郡	須 坏 底				
2—9	OD	竹 竹 竹 □	同	C	4—947	イ4 E—V_3 N	
		竹$_{?}$	同				
2—10	OA	竹 田 郷	須 坏 底	C	4—903	イ4—V_3	図版第12—10
2—11	OL	象　鳴	須 坏 底	C	9—50	Y15 i—V_4	図版第12—11
2—12	OA	（象）$_{?}$　鳴	須 坏 底	C	4—592	ロ4 W—V_3	
2—13	OA	衣 知 屑	須 坏 底	B	3—801	B16—S B下	
2—14	OC	布 智 屑	須 盤 底	C	4—760	A15 i—V_2	図版第12—14
2—15	OA	屑	土 坏 底	A	4—288	イ6—V	
2—16	OI	下 屑 南	須 坏 底	B	6—3094	ハ5 E—Ⅳ	
3—17	OC	南	須 坏 底	C	4—642	A15 i—Ⅳ	
3—18	OA	上　館	土 坏 底	B	3—738	B16 c—C Ⅵ	
3—19	OH	田　屋	須 坏 底	D	6—3031	ハ2 E—S U	
		□	同　側				
3—20	OF	（寺）$_{?}$ 庄 木 寺	須 盤 底	C	6—710	A15 d—V	
21	OA	河 良 堂	須 坏 底	C	4—740	イ5—V	
3—22	OJ	竹 田 成 越$_{?}$	須 坏 底	D	9—240・153	X16 g—V_3 X16 d—V_4	図版第12—21
3—23	OJ	竹 田 成 越	須 蓋 内	D	9—129・361	X16 g—V	
3—24	2区北	竹 田 成 越	須 盤 底	C	7—2964	D11 b—B	
3—25	OM	竹 田 二 百 長	須 坏 底	A	11—317	D17 e—V_3	図版第12—24
3—26	OJ	竹　田　浄	須 坏 底	D	9—109	X16 g—V	
3—27	OJ	竹　田　×	須 坏 底	C	9—131	X16 g—V	
4—28	OC	竹 口 佐 □	土 盤 底	A	6—3706—1	A15 i S—V_4	

別冊図版・遺物番号	地点別	釈文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
4－29	OM	川 邊 廣 嶋	土坏底	C	11—125	E18a—IVC	
4—30	OC	竹 田 廣 足 川辺宗宜マ子物	須坏底 同	A	4—759	A15f—V_2	
4—31	OC	川 邊・寸 ×	須坏底	A	4—1083	A15i—SJ下	
4—32	OJ	川 邊 □ ×	須坏底	C	9—233	X16d—V_1SW	
4—33	OJ	川 ×	須坏底	C	9—159	Y16f—V_1	
369	OJ	川 邊 ×	須坏底	C	9-110・111	X16g—V	図版第12—369
4—34	OJ	山 邊 足 人	須坏底	C	9—179	X16d—V_1SX	
4—35	OJ	×（邊）a 廣（人）b	須蓋内	C	9—372	X16g—V_1	
4—36	OJ	× 邊 廣 人	須盤内	C	9—161	Y16f—V_1	
4—37	OC	海マ屋了女彫	土坏内	C	4—905	ホ9—V_2N	
4—38	OJ	（家）a嶋若國マ人□	須坏底	C	12—100	X16h—V	
4—39	OJ	×嶋若國マ人足	須坏底	C	9-234・235	X16d—V_1SW	
40	OD	論 麻 呂	須坏底	A	4—861	イ4E—V_2N	図版第12—40
5—41	OJ	稲 方 呂	須坏底	C	9—100	X16d—V_2	
5—42	OK	稲 万 呂	須盤内	C	9—27	Y15h—V_1	
5—43	OK	稲 万 呂	須坏底	C	9—17・388	Y15h—V	
5—44	枝1	稲 方 呂	須蓋内	C	4—1082	ホ2—V溝	
5—45	OJ	孝 麻 呂	須蓋内	C	9—175	Y16f—V_1SW	
5—46	OM	嶋 成	須坏底	C	11-124・130	E18a—IVC	図版第12—46
5—47	OJ	嶋 成	須坏底	C	9—318	X16d—SX	
5—48	OJ	× 成	須坏底	C	9—229—2	X16g—V_1	
49	OJ	嶋 成	須坏底	C	12—54	X16h—IV	図版第13—49
5—50	OJ	里 麿	須盤底	C	9—229—3	X16g—V_4	
5—51	OL	里 麿	須蓋内	C	9—52	X16a—V_1	図版第13—51
52	OJ	里 麿	須盤内	C	12—12	X16e—II	
6—53	OM	了 足 人 人	須坏底	C	11—114	E18a—IVC	
6—54	OK	子 （足）a 人 （嶋）b	須盤底	C	9—80	Y15h—V_3	
6—55	OJ	廣 麿	須坏底	C	9—253	Y16f—V_4	
6—56	OM	廣 麿	須蓋外	C	11-129・169	E18a—IVC E18a—V	
6—57	OL	人 足	須坏底	C	9—54	Y15i—V_1	
58	OJ	人 足	須坏底	C	12—59	X16h—IV	図版第13—58
6—59	OA	伴 足	須坏底	A	3—848	B16c—SC下	朱書
6—60	OM	石 足 人	土坏底	C	11—137	D17i—IVC	
6—61	OK	足 人	須蓋内	C	9 81	Y15h—V_2	図版第13—61
6—62	OD	足 小	須坏底	C	4—800	イ4—V_2S	
63	OJ	長 女	須坏底	C	12—81	X16c—V_1	
7—64	OJ	國 成	須盤底	C	12-71	X16hN—IV	
7—65	OJ	中 寸 真 木 足	須蓋内	C	9—167	Y16f—V・SW	
7—66	3区北	（嶋）a	須蓋内	一	4—1767	猫間土壌採集	
7—67	OA	嶋	土坏底	C	4—524	ロ4—V	
7—68	OA	廣 満	須盤底	C	4—550	ロ4—V	
7—69	OA	廣 満	須坏底	B	4—170	ノ6—V	
7—70	OJ	廣 □	須盤底	C	9—256	Y16f—V_1	
71	OJ	廣（満）a	須坏底	C	9—236	X16d—V_1SY	図版第13—71
389	OM	山	須坏底	C	11—97	E18a—IVふち	図版第14—389
7—72	OJ	優	須坏底	A	9—308	Y16f—SW	
7—73	OH		須盤底	D	11—362	D17e—IVC$_2$	

表3

別冊図版・遺物番号	地点別	釈文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
7—74	OJ	宗	須蓋内	C	9—182	X16d—V$_1$SY	
8—75	OJ	長	須蓋内	C	9—180	X16d—V$_1$SX	
76	OJ	長	須坏底	A	9—227—2	X16g—V$_1$	
8—77	OL	西	須坏底	A	9—93	Y16f—V	
8—78	OL	西	須坏底	A	9—51	Y15i—V$_2$	
8—79	OJ	缶(缶か)	須坏底	C	9—254	Y16f—V$_1$	缶の異体字か
8—80	OJ	缶(缶か)	須蓋外	C	9—239	X16g—V$_1$	〃
8—81	OJ	缶(缶か)	須蓋外	C	9—291	X16g—V$_1$SX	〃
8—82	OJ	缶	須坏底同側	C	12—69	X16hN—Ⅳ	〃
8—83	OJ	缶(缶か)	須盤底	C	9—360	X16g—V$_1$	〃
8—84	OJ	缶	土坏底	—	9—374	X16g—V$_2$	〃
8—85	OJ	缶	須盤底	C	9—237	X16d—V$_1$	〃
8—86	OH	缶(缶か)	須蓋底	C	6—3005	ハ2W—Ⅳ	
8—87	OB	参	須坏底	D	4—317	ロ6—V	
8—88	OJ	三	須坏底	C	9—286	X16d—V$_1$SX	
9—89	OJ	田	須蓋外	C	9—164	Y16f—V$_1$	
9—90	OJ	田	須蓋外	C	9—150	Y16f—V$_1$	
9—91	OC	漆	須坏底	C	4—757	A15i—V$_2$	
9—92	OC	漆	須坏底	C	4—750	A15i—V	郷もしくは綿の異体字か
9—93	OG	小	須蓋内	A	6—883	A15g—SS	
9—94	OI	真	須坏底同側	D	11—293	D17e—Ⅳc$_2$	
9—95	OJ	真	須坏底	C	9—331	X16d—V$_1$SW	
96A	OM	真(真か)	須坏側		11—87	E18a—ⅣorV	
9—96B			同底	D	11—104	E18aⅣC	
9—97	OJ	真	須坏底	C	9—178	Y16f—V$_1$SW	
10—98	OC	布	須坏底	C	4—758	A15h—V	
10—99	OJ	布	須脚底	C	12—107	X16hS—Ⅳ	
10—100	OJ	×	須坏底	C	9—154	Y16f—V$_1$	
10—101	OJ	秀(秀か)	須蓋外同	C	9-317・321	X16d—SX	
10—102	OJ	仟	須蓋内	C	9—176	Y16f—V$_1$SW	
10—103	ON	仟	須坏内同側	C	11—139	E17g—Ⅳc	
11—104	OI	上	須蓋外	C	6—2980	ハ8E—Ⅳ	
11—105	OD	上	須坏底	C	4—666	ホ6—V	
11—106	OJ	大	須坏底	B	9-307・320	Y16f—V$_1$SW	
11—107	OF	大	須坏底	A	6—855	A15a—V$_2$W	
11—108	OH	十	須坏底	A	11—58	D17a—V	
11—109	OB	十	土坏底同内	D	4—336	ロ6—Ⅳb	
11—110	OH	十	須盤底	C	6—3047	ハ4E—Ⅳ$_1$	図版第13—110
11—111	OA	十	陶坏底	G	4—525	イ5—Ⅱb	
11—112	OB	十	土坏底同坏内	F	4—335	ロ6—Ⅳ	
11—113	OH	十	土坏底	D	6—2943	ハ4E—Ⅳb	
11—114	OA	十	陶坏底	E	4—29	イ6—Ⅳ	

表3

別冊図版・遺物番号	地点別	釈文	墨書部位	器種	時代	出土番号	出土地点・層位	備考
		十	土坑底					
12—115	OH	十	同底	F		6—3028	ハ2E—SU	
		十	同内					
12—116	OM	十	須坑倒	C		11—71	D17i—Ⅳ	
117	OI	十 ×	陶坑底	G		6—3561	ハ5E—Ⅳ	
12—118	OA	八	須坑底	A		4—56	イ6—Ⅳ	
12—119	OD	七	須坑底	A		4—871	イ4E—V_3S	
12—120	OJ	七	須整底	C		9—329	X16d—V_1SX	
12—121	OJ	七	陶坑底	G		9—135	Y16f—Ⅳ	
12—122	OH	七	陶坑底	G		6—2926	ハ4E—Ⅳ	
		七	同側					
12—123	OA	万	陶坑底	G		3—769—2	B16c—Ⅷ	
124	OF	五 万	陶坑底	E		6—703	A15d—Ⅳ	図版第13—124
12—125	OJ	望	須坑底	C		9—114	X16g—V	
12—126	OJ	望	須整内	C		9—314	X16d—SX	
12—127	OJ	望	須坑底	C		9—130	X16g—V	
12—128	OJ	望	須坑底	C		9—287	X16d—V_1SX	
12—129	OJ	望	須坑底	C		9—371	X16g—V_1	
		望	須整底					
13—130	OK	望	同側	C		9—82	Y15h—V_2	
		望	須整底			249		図版第13—131
13—131	OJ	□ □	同側	C		9—250	Y16f—V_1	
						251		
132	OJ	望	須整底	C		9—112	X16g—V	図版第13—132
133	OJ	望	須坑底	C		9—113	X16g—V	
134	OJ	望	須坑底	C		9—227—3	X16g—V_1	
135	OJ	望	須整底	C		9—128	X16g—V	
136	OJ	望(?)	須坑底	C		9—362	X16g—V_1	
13—137	OE	太	須整底	D		4—499	ロ1—Ⅳb	
13—138	OB	太	須坑底	D		4—1065	ロ6—V_1	
13—139	校1	太	須坑底	C		4—1145	ホ2—VN	
		太	土坑底					
13—140	OJ	太	同側	F		9—241	X16g—V_1	
13—141	OJ	太	須坑底	C		9—313	X16d—SX	
13—142	OA	太	須坑底	C		4—543	ロ4E—Ⅳb	
143	OK	太(?)	須整底	C		9—16	Y15h—V	
14—144	OJ	大	須溝側	C		9—255	Y16f—V_1	
14—145	OB	大	須坑底	C		4—350—2	ロ9—V	
14—146	OF	大	陶坑底	H		6—84	A15d—Ⅱ	
14—147	OJ	大 一	須坑側	C		9—246	Y16f—ⅣV_1	
14—148	OA	川	須坑底	D		4—602	ロ4W—V_2	
		川	須整側					
14—149	OE	川	同側	D		4—498	ロ1—Ⅳb	
14—150	校2	川	土整底	A		7—1999	校Ⅱ—V_2	
14—151	OA	川	須坑底	D		4—575	イ5・6	
14—152	OA	川	陶坑底	H		4—601	イ5—Ⅳa	
14—153	OB	川	須坑底	D		4—1547	ロ6	
		川	須坑底					
14—154	OD	川	同側	D		4—1128	ホ6—V_3	

表3

別冊図版・遺物番号	頭点別	釈文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
14…155	OE	川	須 盛 底	D	4－185	イ3…Ⅳb	
15—156	OM	川	須 坏 底	D	11—86・119	E18a…Ⅳ下or V	
		川	同 側				
15—157	OA	川	須 坏 底	D	4・545	ロ4E—Ⅳb	
158	OI	川	須 坏 底	D	6…3095	ハ5E—Ⅳb	
159	OB	川	須 坏 底	D	4…334	ロ6…V	
		□	同 側				
160	OF	川	陶 坏 側	G	4…646	A15f…Ⅳ	
161	OA	川$_{\pi}$	須 盛 側	—	4—577	イ5・6	
15—162	OB	富	土 坏 底	D	4…625	ロ5E—V_2	
15—163	OE	富	土 盤 底	D	4—188	イ3—Ⅳb	
15—164	OJ	丁	須 坏 底	C	9…316・155	X16d—SW	
15…165	OJ	大	須 蓋 外	A	9…338	Y16f—V_2	
15—166	ON	□	陶 坏 底	E	11—136	E17g…Ⅳc	異体字か
15…167	OE	□	土 坏 底	—	4—30	イ3S—Ⅳ	〃
16—168	OA	或	土 盤 底	C	4—515	ロ4—V	
16—169	OJ	紀	須 蓋 内	C	9…245	Y16f—Ⅳ～V	
16—170	OK	倍	須 盛 内	B	9—74	Y15e…V_2	
171	OB	廟	須 坏 底	D	4—316	ロ6…Ⅳ	図版第13—171
172	OJ	良	須 坏 底	C	9…108	X16R—V	
173	OJ	智	須 坏 底	C	12—99…2	X16h…Ⅳ	
174	OD	□ 貢	須 坏 底	B	4—900	ホ6—V_3	
175	OA	〔公〕$_{\pi}$	須 坏 底	D	4—547—2	ロ4E…Ⅳb	太$_{\pi}$
16—176	3区北	刀	須 蓋 内	—	5—98	BⅡ下	
177	OI	刀	土 坏 側	—	6…3098	ハ2・5W—Ⅳ	
178	OA	刀	土 坏 側	—	4—576	イ5・6	
16—179	OD	九	須 坏 底	D	4…437/997	ホ6—V_2N	
16—180	OD	九	陶 坏 底	E	4—888	ホ6—V_2N	
16…181	OH	九	土 坏 底	D	6—3030	ハ2E—SU	
16—182	OH	九	須 坏 底	C	11—312・95	D17f—V	
16—183	OI	九	須 坏 底	D	6—2974	ハ4W—V_1	
16—184	OE	九	土 坏 底	F	4…154—2	イ3—Ⅳ	
17—185	OH	九	須 盤 底	C	6—3046	ハ4E…Ⅳ	
17…186	OH	九	須 盤 底	D	11…303	D17f—Ⅳc$_2$	
17—187	OH	ゆ	須 盤 底	C	11—292	D17e—Ⅳb	印の異体字か
17—188	OM	ゆ	須 盤 底	D	11…105	E18a…Ⅳc	〃
17—189	OA	ゆ	須 坏 底	D	4…551	ロ4E—Ⅳb	〃
17—190	OD	ゆ	土 坏 底	F	4—902	ホ6—SE上	〃
17…191	OM	ゆ	土 坏 底	D	11—107	D17i—Ⅳa	〃
		ゆ	同 底 内				
18…192	OM	ゆ	陶 坏 底	G	11…113	E18a—Ⅳc	〃
193	OA	ゆ	土 坏 底	D	4…546下	ロ4E—Ⅳb	〃
		ゆ	同 側				
18—194	OJ	得	陶 坏 側	G	9…183	Y16e—Ⅳ	
18—195	校1	得	陶 坏 側	G	4…1066	ホ2・5校溝VN	
18—196	OF	得	陶 坏 側	G	4…643	A15f…Ⅳ	
18…197	OF	得	陶 坏 底	G	4—661	A15f…Ⅳ	
18—198	OF	得	陶 坏 側	G	4—949	A15f—SN上	

表3

別冊図版・遺物番号	地点別	釈文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
18—199	OF	得	陶坏側	G	4—707	A15 f—Ⅳ	
18—200	OJ	得 上	陶坏側 同側	G	9—274—1	Y16 f—Ⅳ	
18—201	OF	得	陶坏側	G	4—659	A15 f—Ⅳ	
18—202	OF	得	陶坏側	G	4—816	A15 f—V_1	
18—203	ON	得	土坏側	—	11—140—2	E17 g—Ⅳ c	
18—204	OF	得	陶盤側	G	4—950	A15 f—S N上	
205	枝1	得	陶坏側	G	7—1650—2	A15 h i / A15 a b c } B C	
206	枝1	得(得カ)	陶坏側	G	4—1032	ホ2・5溝Ⅱ	
207	OF	得(得カ)	陶坏側	G	4—815	A15 f—V_3	
208	OF	得	陶坏側	G	7—1604	A15 f—V_3(Ⅳ)	朱書
		得	陶坏側	G	4—993	A15 f—Ⅳ	朱書
209	OF	賀	陶坏底				
19—210	OF	賀 山	同側 同側	G	6—616	A15 e—Ⅲ	
19—211	OE	賀	陶坏底	F	4—19—2	イ3 S—Ⅳ	
19—212	OB	賀 賀	須坏底 同側	D	4—332	ロ6—Ⅳb	
19—213	OD	賀	土坏底	F	11—938	ホ6—V_2N	
19—214	OJ	賀	土坏底	D	12—35	X16 h—Ⅳ	
19—215	OJ	賀(賀カ)	陶坏底 同側	G	9—257	Y16 f—Ⅳ	
19—216	OH	賀	陶坏側	G	11—53	D17 f—Ⅳ	
19—217	OE	賀	陶坏底	G	4—153	イ3—Ⅳ	
19—218	OA	賀	陶坏側	G	3—769—2	B16 c—Ⅶ	
19—219	OI	賀	土坏側	C	6—2973	ハ4 W—Ⅳ	
19—220	OA	賀	陶坏側	—	3—674	B16 e—Ⅲ	
20—221	OJ	賀 末	須盤底	C	9—241	X16 g—V_1	
222	OI	賀	陶坏底	G	6—2972	ハ4 W—Ⅳ	
223	OA	賀	陶盤側	F	4—526	イ5—Ⅳ	
224	OH	賀	土坏底	F	6—3027	ハ2 E—S U	
225	OH	賀	陶坏底	G	6—2925	ハ4 E—Ⅳ	
20—226	OB	足	陶盤底	F	4—283	ロ6—Ⅳb	
20—227	OA	足	土盤底	D	3—767	B16 c—Ⅶ	
20—228	OF	足	土坏側	C	4—894	A15 f—V_3N	
20—229	OA	足	土坏底	—	3—765	B16 c—Ⅶ	
20—230	OH	足 丸	土坏底 同側	D	11—309・325	D17 e—Ⅵ c_2 D17 e—V_1	
20—231	OI	足	土坏底	C	6—3006	ハ5 W—Ⅳ	
20—232	OB	足	土坏底	F	4—320	ロ9 E—Ⅳb	
21—233	OD	足	土坏底	D	4—775	イ4—V_1N	
21—234	OF	足	土坏底	C	4—893	A15 f—V_3	
21—235	OM	足	土坏底	D	11—134	E18 g—Ⅳ c	
21—236	OA	足	土坏底	C	4—57	イ6—V	
21—237	OA	足	陶坏底	G	3—660	B16 b—d Ⅱ	
21—238	枝2	足	陶坏底	G	7—1959	枝2—Ⅲ	
21—239	OD	足	須坏底	D	4—667	ホ6—Ⅳ	
21—240	OF	足	須坏底	D	6—732	A15 d—V	

表3

別冊図版・遺物番号	地点別	釈文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
21—241	OF	足	土師坏側	—	6—988	A15 f —ミゾ	
21—242	OE	足	陶坏底	G	4—178	イ3—Ⅳb	
21—243	ON	足	陶坏底	G	11—29	E17 g —Ⅱ	
21—244	OA	足	陶坏底	G	4—574	イ5・6	
21—245	OM	足	陶坏底	G	11—353	E18 a —Ⅳ	
22—246	OM	足	陶坏底	G	11—102	E18 a —Ⅳc	
22—247	OE	足	陶坏底	G	3—676	C16 a a —V	
22—248	OM	足	陶坏底	G	11—106	E18 a —Ⅳc	
22—249	OJ	足	陶坏底	G	9—369	X16 g —V_1	
22—250	OF	足	陶坏側	G	4—460	A15 e —Ⅳ上	
251	OH	足	土師坏底	C	11—313	D17 e —Ⅳc_2	
252	OH	足	土師坏底	D	6—3029	ハ2 E —S U	
253	OK	足	須恵坏底	D	9—89—2	Y16 b c —V_2	
254	OA	足	陶坏底	G	3—777	B16—S c 上	
255	OJ	足	陶坏底	G	9—184	Y16 f —Ⅳ	
256	OM	足	陶坏底	G	11—112—2	E18 a —Ⅳc	
257	OM	足	陶坏底	G	11—121	E18 a —Ⅳc	
258	OJ	足	陶坏側 陶坏底	G	9—134—3	Y16 f —Ⅳ	
22—259	OE	古 口	同側	G	4—1064	イ3—V_2N	
260	OE	古	陶坏底	G	4—738	イ2—Ⅳ	
22—261	OM	甲	土師坏底	—	11—103	E18 a —Ⅳ	
22—262	3区北	甲	陶坏底	F	5—175	B号—Ⅳ	
22—263	OC	甲	須恵内側	A	4—482	A15 h —S U下	
23—264	OM	平	陶坏側 同	G	11—62	D17 i —Ⅳ	
23—265	OM	平	陶坏底	G	11—354	E18 a —Ⅳ	
23—266	OJ	平	陶坏底 同側	G	9—185	Y16 f —Ⅳ	
23—267	OM	平(半)万呂	陶坏底 同側	F	11—126・135	E18 a —Ⅳc	
23—268	ON	万呂加	陶坏側 陶坏側	G	11—11	E17 g —Ⅳ	図版第13—269
269	OF	珍加	同底 同底	G	4—644	A15 f —Ⅳ	
270	OM	加	陶坏底 同側	G	11—100・2	E18 a —Ⅳ V	
23—271	ON	加 國	陶坏底 同側	G	11—90	E18 a E17 g } 境Ⅳ	図版第13—272
24—272	OF	國 津	陶坏側	G	4—658	A15 f —Ⅳ	
24—273	OJ	津 寺	陶坏底 同側	G	9—373	X16 g —V_1	
274	OB	寺 寺 寺	陶坏側 同	F	4—624	ロ5 e —V_2	
24—275	OE	志 安 林(麻呂)	陶盤側 同側 同底	G	3—516	イ3—Ⅳ C16 a —Ⅲ	図版第14—275

表3

別冊図版・遺物番号	地点別	釈文	器種器形	出土層位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
24—276	OA	仁	土師甕	床直	G	3—768	B16c—Ⅶ	
24—277	OF	神	須恵杯	内	—	4—481	A15e—V	
24—278	OE	又	土師甕	床直	F	4—600	イ2—W	
24—279	OE	不（酒）（酒）（酒）	土師甕	床直	G	4—184	イ3—Ⅳb	
24—280	OF	酒	土師甕	床直	G	4—814	A15f—V_1	
281	OF	酒	土師甕	床直	G	4—940	A15f—SN上	
24—282	OA	勢	土師甕	床直	C	4—347	ロ6—V	
24—283	OJ	マ	須恵杯	床直	C	9—333—2	X16d—V_1SX	
24—284	OJ	里	土師甕	床直	C	9—319	X16d—V_1SW	
24—285	3区北	農	土師甕	床直	G	5—128	E20d—Ⅲ	
25—286	3区北	和	土師甕	床直	G	5—124	E20d—Ⅲ	
25—287	OM	和	土師甕	床直	G	5—201	E18a—Ⅱ	
25—288	OM	和	土師甕	床直	D	11—122	E18a—Ⅳc	
289	OM	和	土師甕	床直	G	11—116	E18a—Ⅳc	
290	検1	和（和カ）	土師甕	床直	G	4—1080	ホ2・5—Ⅳ溝	
25—291	OH	秀（秀カ）	土師甕	床直	G	6—3026	ハ2E—SU	
25—292	OI	秀（秀カ）	土師甕	床直	G	6—2899	ハ7—Ⅳ	図版第14—292
25—293	3区北	草	土師甕	床直	G	5—192	E20d—Ⅳ	
25—294	OF	草	土師甕	床直	G	7—757	A15fN—Ⅳ	
25—295	OJ	西	土師甕	床直	G	12—3	X16h—Ⅳ	
25—296	OJ	西	土師甕	床直	G	12—7	X16h—Ⅳ	
25—297	OJ	反	土師甕	床直	D	12—101	X16hS—V	
25—298	OF	布 加	土師甕	床直	G	4—656	A15f—Ⅳ	
25—299	OJ	長（国）カ	土師甕	床直	F	12—70	X16hN	
25—300	OK		須恵甕	床直	C	9—106	Y16d—V_1	
25—301	OM	］ 口 ［	土師甕	床直	B	11—161	E18a—V	
302〜307	OJ	上	土師甕	床直	G		Y16f—Ⅳ	｝一括出土扱
26—308		土				9—189		
309〜338		土						
26—339		土				9—273		
340	OJ	土	土師甕	床直	G		Y16f—Ⅳ	
341	OH	土	土師甕	床直	G	11—142	D17f—Ⅳc—tr	
26—342	OE	蔣	土師甕	床直	F	4—741	12・3—Ⅳb	
		田	土師甕	床直				
		田	土師甕	床直				
26—343	OF	田	土師甕	床直	F	6—733	A15d—V	
		田	土師甕	床直				
		田	土師甕	床直				
26—344	OJ	福	須恵甕	床直	D	12—55	X16h—Ⅳ	
26—345	OB	満 福	土師甕	床直	F	4—333	ロ6—Ⅳb	
346	OF	満 福	土師甕	床直	G	4—992	A15f—Ⅳ	
26—347	OM	口	土師甕	床直	G	11—120	E18a—Ⅳc	図版第14—347
26—348	3区北	口	土師甕	床直	G	10—30	E20d—Ⅲ	
349	OJ	林	土師甕	床直	D	12—76	X16h—Ⅳ	図版第14—349

表3

別冊図版・遺物番号	地点別	釈文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
27—350	OM	□	陶坏側	G	11—123	E18a—Ⅳc	図版第14—350
27—351	OF	□	陶坏側	G	4—657	A15f—Ⅳ	図版第14—351
27—352	OF	(径カ)	陶坏側	G	4—459	A15e—Ⅳ	
27—353	OF	(高カ)(高カ)	陶坏底 同 側	G	4—704	ホ5—Ⅳ	図版第14—353
27—354	OJ	□ □ 卞	須盤底	C	9—107	X16d—Ⅴ	
27—355	OF	(十カ)	須坏底	C	6—760	A15a—$Ⅴ_1$	
27—356	OB	□	土坏底	F	6—2991	ハ5E—Ⅳ	
28—357	OJ	(人カ) (大カ)	須坏底	C	9—315	X16—SX	
28—358	OJ	□ □	須蓋内 同	A	9—304	X13d—$Ⅴ_2$	
28—359	OA	□ □	須盤脚底	C	4—753—2	イ5—$Ⅴ_1$	
28—360	OJ	□ □	陶坏底	H	12—13	X16e—Ⅱ	
28—361	OK	□	陶坏底	H	9—7	Y15h—Ⅲ	
28—362	OA	□	陶坏底	H	3—616	B16c—ⅡⅢ	
28—363	ON	□	陶坏底	H	11—30	E17g—Ⅱ	
28—364	OE	□	陶坏底	F	4—19—1	イ3S—Ⅳ	
28—365	OH	□	陶盤底	H	11—9	D17f—Ⅱ	
28—366	OE	□	陶坏底	F	3—677	C16a a—Ⅴ	ヘラ書
367	OA	□	陶盤側	F	4—761	イ6—Ⅳb北縁	
368	OE	□	陶坏底	F	4—31	イ3W—Ⅳ	
370	OJ	□	須盤底	C	9—332	Y16f—$Ⅴ_1$SW	
371	OJ	□	土坏側	—	9—244	X16g—$Ⅴ_1$	
372	OJ	□	須坏底	C	9—227—4	X16g—$Ⅴ_1$	
373	OJ	□	須坏底	C	9—104	Y16f	
374	OJ	京 (釈カ)	須坏底	C	9—279	Y16f—$Ⅴ_1$	図版第14—374
375	3区北	□	須坏底	C	10—12—3	E20a d—B	
376	OJ	□	須坏底	C	9—124—2	X16g—Ⅴ	
377	OJ	□	須坏底	C	9—370	X16g—$Ⅴ_1$	
378	OF	□	須坏底	—	6—1037	A15f—Ⅴ	
379	OH	□	須坏底	D	6—3007	ハ2W—Ⅳ	
380	OH	□	土坏底	—	6—3097	ハ2・5W—Ⅳ	
381	OF	□	陶坏側	G	4—645	A15f—Ⅳ	
382	OJ	□	須盤底	C	12—57	X16h—Ⅳ	
383	OJ	□	須坏底	C	9—181	X16d—$Ⅴ_1$	
384	OA	□	陶坏側	G	3—769—2	B16c—Ⅶ	
385	OA	□	陶坏側	G	4—578	イ5・6	
386	OK	□	須坏底	C	9—40	Y15h—Ⅴ	
387	OI	□	土坏底	—	6—2979	ハ4W—Ⅳ下	
388	OK	□	須坏底	—	9—170	Y16d—$Ⅴ_1$	
390	OM	□	須盤底	C	11—91—1	D17i D18c }Ⅳ	
391	OM	□	須坏底	—	11—91—2	D17i D18e }Ⅳ	
392	OK	□	須坏底	C	9—64	Y16b—$Ⅴ_1$	
393	OJ	□	陶坏底	G	12—33	X16h—Ⅲ	
394	OJ	□	陶坏側	G	12—68	X16hN—Ⅳ	
395	OM	□	陶坏側	G	11—133	E18a—Ⅳc	
396	OF	(二カ)	須坏底	—	6—628	A15e—$Ⅴ_1$	
397	枝1	□	陶坏底	G	7—1687	枝1—Ⅴ	

表3

図版・遺物番号	地点別	釈文	墨書部位	年代観	取上番号	出土地点・層位	備考
398	OJ	□	須蓋内	C	9—243	X16g—V_1	
399	OF	□	須坏底	A	6—972	A15e—V_2	
400	OA	□	土坏底	—	3—769—2	B16c—Ⅶ	
401	OF	□	須坏底	B	6—868	A15a—V	
402	OF	足カ	陶坏底	G	4—858	A15f—SK上	
403	OA	□	陶坏底	G	4—579	イ5・6	
404	OJ	□	須坏底	C	12—56	X16h—Ⅳ	
405	OJ	□ □	須坏底	C	9—177	Y16f—V_1(SW)	図版第14—405
406	OJ	□	須蓋内	C	9-355・359-2	X16g—V_4	
407	OD	□	須坏側	A	4—1126	ホ6—V_3	
408	OF	□	陶坏側	G	4—1035	A15f—SN	
409	OJ	□	須坏底	C	9—169	X16d—V_1 SX周辺	
410	OH	□	須蓋内	C	11—310	D17e—Ⅳc_2	
411	OH	□	陶坏側	F	6—3096	ハ5E—Ⅳ	
412	OA	□	土蓋内	C	4—762	イ4—V_1	

第5章　静岡県下における墨書土器について

静岡県下における律令時代の文字資料では，相良町平田寺の聖武天皇施入勅願書をはじめ，経塚遺物等を含めるとかならずしも少なくはない。また近年行なわれた発掘調査によって得られた史料も，みのがすことはできない。そのうち木簡は伊場遺跡をはじめ，可美村城山遺跡，磐田市御殿・二の宮遺跡，菊川町中嶋遺跡，藤枝市御子ケ谷遺跡の5か所から出土していて，地方における律令制度の一端を知るうえで有効な史料となっている。墨書土器も文字史料として木簡を補完し得るものであるが，一字書のものが大半を占める関係上かならずしも有効な史料とはなっていない。しかし藤枝市御子ケ谷遺跡では，木簡よりもむしろ墨書土器が遺跡の性格を決める要素となったケースであって，その意味で墨書土器の存在を無視することはできない。そこで静岡県下の墨書土器について，知り得た範囲内において紹介して，伊場遺跡出土墨書土器の側面からの意味付けとしたい。なお，主要な写真を図版XVI に収めた。なお遺跡番号と，挿図5の番号は一致させた。

本章を草するにあたって，大塚淑夫，小木香，加藤賢二，鈴木久雄，鈴木敏則，瀬川裕市郎，瀬古厳，田辺寛二，野島周一，平野吾郎，平村将司，宝地戸良雄，吉岡伸夫，向坂鋼二の諸氏より未発表資料の提供をうけたほか，種々教示をうけたことを明記して感謝の意を表する次第である。

1）奥多米廃寺遺跡・愛知県境に近い湖西連峰の一角に存する。遺跡の性格は不詳であるが，石垣を巡らした基壇を有し，山寺の様相を呈している。F類およびG類に比定される陶質土器が数百個採集されている。墨書の内容は「寺」・「祐」・「祐甲」・「施入」・「万」など寺院らしいものが認められる。このうち，寺・施入・祐は土器の外面および内面にも書かれた珍らしい例である。

2）湖西運動公園遺跡・湖西連峰から浜名湖側へ突き出た舌状台地の一角は，弥生時代中期の壺棺墓群・方形台状墓などからなる遺跡群で，その下に広がる低湿地帯より出土した。未調査部分が多いが，集落跡と思われる個所より検出された。C類の須恵器壺底に，「本」と墨書されている。湖西地方は古墳時代後期より奈良時代に至る須恵器の生産地であるので，墨書土器との関連を重視したいが，今一歩解明が遅れているのが実情である。

3）第3号地点遺跡・湖西市東笠子における工場建設工事に伴い発掘調査された。D類土器を焼成した古窯跡より検出された箆書き土器である。輪状のつまみ付の蓋もしくは盤の内面に文字を認めたが，判読できない。

4）船渡遺跡・故月岡準三氏より当館に寄贈されたものである。G類陶質土器に「向」「祥」「好」，H類陶質土

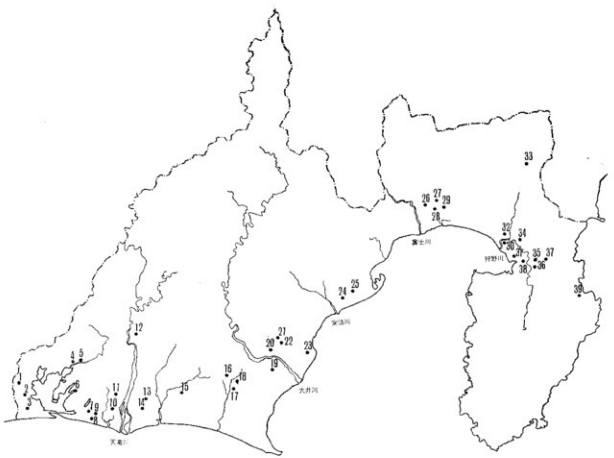

挿図第 5 静岡県内墨書土器出土地分布図

器に「小犬」とそれぞれ墨書されている。「好」は伊場遺跡出土の No. 293 と同筆跡と思えるほど近似したものである。細江町地内都田川河川敷より出土したと記録されている外，具体的な記録はない。

5) 船頭遺跡・細江町中川船頭より出土したもので，故月岡孝三氏寄贈資料である。C類に比定される土師器坏および須恵器坏に，それぞれ「大□」「神番」と墨書されている。付近一帯は古墳時代前期の遺跡として著名であり，また，条里制地割が近代まで認められた地域でもある。

6) 河岸遺跡・浜松市伊左地町において，地元の野島氏によって伊左地川右岸の沖積地より検出された。C類の須恵器に「井手」「負七」と墨書されている。江戸では井手は堰を管理する人を指すという。一種の郡雑任のような役職として井手が含まれていた可能性が指摘できるもので，貴重な史料である。遺跡の東北東約 500m の地点に赤坂平という地名が認められ，『和名抄』にみえる赤坂郷に比定されているが，資料的には，当遺跡の近くに赤坂郷を比定することができるかもしれない。なお，その後出土資料を再検討したところ，A類須恵器蓋の内面にも「井手」を認めた。

7) 城山遺跡・可美村に存する。伊場遺跡の西郊地区も行政上は可美村地先であり，また大溝延長部分に当遺跡が存することから，伊場遺跡とは一連の遺跡かもしれない。前後2回の調査によって，C類須恵器に「[illegible]田鳴成」「×田道嶋」「丁」「望」，C類土師器に「大」「女」，D類須恵器に「大」「太」・E類陶質土器に「太」「大」「川」・G類陶質土器に「又」「得」と墨書されたものが検出された。このうちE類陶質土器は，伊場遺跡の希薄な資料を埋めるものとして注目されている。

8) 東若林遺跡・可美村の東端に位置し，第3砂堤列上に占地している。伊場遺跡の真南にあたり，第2砂堤列間湿地帯を挟んで接している。ゴミ穴掘削に伴い検出されたもので，詳細は不明である。C類もしくはD類に比定される土師器類の出土が多かった。土師器の底部破片に墨痕を認めたもので，「酒」と読めそうである。

9) 伊場遺跡・本書参照

10) 三和町遺跡・浜松市三和町において，井戸に転用された大型曲物と伴に検出されたが，水路工事中に検出されたので，その他の伴出遺物，遺構等は不明である。C類もしくはD類に比定される土師器坏に，「Ω」と墨書されている。呪術か何かの記号であろう。なお，付近は欠山期に比定される弥生時代遺跡である。

11) 西の宮遺跡・浜松市恒武町で採集された。H類陶質土器の底部に「みや寛」と墨書されている。県下で唯一のひらがなである。

12) 二俣高校内遺跡・校舎の新築工事に伴なって検出されたものという。10数年前に発見し，G類土器の底部に墨書を認めたが判読できなかった。現在資料は散逸してしまった。

13) 遠江国分寺・静岡県考古学会シンポジューム資料によれば G類土器に「講読」と記されたものが認められる。国分寺が11世紀まで続いていたものか定かではないが，国分寺の講堂を指す資料と思われるもので，興味ある史料である。

14) 御殿遺跡・国鉄磐田駅の南約500m付近で，遠江国分寺の真南に位置し，磐田原台地が沖積地へ没してしまうちょうどその境目に占地している。台地の南端は小さな埋没谷が発達していて，泥炭層の発達が著るしい。埋没谷を横断するように国鉄新幹線が敷設された際に（1964年），泥炭層の中から検出された資料がある。C類に比定される土器群が大半を占めているが，中にA類，B類が含まれているほか，円面硯，曲物，斎串などが検出されている。また小貝塚を伴なっていて，伊場遺跡に近似した様相を呈することが知られる。墨書土器は，「豊殿」「在」「女」「相」「相相」「厨」と書かれている。1978年より磐田市教委員会が，付近一帯を発掘調査し，木簡をはじめ墨書土器も多数検出しているが，調査は継続中であり，資料の公開までには至っていないので，具体的な内容は知り得ない。文献66に「御殿・二宮遺跡」として木簡が紹介されている。磐田郡内でありながら遠く城飼郡（現在の榛原郡小笠町）に属する郷名を記した木簡が含まれるなど，注目される遺跡である。

15) 長者平遺跡・袋井市豊沢長者平遺跡は，縄文時代の遺跡として著名であるが，茶樹改植に伴う発掘調査に際し，H類陶質土器に「大」と墨書されたものが検出された。遺構・伴出遺物等の報告はまだなされていない。

16～18) ・菊川町内の遺跡では，木簡を出土させた中嶋遺跡が著名であり，墨書土器が伴出したと伝えられている。その他数ケ所から平安時代の土器に墨書されたものが検出されているという。実見できなかったので詳細を知り得ない。

19) 竹林廃寺遺跡・島田市船木にあり，奈良時代寺院跡として数年間に亘る発掘調査が実施されてきた。寺院との関連について詳細は知りえないが，G類陶質土器を伴う住居跡が数軒検出されている。墨書土器もG類に比定されるもので「万」「原」と読める。その他D類の盌の底部に「衣」と筆書きされたものが検出されている。

20) 柳沢遺跡・島田市柳沢において，丘陵の斜面より石組遺構と伴に検出されたものである。付近一帯では古墳は築かれていないし，古墳としては石組の規模が小さすぎるという。C類に比定される須恵器の底部に「神殿」と墨書されている。他に糸切底をなす須恵器が伴出している。いずれも，藤枝市助宗窯から搬入された土器である。

21) 御子ケ谷遺跡・志太郡御跡として注目される遺跡である。「志太」「志大」と郡名を記したもの，「大領」「少領」「中衛」「主帳」と職名を記したもの，「志太厨」「厨」と建物について記したものなど多彩である。郡名や厨の書例は，伊場遺跡にも類例があり，御子ケ谷遺跡が志太郡衙跡である点からして，伊場遺跡が駿智郡衙跡と推定される傍証となるものである。

22) 秋合遺跡・御子ケ谷遺跡南に隣接する遺跡で，「卒人」「志大領」「志厨」などの墨書土器が検出されている。現在調査が継続中であるため，解明されてない部分が多いが，墨書の内容からして御子ケ谷遺跡との関連が注目される。

23) 道場田遺跡・焼津市小川において，井戸跡内より検出された。D類須恵器に「宜」「大」と墨書されている。『和名抄』記載の益津郡小河郷ないしは小河駅との関連で注目される遺跡と思われる。

24) 頴娃遺跡・静岡市中田において，1950年代に採集されたもので，伴出遺物等は知られていない。C類の土

師器に「客人」と墨書されている。1963年頃付近の水田から，須恵器類と伴に柱根が検出されている。

25）片山廃寺・墨書土器の出土はない。文字瓦が数点みつかっている。「乂」「和」と箆書きされているので文字資料として紹介する。

26）天間代山遺跡・富士市天間に存する住居跡9軒からなる奈良～平安時代の集落跡である。このうち第7号住居跡から，坏蓋の内面に「カ」と墨書されたものが検出されている。C類ないしはD類に比定されるものと思われる。富士川以東における須恵器に墨書した唯一例である。

27）横沢古墳・C類に比定される土師器坏の側面に「離」と墨書されている。古墳の周溝より検出されたものであるが，断片である。8世紀後半代に新造される古墳はけして多いものではない。多くの場合追葬という形で8世紀後半代ないしは9世紀代の資料が古墳の主体部から検出される。しかし周溝から検出された例は唯一と思われる。6世紀後半代以降の古墳では，破砕した土器を主体部外に供献することをしていない。したがって本例は古墳に供献されたものではなく，混在したものかもしれない。

28）東平遺跡・東名高速道路富士インターチェンジ建設に伴い調査されたもので，100余軒の住居跡と倉庫跡が検出され，富士郡久美郷を形成している集落跡とされている。またインターチェンジに連なる道路（西富士道路）建設に伴う調査によって，東平遺跡がなお大きく広がっていることが確認されている。集落は8世紀前半代から9世紀代まで至るもので，このうち墨書土器は8世紀後半代に比定されるもの4点と9世紀代に比定されるもの1点の計5点が検出されている。C類土師器坏に「若常」「内」「通ヵ」「万」，D類土師器坏に「冬」とそれぞれ書かれている。

29）舟久保遺跡・富士市今泉，市立吉原第2中学校建設工事中に検出されたもので，C類土師器の側面に「倉」と墨書されている。変な土師器類の出土が顕著であり，集落跡と考えられる。

30）御幸町遺跡・狩野川左岸の河岸段丘上に営まれた，弥生時代後期～平安時代に至る複合遺跡である。このうち奈良・平安時代の遺物に銅製の銙帯金具がある。銙帯は官人が佩用したものであると規定することができるならば，遠方の大きさからして8位に比定される官人が居住していたことになろう。墨書土器は2点検出されている。こずれもC類に比定される土師器坏で，「玉」「駒」と書れている。その他「の」ないしは呪文と思われる墨書がある。

31）藤井原遺跡・沼津市下香貫に存する弥生時代から平安時代まで続く大集落で，奈良・平安時代の住居跡は100軒ほど検出されている。墨書土器は全てC類に比定される土師器で，「女」「女・女塩坏」「目」「南ヵ」と墨書されている。

32）日吉廃寺・沼津市大岡日吉廃寺は，いわゆる白鳳時代の寺院跡として知られているが，寺域内に住居跡が検出されている点でも興味ある遺跡である。住居跡は6軒発見されている。住居跡の年代観は報告者によれば，9世紀後半代のものという。しかし少なくとも第1号住居跡の出土品はA類に比定されるもので，けして8世紀中葉を下るものではない。住居跡が伽藍の中央部に存在することから，寺院が営なまれた時期（8世紀）には住居跡は営なまれず，寺院の廃絶後に住居が寺域内に営まれたと報告されている。しかし土器をみるかぎり寺院と住居が同時に営まれたとせざるを得ない。また寺院の中央部に住居が存在することに問題があるならば，伽藍配置を再検討する必要があると思われる。墨書土器は明確に住居跡に伴なったものではないのがおしまれる。土器の断面からしてD類に比定されるもので，「足」と読める。

33）長原追分遺跡・御殿場市萩原に存する集落跡で，ほぼ9世紀代以降に営まれたことが知られる。墨書土器は「十」「八十」「大」と読める。時期については明確に比定できない。一部D類にちかいものが含まれている。

34）伊豆国分寺・墨書土器の検出はない。極印瓦があって「光」と読める。文字資料として紹介する。

35）山木遺跡・韮山町山木遺跡第2次調査によって検出され，国分期と報告されている。詳細はわからない。

36）内中遺跡・韮山町内中において数個体が一ケ所よりまとまって検出されたという。ポリコンテナー約3杯以上の土器片があって，2～3の須恵器を除くと，他は全て土師器である。「文」「久」「主」「七」と読める。

伴出の須恵器坏は略完形品であるが，口縁部が2ケ所それぞれ向き合ったような位置が欠けている。詳細に観察すると，割れ口の周辺に箆で押さえた痕跡が認められた。これは明らかに把手をつけた際の痕跡である。把手付の坏とみてさしつかえなければ，湖西市早稲川1号窯，城山遺跡，伊場遺跡において検出されたものと同型で，早稲川資料をC類の指標としたことから，内中遺跡の資料も当然C類に比定される。

37） 前峠遺跡・韮山町多田をぬける道路建設工事中に，4軒の住居跡が検出された。そのうち第2号住居跡より検出された土師器の底部に「袁」と墨書されている，時期は明確にできないが，隣接する第3号住居跡から出土した壺がE類であることから，これに近似した年代観が与えられるものと思われる。

38） 大北横穴墳・伊豆長岡町大北横穴第24号横穴より，「若舎人」と陰刻された石櫃が検出された。文字資料なので紹介する。年代観は7世紀後葉と言われている。

39） 岡遺跡・伊東市岡より出土した土師器の側面に「大」と記されたものが，県史Ⅱに紹介されている。

以上県下の墨書土器を概観した。遺跡の性格を示すものとしては，奥多米廃寺・御子ケ谷遺跡・秋合遺跡に認められる。遺構の性格を示すものは，御子ケ谷遺跡の「厨」舟久保遺跡の「倉」御幸町遺跡の「厨」がある。人名は秋合遺跡に「辛人」が認められるだけであるが，藤井原遺跡の「女塩坏」は，メシオという人の坏と解せれば，人名ということになろう。その他河岸遺跡の「井手」，船頭遺跡の「神番」，「大□」御殿遺跡の「豊骰」，柳沢遺跡の「神殿」，傾城遺跡の「客人」などは，遺跡の性格付がなされそうな意味あいを持つ内容だけに注目される。

表 4　静岡県下墨書土器出土地地名表

地図番号	遺跡名	所在地	遺跡の種類	年代観	墨書部位	釈文	備考（文献）
1	奥多米廃寺	湖西市大知波	寺院跡	F・G	陶坏底・内	寺・祐・祐甲・万・施入	鈴木敏則氏蔵
2	湖西運動公園	〃 横枕	集落跡？	C	須壺底	本	同　上
3	第3号地点	〃 東笠子	古窯跡	D	須盤内	□□	
4	船渡	細江町岡地	集落跡？	G	陶坏底側	向・祥・好・好	月岡準三氏旧蔵品，当館蔵
				H	陶坏底	小犬	同　上
5	船頭	〃 中川	集落跡	C	土坏底	大□	同　上
				C	須坏底	神番	同　上
6	河岸	浜松市伊佐地	集落跡	A	須坏蓋内	井手	野島岡一氏蔵品
				C	須坏底	井手　負七	同　上
7	城山	可美村東若林	官衙跡	G	陶坏底・側	又・得	文　献2
				E	陶坏底	太・大・川	同　上
				C	土坏底	女・大	同　上
				G	陶坏底	男・仁	浜名郡可美村城山遺跡範囲
				E	陶坏底	太　太	確認調査概報
				D	須坏底	川・太大	同　上
				C	須坏底	〔蛭〕カ田嶋成・田道嶋・丁	同　上
				C	須蓋内	望	同　上
8	東若林Ⅱ	可美村東若林	集落跡？	C	土坏底	〔酒〕カ	
9	伊場	浜松市東伊場―可美村	官衙跡？	A～H			表3
10	三和町	〃 三和町	集落跡	C	土坏底	□□	当館蔵
11	西ノ宮	〃 恒武町	集落跡	H	陶坏底	みや堂	田辺寛司氏教示，当館保管
12	二俣高校	天竜市　二俣	？	G			
13	遠江国分寺	磐田市　中泉	国分寺	G	陶坏底	講院	静岡県考古学会シンポジューム資料
14	御殿	〃 御殿	官衙跡？	C	須盤底	豊骰・女	鈴木久雄氏蔵
				A～C	須坏底	在・相・相相・萬	宝地戸良雄氏蔵
15	長者平	袋井市豊沢	集落跡	H	陶坏底	大	吉岡伸夫氏教示
16	潮海寺	菊川町潮海寺					加藤賢二氏教示
17	八王子	〃 八王子					同　上

地図番号	遺跡名	所在地	遺跡の種類	年代観	場書部位	釈文	備考（文献）
18	中嶋	菊川町中嶋					加藤賢二氏教示
19	竹林廃寺	島田市船木	寺院跡	D	須恵底	衣（ヘラ書）	下野哥郎氏教示
				G	土師底	万・ 邸	同上
20	柳沢	〃 柳沢	集落跡	C	須恵底	埦殻	『朝日10号・大塚叡夫氏教示
21	御子ケ谷	藤枝市瀬古	官衙跡	C～D	須恵底	志太・志大・大領・志大領・少領・志太少領	日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告 1978
					須恵内面	志太少領・領	
					底	志太少領殿・中衛・主張・郎	
					高坏	志太厨・厨・志厨・志野上前玉・上請・赤羽・上人前・作・凡	計 237点
22	秋合	藤枝市瀬古	官衙跡？	C～D		志大領・志厨・夜夫・飛百・十・牟人	日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査報告書 1979
23	道場田	焼津市小川		D・G	須坏底	大・直	向坂鋼二氏採集資料
24	儀城	静岡市中田	集落跡？	C	土坏底	客人	瀬古敏氏採集資料
25	片山廃寺	〃 片山	寺院跡		瓦	和・又	静岡市片山廃寺調査概報 1968
26	天間代山	富士市天間	集落跡	C	須恵内	力	天間代山 富士市1977
27	横沢古墳	富士市横沢	周溝内	C	土坏側	離	平林将司氏教示
28	東平	富士市伝法	集落跡	C	土坏底	若雲・内	富士市史平遺跡
				C	〃	通ゅ 方	発掘調査概報 1968
				D	土坏底	冬ゅ	平林将司氏教示
29	舟久保	富士市今泉	集落跡	C	土坏側	倉	同上
30	御幸町	沼津市御幸町	集落跡	C	土坏底	玉・厨	駿河考古4
31	雀井原	〃 下香貫	集落跡	C	土坏底	女・女・女塩坏・日岡ゅ	藤井原遺跡発掘調査概報
32	月吉廃寺	〃 大岡	寺院跡	G		足	駿河日吉廃寺発見の住居址について 山内
33	永原追分	御殿場市裾原	集落跡	E	脚坏・土坏	十・八十・大	永原追分遺跡御殿場市1977
34	伊豆国分寺	三島市	門寺		瓦	光	東大寺と関分寺 石川1959
35	山木	豊山町山木	集落跡				ニューサイエンス社 1969
36	内中	〃 内中		C	土坏底	久・文・主・七	瀬川裕市郎氏教示
37	前畑	〃 多田	集落跡	E	土坏底	寅	伊豆韮山前畑 小野他 1966
38	大北	伊豆長岡町大北	古墳		石槨	若舟人	大北横穴Ⅱ・伊豆長岡町
39	岡	伊東市岡	築炭	D	土坏側	大	県史 Ⅱ

第6章 伊場木簡補遺

第1節 既報告木簡の再検討

伊場遺跡第12次の2期調査（78年11月）までに，108点の木簡を検出したが，そのうち第7次調査（74年11月）までに検出した77点については，『伊場木簡』として既に報告した。したがって残り31点について今回報告する。

伊場木簡は全てが判読可能なほど鮮明に墨が残っているものとは限らず，判読不可能なものも多い。ところが最近赤外線テレビを用いて観察する方法が普及してきた。赤外線写真に比べ，写真撮影するにはブラウン管を撮影することになるので，走査線が映ってしまい不鮮明になるきらいがあるが，逆にその有効性については，東京国立文化財研究所の石川雄郎氏によって紹介されていることからも理解できる（石川1979）。赤外線を照射する角度を調節したり，加減することによって，かなり鮮明に墨を認めることができた。鮮明に見える角度等を探しながら観察できるのは，テレビの有効性の一つである。その結果既報告分のうち，21点について新に判読できたり，墨痕を認めることとなったので，改めて紹介するものである。変更すべき文字には・印を付して明記したので，文献No. 50と対比しながら検討していただければより理解されると思われる。第78号以下の木簡については，一部文献No. 66に紹介したが，今回紹介する釈文と若干異る部分がある。これも赤外線テレビを用いて再調査した結果である。なお釈文

は奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部（狩野久部長）によるものであるが，赤外線テレビによる再調査には同室長鬼頭清明氏の手を煩わした。また木簡の表記法は『伊場木簡』にしたがったが，法量はmmで示してある。

第 1 号　□□□　己欠□

半□　欠□□

第 3 号　・□□年□月生十日柴江五十戸人　若□□

・□□□三百卅東□□マ□□

第 5 号　□□□□□百七十六束代又江田□□

第 6 号　・　竹田五十戸人□

・□□□□　□□

第 10 号　竹田□□□里

第 11 号　（右側）　人五石八十　五十五□石□　□

六又□□八又□

（左側）　□□部廣　神麻績部真虫女□

第 12 号　（1）　□□　人　□　□□□□□□□男

□　□　□□□

□□　大　奉　□和　□□

（2）　若倭奉奉奉奉　我

□若倭部　龍草良臣大初　我　我　神人部　若倭マ　「□□□□□□

若　我　若豊忍　□□□□□早□」

第 14 号　□□□三使部□□麻呂　天大大大大大大大

敷智郡□宗可□　天□□

第 19 号　濱津郷□□□二人

第 21 号　人　□　委尔部足結屋一　若倭部小人屋一　語部□支□屋一

□□□椋□双□　肥人部牛麻呂椋一　若倭部八石椋一　同小麻呂椋一屋　□□

一　委尔部長椋二　五十戸造麻久□一椋二　委尔部干支鞨椋一

□部衣依□屋　語部山麻呂椋一　宗尔部□□屋一　委尔部酒人椋一

驛□人　軽部軽部足石椋一屋一　蘇可部□男椋一屋一

人語部三山椋一　加□□五十戸人　語部小衣屋一椋一

原語部□古椋一　□□男椋一宇□□　語部小君椋一　□

□□□ □□□□ 宗可部□椋一

□部□□□□□□ 間人部□ 同部□□屋 日下部□木椋二□作[今カ]

・□□□□女屋一□ □部龍椋一 石部国□椋 宗何部□□椋一

□□□□ 同□椋一 大□部足石椋一[伴カ] 宗□□□□□椋一

宗可部□□椋一 敢石部角椋一

□□□ □□ 加□□ 一椋一 □□ □ □ □

神人□□□□ 宗何部伊□□椋 □

□木部□椋一 □□□□

□□□□椋□□ □□□

第 30 号 ・□ 美濃關向京 於佐々□□ □□□□ 濱津郷□□人[安カ]

・□驛家 宮地驛家 山豆奈驛家 鳥取驛家

第 31 号 ・鳥文戸主刑部石□

・天平七年

第 41 号 ・□部廣□ 田□□□ 若倭部□

□□

・

□□□ □□□□

第 45 号 ・ 栗□□□□食□斗充[充カ][魚カ]

・ □

第 46 号 竹田廣麻呂□□[呉カ]

第 47 号 和治田□□□[政カ][長カ]

第 51 号 丸尔

□ □□ □□[安カ]

□ □

第 52 号 □廣麻呂九束 戸主若倭部石□六[山カ]

□知麻呂廿束 戸主若倭部足嶋九束

部飯麻□ □ 戸主□尔部刀良[望カ]

馬主□尔部吉麻呂廿束

□□依戸口同部色夫知四束 □□□□一束□□毛牡馬[今カ][代カ][馬カ]

□□□呂[麻カ] 馬主戸主宗宜部□□□四束[鳥麻カ]

戸主若倭部足□□□[鳥カ]

第 54 号　赤坂□戸主刑部廣麻□□

第 63 号　・□　　門田□□□□□

・

第 69 号　・□□□□

・大員毛□□

第 74 号　□□□

第 2 節　伊場木簡追加資料

第 78 号　浜津郷　131.5×27×5.5

5・2

ＯＬ地点において奈良時代層の下位から検出されたものである。濱津郷は第19号および第30号についで３例目となった。付近から祭祀遺物の出土があった点および5・2型式と形態も近似している点など第19号と共通した特徴をもっている。ちなみに第19号と同様に大溝の東縁から検出されたものであるが，両者はほぼ70mほど離れている。墨書土器No. 11（象嶋）の近くで検出されたが，出土層位は異っている。

第 79 号　二　人　(156)×195×5.4

0・2

大溝は国鉄東海道線を潜ってその南に至ると，大きく東へ曲流している。その西縁は攻撃斜面となっていて，河岸段丘状のテラスを呈している。ここには小貝塚群があって，多数の墨書土器や木簡を出土させたので，ＯＪ地点と呼称している。当木簡はＯＪ地点のやや南寄りで検出されたもので，頂部を欠損しているが，刀子の刃先のようなもので刻んだと思われる文字が認められた。出土層位は奈良時代層の上位にあたるが，ＯＪ地点では陶質土器や須恵器が混在するので，年代は特定できない。

第 80 号　□　114×22.5×6.7

2・3

ＯＪ地点より陶質土器と伴に検出された。頭部の刻みに沿って墨痕を認めるが文字にはならない。

第 81 号　□　263×18×6

2・2

ＯＫ地点において奈良時代層の上位より検出した。墨痕を認めるが読めない。

第 82 号　今急□□田□　□□□語マ□□　□一　545×374×5.4

1・1

ＯＫ地点の奈良時代層の中位より検出された。墨はほとんど消えているが，字面が浮き上っており，すかしてみると読むことができる。語マは第21号木簡に次いで２例目である。

第183号　　槻前入児末呂　今田井[戸カ]□田□□　　411×40×11
1・3

ＯＪ地点の東寄で，Ｖ層の上位の下部より検出された。ＯＪ地点のＶ層は年代幅が大きいが，下部より検出されたので奈良時代とみたい。上端は厚く，下端にいくにしたがい薄くなっていて，楔状を呈している。下端には径5mmほどの貫通孔が一つある。

第84号　（刻線）
[申カ]
□年二月十六日□人□御□□□□[久利カ]故□□　　368×210×9
[故快変カ]
□御調□本□□知マ故負□□□　□□　　1・1
□火□□□□□

ＯＪ地点の東にはＯＫ地点と一線を画するように，幅約2.7mの枝溝が南西方向から入り込んでいて，出口には，枝溝へ水を導くために設けられたと考えられる杭列が大溝に直交しており，その東側から検出された。Ｖ層の中位から検出されたが，杭の影響によって層位に乱れがあり，年代観はたしかではない。西年二月と読めそうなので，７世紀代の木簡と読めて間違いないであろう。写真では刻線に重なって「乙」に似た墨痕がみえるが，これはキズであり，乙百とは読めない。

第85号　・□□□□

・右件人今時遇不[逆カ]□来　　神亀四年十一月十四日□□□□　　463×27.4×8
1・1

ＯＪ地点において貝塚（ＳＸ）の下部より検出された。墨は消えているが，字面がうきあがっているので，すかしてみると読める。神亀四年は西暦727年にあたるが，出土層位および伴出土器は８世紀後半代に比定される。古い木簡が混入したものと考えられる。

第86号　（刻線）
□
四　戸人□□十
十　戸□□八　戸人三□□　□[六カ]　460×93×7.5
□人□　□□□十□　1・1
[人カ]
戸人□□　□□□□十　□六
□　戸人西方□　戸人忍勝六　戸人万呂□□
□　戸生部□□一□　敢石マ麻□　□[戸人カ]□□□□八

ＯＫ地点枝溝の出口において，奈良時代層の下位より検出された。刻線によって四段以上に区画され，その中に姓を欠く人名と数字が記載されている。帳簿もしくは伝票の類と思われる。

第87号　・[造カ]□□□□遠慰懸□　　220×46×5.7
・　小畜漏余□　　0・0

ＯＪ地点とＯＫ地点とを区画する杭列（ＮＦ18）の東側に接して出土。上端・下端とも欠損しているうえ，裏面は墨が薄く，赤外線テレビでわずかに判読できるにすぎない。奈良時代層の最下部から検出されたので，７世紀代に比定できる。表は習書に使われたらしい。

第88号　・[遣カ]□マ金□十八束同マ□長女四束　　(144)×21.7×3.5
・□□□知万呂十束　□己　　0・3

第９次調査発掘区東壁断面より検出した。ＯＬ地点奈良時代層の上位にあたる。裏面は赤外線テレビ

を用いて判読された。下端を尖らし末端まで文字が続く。付札か伝票の類かと思われる。なお同一人物がどうかわからないが第52号木簡に知麻呂廿束，第95号木簡に知麻呂一斤とみえる。□長女は人名と考えられるが，長女は墨書土器No. 63にも認められている。

第 89 号　□□□□□

・□市百万果□□方黒市□□□天

□市□　　(148)×26×3.8

・□□□□　　0・0

第9次発掘区北壁断面より検出した。OJ地点奈良時代層の上位にあたるが，年代は特定できない。表面にⅣ層（平安時代）に多くみられる草炭層の付着が認められるので，新しい木簡かもしれない。文書風であるが墨が薄くほとんど読めない。上端・下端とも欠損している。

第 90 号　□□　　(266)×30×7.3

0・0

OJ地点において，Ⅴ層の上位より陶質土器や須恵器と伴に検出された。わずかに墨痕を認めるが読めない。断面は片丸造りで，他に類例がない。

第 91 号　蓋聞駕羽乗□　　(99)×29×9.4

1・0

OM地点の南半部分は河岸段丘状になっていて，Ⅱ～V_1層までが整合的にほぼ水平推積している。このうちⅣb層から検出されたものであるが，断面観察のため壁面を削り込む過程で端部を欠損させてしまった。層位的には平安時代に属するが，同一層位からC類に分類したNo. 2の墨書土器（栗原驛長）が検出されているので，8世紀代まで遡るかもしれない。

第 92 号　・□□□西　　(79)×13.8×3.2

・　□□　　0・0

ON地点の北側東縁には古墳時代流路によって，形成された小さな湾状の窪地があって，奈良時代になると有機物を多く含む粘土層が推積した。そこから4点の木簡が集中して検出されたうちの1点である。層位的には奈良時代層の下位に含まれる。上端，下端および両側とも割れている。

第 93 号　□西　天□　　(77)×25×4.1

0・0

ON地点において，奈良時代後半代の層位より検出された。上端，下端とも欠損している。

第 94 号　蛭田郷〔正為カ〕□□マ多志　　324×24.2×5

1・2

ON地点において，奈良時代後半代の層位より検出された。蛭田郷は『和名抄』にも載っているが，今日その位置は定かではない。□□マは正為部と読めそうであるが，正為部は現在まだ確認されていない部である。これで『和名抄』記載の敷智郡の郷名のうち，象島以外の郷名を木簡に認めることとなった。なお隣接する可美村城山遺跡から蛭カ田嶋成と記された墨書土器が出土している。

第 95 号　敢□□　□□倭マ□一斤　五百マ□

・□□五戸□□　□□　又庸□□□□□□呂　石道一斤　(403)×40×5.2

宗宜マ□□□〔呂カ〕　□□□□　1・1

ON地点，奈良時代層の下部にあたる大溝底面より，斜に突き刺ったような状態で検出された。上面側は墨が薄く肉眼では判読できなかったが，赤外線テビレを用いた結果，庸・□優マ・五百マ・宗宜マなどが確定された。宗宜マは10例目であるが，五百マは初出である。裏面にも「庸」が見え，点刻ないしは刻線で区画された中に，人名と重さの単位を示す「斤」が見えるが，庸の次の字が読めない。

第 96 号　　五十代　　(162)×(135)×4
0・0

ON地点において，大溝内奈良時代層の中位から検出された。上端，下端ともケズリであるが，本来は五十代の下に文字が続くものと思われる。「代」の用例は，第5号と第52号の木簡にもみられる。

第 97 号　　栗原玉作マ貴□　　(105.5)×29×3
1・0

OM地点において，大溝内奈良時代層の中位から検出された。下端を欠損している。栗原は第55号木簡について，玉作マは第27号木簡についてそれぞれ2例目となった。第27号木簡では「驛家玉作マ」とあり「栗原驛家」と墨書土器のように書かない。郷名を二字で表わすことに準じた処置であろうか。

第 98 号　　□　　741×43×8.6
3・1

OH地点において，大溝内奈良時代層の下位より検出したが，墨が薄く字画をたどることはできない。下部側面に3ヶ所刻みをつけて，さらに墨を付けているが，何に使用されたものかわからない。

第 99 号　　小文郷□□□□　　134×19.3×3.5
1・0

OM地点において，大溝内奈良時代層の下位より検出した。『和名抄』記載の遠江国敷智郡内の郷名にみえる小文郷に該当する。第2号木簡に□[宍カ]文甲とみえ，これをヲフミと訓じて小文郷にあたると考えたが当木簡に明確に小文郷を認めることになったので，□[宍カ]文里は錯綜郷とみる方が良いだろう。

第 100 号　　□□亥　　(183)×(40)×4.6
0・0

OM地点において，奈良時代層の下位より検出したが，上端，下端とも折り取られているうえ，側面も削り込まれていて，全形を知り得ない。

第 101 号　・□[大カ]□□□□　　138×(50)×6
・　　□□　　1・1

河岸段丘状に形成されたOM地点において，平安時代層の中位より検出された。表裏ともに墨痕を認めるが読めない。

第 102 号　　□　　□□天□　　(313)×17×8
0・0

OH地点において奈良時代層の上位より検出されたが，年代観は特定できない。下端を欠損する。

第103号　□□□□□□（行カ）　(232)×(15.7)×4.3
0・0

OH地点において奈良時代層の下位より検出された。墨痕を多数認めるが読めない。

第104号　□□□　(328)×40×4
0・1

『伊場遺跡遺物編1』(文献59)を刊行するにあたり，出土木製品を整理していて発見したものである。ハ5W－V3　6-378と記帳されている。ハ5Wは大溝内OI地点にあたり，奈良時代層の下位から出土したことが知られる。しかし墨は消え，字画がわずかに浮きあがって見えるにすぎない。

第105号　・□　(723)×(27)×7
・□　0・1

第12次の1期調査区（OJ地点）において，発掘区南壁面より検出した。平安時代層の上位に頭を出して，奈良時代層まで斜めにつき刺したような状態で検出された。頭部および側面を欠損するため読めない。

第106号　□□□人八年十□　(84)×(26)×3
0・0

OJ地点において奈良時代層の上位より検出された。上端，下端とも欠損する。

第107号　□　(40)×(11)×2
0・0

OJ地点において奈良時代層の中位より検出された削片である。墨痕を認めるにすぎない。

第108号　・巳亥年□（五カ）月十九日渕評竹田里人若倭マ□（老カ）末呂上為　(305)×39×4
・持物者馬□□□人□□（五カ）史□評史川前連□　2・0

D12区において検出された。東部地区北半部は，弥生時代環濠や奈良時代枝溝 NT003・NT004 などが複雑に入り乱れていて，木簡を伴出させた遺構を明確に把えることはできなかった。枝溝はE12区までほぼ直線に伸びているので，直接枝溝内に存在したものではない。NT003は枝溝にほぼ直交し，南東方向に伸びる小溝であるが，覆土が木簡伴出遺構と共通するほか，木簡がNT003の延長線上で検出されているので，おおむねNT003内に存在したものと考えられる。巳亥年は文武天皇の3年（西暦699年）に該当する。渕評は『和名抄』記載の遠江国敷智郡を指す。

第7章　伊場木簡（補遺）について

伊場遺跡出土木簡すなわち『伊場木簡』は，すでに報告済み（文献50）の77点に，その後の検出例を加えて108点となった。別に木製人面墨画人形1点と，文字を線刻もしくは焼火箸で記した曲物2点がある。これも報告済みである（文献50）。本書にはその後の検出例31点だけを補遺として載せるつもりであったが，すでに述べたように，赤外線テレビカメラを購入して，既報告の木簡も再検討したところ，かなり釈文を訂正すべき点が生じたので，奈良国立文化財研究所の指導を得て，既報告の修正も行なうことにしたのである。以下，修正された釈文と，今回報告する木簡の釈文の主なものについて，調査関係者としてのコメントを付けたいと思う。

第6号の表に五十戸人と記されているらしいことは，赤外線フィルムによって判明していたが，今回赤外線テレビカメラによって，これを確定することができた。

第14号については，不確実であった三使部と敷智郡を，それぞれ確定することができたが，特に敷智郡と読める

ことが確定したことは大きい成果であったといえよう。伊場木簡の中で，郡（評）名を記載したものは，今回報告する第108号が発見されるまで，これが唯一の可能性を持つ木簡であった。ただし，郡名の下が宗可としてもそういう名の里名は『和名抄』には見えない。

第21号については，表の5段目冒頭を「驛□人」としていたのが，発見当初の読み「驛評人」に近ずいた。この点については，『日本史研究』178号（1977）の「1976年度日本史研究会大会報告批判」の中で，原秀三郎氏がすでに若干の論評を加えている。座右の乏しい史料を検索しただけでも，次のようなことが知られる。『藤原宮出土木簡（一）』には，大官大寺跡の土壙から「讃用郡駅里鐵十連」と記す木簡の出土が報ぜられている。この駅里とは，『延喜式』と『和名抄』を対比してみると，播磨国佐用郡中川郷，遡っては『播磨国風土記』の讃容郡中川里と同名の中川駅のことと推定される。『播磨国風土記』といえば，賀古郡の条に「驛家里　由驛家為名」という記事がある。この駅とは賀古駅のことであろう。この2例は駅家周辺の公民を編戸するに際し，駅名を用いずに駅字をそのまま里名としたもののようである。木簡では駅里とあるのが，『播磨国風土記』では駅家里となっているのは，和銅五年五月に二字の好字に改めたことに対応した処置といえようか。

第21号木簡では，「驛評人」と記されているから，前2例からみて「驛里人」と読みかえることができるとみるのが，自然かも知れない。この見方は二つの点で支持できる。第1点はこの木簡が，8世紀の層位から出土したとはいえ，書体からして7世紀の木簡と推定されていること（東野治之「藤原宮木簡の書風について」『MUSEUM』314号）、第2点は，7世紀代の木簡では里名十人という書式をとるのが，8世紀になると里名十戸主という書式に改められていることである。しかし，逆に里名十人の書式に従うなら，「驛里人」又はこの木簡に即していえば「驛五十戸人」と書くべきで，それを敢えて評の字を使っている点が，上記解釈の難点である。

そこで，別の史料に当ってみよう。

（イ）「玉置驛家三家人黒万呂御調三斗
　　天平四年九月」　（『平城宮木簡一』345号）

（ロ）「日奉部足人年卅三
　　上総国市原郡大倉驛家戸主日奉部安麻呂嫡」　（『寧楽遺文』中巻 p.520）

（ハ）「驛家玉作マ稚□」　（文献50. 第27号）

（ニ）「栗原若日下マ五百嶋」　（〃　第56号）

（ホ）「栗原玉作マ真□」　（〃　第97号）

これらに共通する点は，駅家もしくは駅名の次に郷（里）名を欠いている点である。これには意味がありそうに思える。その手がかりとなりそうな木簡に『平城宮木簡一』所載331号がある。

（ヘ）「若狭国遠敷郡玉置郷田井里三次郡門依良調塩三斗神龜四年潤月七日」

これは年紀からみて，（イ）とちょうど5年しか離れていないが，一方は玉置駅家とあるのに一方は玉置郷と記す。双方がそれぞれ別個に50戸に編戸されているとは思えないから，郷名の表記に二様あったと見るか，（イ）は駅子を示し，（ヘ）は駅名を帯びた郷の戸主を示すと見るべきであろう。とすれば後者の方がより妥当な解釈といえるのではなかろうか。つまり，（イ）～（ホ）は駅家郷に編戸されていることを表わしているのではなく，駅家に所属する駅子を示していると考えることができる。そう考えてよければ，第21号木簡の「驛評人」は「驛里人」ではなく，「驛家人」を意味していたという解釈が成り立ち，駅家は大宝令制前において，駅評と呼称されていたことになるであろう。この場合，播磨国の2例は，名実共に「由驛家為名」ものとみられる。以上は，いわゆる郡評論争に直接関連のない評字をめぐる，ひとつの解釈である。後述する第108号木簡にも裏書に評字が見え，表書の淵評の評とは違う意味をもっているかに思える。しかし，この2例の評字の用例はいずれ，郡評論争にも影響を与えることになるであろう。

第31号木簡については，烏文の次が読めなかったが，このたび「戸主」と判読できた。

第46号木簡については，ほとんど釈読できなかったが，竹田廣麻呂という人名であることがわかった。

第52号木簡は，馬主を冠した戸主姓名と，束数を列記していることで，注目を集めた木簡であるが，再検討の結果，数個所不確実な文字を確定できた。特に下段5行目を「一束〔代黒カ〕□□毛牡馬」と読めた点は大きな成果であった。

以上は，既報告（文献50）分である。

第78号木簡には，「濱津郷」とだけ記されている。余白が多いから何か書かれていたかも知れないが，墨は残っていない。

第83号木簡は，冒頭に人名を記している。梔前は檜前と同じ。『駿河国正税帳』には志太郡の郡司として「梔前舎人」の名が見えるが，檜前を梔前と書く例は『日本古代人名辞典』第五巻によると，あまり多くないようである。遠江国城飼郡の郡司（主帳）に，檜前舎人部諸国という人物がいたことは，『続日本紀』宝亀二年三月の記事によってわかる。

第84号木簡は，木目の筋がゆがんでいるが，幅の広い板を利用している。下端は完結しているが，上端は切断されているらしい。右上隅が欠けているが，赤外線テレビカメラでみると，かすかに「酉」らしい字が見える。大宝前で，もっとも近い酉年は，文武元年（697年）に当るが，確定できない。それにしても干支年号とみられるから大宝前の木簡であることは確かである。そこで注目されるのが，2行目上辺の「御調」である。調はみつぎの系譜をひく，古くからの税目とされているようであるが，大宝令前における調の用例は，ごく少ない。この木簡はそれに貴重な一例を加えた。それにしても，内容がほとんど不明なのは残念である。

第85号木簡には，「神龜四年十一月十四」の年紀がある。裏書冒頭の文意からして，表書に人名等が書かれた木簡で，別途に召換状が出されていたことに対する事後処理を示すとみられる。伊場木簡では珍らしい内容の木簡である。なお，この木簡の文字は墨が消えて，文字がかすかに浮き上った状態であるので，赤外線テレビカメラの効力はない。

第86号木簡は，第21号と第52号や後述する第95号等のような，帳簿様木簡である。上下両端が切断されている他，書式からみて左右も若干欠けているものとみられる。表裏両面に横罫線が刻まれているが，文字は片面にしかない。この木簡で注目される点は，「戸人」である。戸人の名が読めるのは，5行目の「西方」・「忍勝」・「万呂」の3例で，この場合には姓が記入されていない。これに対して，6行目の戸主を冠した例では「語□□」と部姓を記入し，かつ書き出しが一字分上から始まっている。2段目左1行目の「敢石マ麻□□」と3段目の3行目「語□□」も，部姓を帯びて書き出しが，戸人の戸または人の位置から始まっているので，「戸主」の字句が消失しているものと思われる。以上の点から「戸人」は8世紀の戸籍等に出てくる「戸口」に当るといえよう。しかし「戸人」の用例は従来の諸記録には出てこない。大宝令制前の里名十人という書式の名残りが，戸主の制が定っても片田舎のこの地に，戸口の呼び名として，偶然残されたのでもあろうか。なお，数字は無名数であるから，何を算えたかわからない。

第88号木簡は，上半部が欠失しているが，表裏に人名と束数が記入されている。かなり大きな数字である点が注目される。

第89号木簡では，「市」の字が3個所に使われている。2行目の「百万果」が名数だとすれば，かなりの量であり，市との関連性も考えられるが，残念ながらそれを確認し得るだけの文字の釈読ができていない。

第94号木簡には，「蛭田郷」と明記されている。第17号木簡の上辺「□田里」は，蛭田里の可能性が高いが，確認できていない。本例が伊場木簡における蛭田郷の初例である。

第95号木簡は，すでに述べたように，帳簿様木簡である。上下両端は切断されているらしい。裏面に横罫線が刻まれている。表の人名は部姓を帯びているが，裏面では名のみである。いずれも「一斤」とあるが，何を算えたものか，肝心の庸の次の一字が読めない。この「庸」を調庸物の庸とした場合，重さで計り一字で記す品目としては，『延喜式』によると，絲と綿があるが，絲には上中麁の3段階があるから，文字通り一字で示されるのは綿だけである。しかし綿は1丁当り五両二分であるから，この木簡の一斤と合わない。『延喜式』では別に中男作物が定められていて，一人当り苧一斤（麻五斤）という規定があるが，遠江国が輸すべき中男作物の中には苧は含まれ

ていない。しかし，『延喜式』の交易雑物の中には，遠江国に「苧一百卅斤」が充てられているのは注目されることである。

第97号木簡には，「栗原」と駅名が記されている。第27号木簡では「驛家」となっているから，二様の表記法があったとみられる。双方共に玉作部を帯びる。

第106号木簡には，「八年十」と記されているが，その上の一字は「人」とあり，年号ではないようである。8世紀代で8年以上の年号は，天平・天平勝宝・天平宝字・宝亀・延暦とあるが，出土層位からは，宝亀か延暦といえそうである。ただ伊場木簡では，天平中頃以降の年紀が，延長二年を除くと，皆無であるから，年号の確定はできないというべきであろう。

第108号木簡は，1点だけ技溝の東北端に近い，東部地区の北はずれで出土した。「己亥年」は文武天皇の三年（699年）に当る。「評」はいうまでもなく，敷智郡の前身と考えられる。『和名抄』では，敷智に遠と訓じている。若倭部には，臣姓と連姓の両方の例があり，この木簡では「連」姓を名のっている。末尾の「為」の下端が切れており，裏面の下端にもわずかに墨痕が認められることから，この木簡は下端部を少し欠失しているとみられる。しかし，現存長が約30cmあるから，切断されているとしても，もうそんなに長くはなかったとみてよいだろう。

裏面には釈読不能の文字が多いが，4字目に「馬」の字があるのは特に注意をひく。これも駅制に関する史料ではないだろうか。また，中程より下位に，「史□評史川前連」と記されているが，この場合の評は，表書の「評」の評と同じではないようである。史□評とみても，それに該当する郡名は遠江国内に見当らない。むしろ「評史」と読む方が自然であろう。その場合，郡司に当る職名は評督・助督と呼ばれていたわけであるから，評史が同類の職名であった可能性は少ない。そこで想起されるのが，第21号木簡の「驛評人」である。この評を，すでに述べたように駅家（土地・官舎群・人を一体とする）を示すものと解釈した場合，評史とは駅家の文書事務を分掌する職名と解せないであろうか。識者のご検討を願いたい。

「川前連」については，これを人名とした場合，『日本古代人名辞典』に拠る限り，類例がない。

以上108点が，伊場木簡のすべてである。

第8章　伊場遺跡出土文字資料について

伊場遺跡から出土した文字資料には，既述した108点の木簡，報告ずみの人面墨画の木製人形1点と文字を線刻又は焼火箸で記した曲物底板2点，それに本書に報告した412点の墨書（朱書・篦書を含む）土器群がある。木簡の多くは奈良時代のものであるが，墨書土器の多くは平安時代の資料である。これは木簡の使用頻度が減った反面，平安時代以降文字が急速に普及して，日常雑器としての土器にも，墨書することが流行したことを示しているように思われる。

木簡は，一種の公文書であるから，木簡が発見された事実をもって，その遺跡を官衙的とみなす一証左となる。しかし，木簡は伊場遺跡のような地方的官衙跡と目される場合，物資や人の移動に付随して，木簡自体が移動する場合が多いから，そこに記された地名や人名が，直ちに木簡発見地とそこに居住する人間を示していることにはならない。これに対して土器は日用雑器であるから，使用されている場所から，遠くへ運ばれることは，まずなかったとみてよい。墨書土器も同様である。従って当然廃棄されるとすれば，使われていた場所の近くであると考えるべきである。このことは従来，機会ある毎に主張してきたつもりである。これをいいかえれば，木簡は遺跡の官衙的性格を規定し，墨書土器はその具体的性格を表示する。もちろん，これがすべてだというのではない。墨書土器をもっと見直すべきであるというのが，その本旨である。

すでに第4章において記述されているように，墨書土器には，①駅家に関するもの（1～6），②郡家に関するも

の（7・8），③郷名に関するもの（9～12），④建物に関するもの（13～21），⑤人名に関するもの（22～76・86～90），⑥吉祥句か呪語とみられるもの（109～349），⑦その他性格不明のもの，等が含まれている。これらの内，前段で述べたことに関連していえば，①～④が注目されねばならない。

以上の点をまず指摘して置いた上で，これらを整理してきた過程で明らかになった諸点について，前報告（文献50）を補う形で以下に述べようと思う。

第1節　木簡の書式について

前報告（文献50）においては，文書風木簡は少なかったが，今回報告分については，第82号・第84号・第85号・第91号等やや数が多い。また，帳簿の類と思われる木簡は，今回2点を加え，前報告の第11号，第17号，第21号，第52号と合せて，6点となった。これは決して少ない数とはいえない。それぞれ内容的にも興味深い史料といえよう。

荷札・付札の類については，例数もさることながら，その書式にも注目する必要がある

第7号　辛卯年十二月新井里人君子マ□
第9号　乙未年入野里人君子マ□
第27号　驛家玉作マ稚□
第31号　烏文戸主刑マ石□
　　天平七年
第32号　□□□□（入部ヵ）マ龍万呂　天平七年
第40号　岩倭マ五百国布二
　　丈八尺㡡
第42号　若倭マ廣万呂
第50号　赤坂郷□
第54号　赤坂（酒ヵ）□戸主刑マ廣麻□□（呂カ）
第55号　□□マ子美女
第56号　栗原若口下マ五百嶋
第64号　若倭マ佐々万呂
第65号　若倭マ□
第67号　□□（内ヵ）郷戸主石マ□
第70号　□上里戸主海マ曽□
第94号　蜂田郷□□（矢島ヵ）マ多志
第97号　栗原玉作マ真□
第99号　小文郷□□□□

これらについて，書式を整理してみると，①○○里人十人名（第7・9号），②○○郷○○里戸主十人名（第70号），③○○郷十人名（第54・67号），④○○戸主十人名（第31号），⑤○○郷十人名（第32・94号）⑥○○十人名（第27・56・97号），⑦人名のみ（第40・42・64・65号）と7種に分けることができる。第50・55・99号の3点はいずれとも決めかねる。この内①～⑧は，大宝令制前→①と後，霊亀元年以降の郷里制下→②，天平12年頃以降→③，という4段階の制度上の変化に照応したものである。しかし，④は「郷」字の省略であり，⑤は「戸主」の省略であり，⑥は「郷戸主」の省略であろう。とすれば⑦は「○○郷戸主」すべてを省略した形とすることができよう。しかし，その場合この木簡とそれが添付された品物を取り扱う人物には，郷名が書かれていなくても，特に差し支えないという保証が必要であろう。それは，木簡を付けた品物を，本人が所定の場所に持参するか，一郷単位で誰かがまとめて持参することで，達せられるであろう。

また，いずれの書式においても，郡（評）名を欠いている。藤原宮木簡の中には，評名を欠く例があるが，平城宮木簡の場合は，国郡名を記載する書式に統一されている。それなのに伊場木簡では，いずれも郡名を省略するのは，一郡内で物件の移動が完結することが，予見されていたことを示している。それはまた同時に，物資は郡内の中枢部（多分郡衙）に一旦集結された後，改めて国府や都へ運ばれたことを示している。第40号木簡は，すでに述べたとおり（文献50），上述の推定を支持する史料といえよう。

なお，伊場木簡の中に，「五十戸」という表記が目立つ点を注目したい。第3号の「柴江五十戸人」，第6号の「竹田五十戸人」・第21号の「五十戸造麻久」と「加□□（ヒカ）五十戸人」の4例がある。

第2節　木簡の年代観について

前報告（文献50）において，紀年銘木簡は9点を算えたが，今回4点を追加することができた。これを年代順に並記すると次のとおりである。

□□年□月朱十日	(681年)	第3号	神亀四年十一月十四□	(727年)	第85号
己丑年八月	(689年)	第4号	天平七年	(735年)	第31号
辛卯年十二月	(691年)	第7号	天平七年	(〃)	第32号
乙未年十月	(695年)	第8号	天平□	(734～748年)	第33号
乙未年	(〃)	第9号	八年十□	(777又は788年？)	第106号
×□年二月十六日	(697？年)	第84号	延長二年	(924年)	第77号
己亥年□月十九日	(699年)	第108号			

これに加えて，年紀はないが，表記法からみてある年代の幅に収め得る木簡として，次のようなものがある。

Ⅰ	大宝令制前の表記法による例	第6・21号
Ⅱ	和銅7年以前の里制による例	第2・14・17号
Ⅲ	霊亀元年から天平12年頃までの郷里制による例	第10・18・70号
Ⅳ	天平12年頃以降の郷制による例	第19・30・50・54・67・73・78・94・99号

これに紀年銘木簡をあてはめるとすると，Ⅴ平安時代の例という項目が必要であろう。以上は，木簡自体の文字の中に，年代を確定する要素が入っている例であるが，それとは別に，文字面に係りなく，出土層位から年代幅を決めることもできる。ただこの場合には，古く書かれた木簡が，何かの事情でかなりの時間を経て廃棄された場合，

地点別	7世紀後半	8世紀前半	8世紀後半	9・10世紀
OA	⑧	⑥,⑨,㊸	34,35,36,37	68
OB			38,39,40	67
OC		16,28		76
OD		⑤,⑪,㊶		41,42
OE		⑦,⑫,15		
OF	③,46	11,12,13,52,53,㊷	44,45,47,48,49,51	74,75,㊼
OG	5	④,20,㊹,22,23,24	㊽,66	43
		25,26,27,28,29,㊾		
		55,56,57,58		
OH	1	27	71,72,㊿	
OI	⑧	㊾	59,60,(61)	
OJ		(62)	83,(63),89,90,105,(64),107	79,80
OK	87	82,(65),86	81	
OL		78	88	
OM		98,(66),100	97	91,101
ON		92,95,103	93,(67),96,102	
杉溝1区		(68),(69)		
杉溝2区		(70)	61,62,63,64,65	
NT003		(71)		

表5　伊場木簡の層位による年代観

（注）　○でかこったのは木簡自体に年代確定要素を含む例

それを識別する手段がない。そのことを念頭においた上で，層位関係を表示すると次のとおりである。この表には，上述の木簡自体の文字から年代を確定できる例も参考までに加えてみたが，これによって，伊場木簡の年代の大勢は，読み取ることができるであろう。

第3節　地名について

伊場遺跡出土の文字資料中には，里名・郷名・地名等の記入された例がある。これを，『和名抄』と比較して表示しよう。

浜名郡輸租帳	郡名類聚抄 流布本	郡名類聚抄 高山寺本	伊場遺跡出土文字資料 木簡	伊場遺跡出土文字資料 墨書土器
	敷智郡	敷知郡	凋評（108）	布知評（13）
			敷智郡（14）	布智評（14）
	蜓田郷	蜓田郷	□田里（17）	
			蜓田郷（94）	
	赤坂郷	赤坂郷	赤坂郷（50）	
			赤坂□（54）（郡カ）	
	象嶋郷	象嶋郷		象嶋（11）
				□（敷カ）嶋（12・37）
	柴江郷	柴江郷	柴江五十戸（3）	
			□□（江カ）五十戸（21）	
			柴江郷（73）	
	小文郷	小文郷	小文郷（99）	
	竹田郷	竹田郷	竹田五十戸（6）	竹田郷（9・10）
			竹田里（17）	竹　田（22～29）
			竹田里（108）	
			竹田□□□里（10）（里カ）	
	雄踏郷	雄踏郷	□文里（2）	
			鳥　文（31）	
	尾間郷	海間郷		
	和治郷	和治郷	和　治（47）	
	濱松郷	濱津郷	濱津郷（19）	
			濱津郷（30）	
			濱津郷（78）	
	驛家郷	（記載なし）	驛□（伊カ）（21）	梁　原（1）
			驛　家（27）	梁原驛長（2）（原カ）
			梁　原（55）	□（驛カ）長（3）
			梁　原（97）	梁・・□（長カ）（4）
				驛長壱（5）
新居郷	（記載なし）	（記載なし）	新井里（7）	
記録にない郷名・地名			入野里（7）（入野カ）	川　辺（29～33・369）
			□□（32）	
			宗可□（河カ）（14）	中　寸（65）（村カ）
			□□（伊カ）郷（67）	
			□上里（70）	
			山代四（13）	

表6　地名に関する資料　　註）括弧内は通連番号

この表によって『和名抄』の郷名とは，尾間（海間）郷を除いてよく一致する。また『和名抄』にない郷（里）名が，木簡中に5例ほどある。この内入野里は現在入野町として残っているが，他は全く徴証がない。墨書土器の

「川邊」・「中村」は，おそらく地名と思われるが，これは郷（里）名ではなく，当時の住民の間の通称と思われる。

これらの資料中，竹田郷と駅家に関する例数が特に多い。これは遺存の偶然性にも左右されることかも知れないが，墨書土器も同時に例数が多い点に注目したい。つまり，これは，伊場遺跡が竹田郷と駅家に至近であるが，まさしく同所であることを意味しているといえよう。

なお，第7号木簡の意義づけや，高山寺木『和名抄』と伊場遺跡出土の文字資料との一致などについては，すでに前報告等で触れた。

第4節　人名について

伊場遺跡出土文字資料中には，かなりの頻度で人名が見られる。前報告（文献50）の表にならって，整理し直したものを次に表示しよう。これは，姓の部分だけに限ったものであるが，木簡に81例，墨書土器に16例を算える。

今回の報告で，新たに加った例は，山辺，廂前，五百マ，川前連等である。山辺は，墨書土器43号に「山邊足人」として出てきたものである。山辺は山部で，『浜名郡輸租帳』の津築郷の中に，同姓を名のる者がある。伊場遺跡は地理的環境からみて，山部が分布する地域とは思えないので，浜名湖の湖北地域との交渉を示すものかも知

類別	部姓	木簡	墨書土器	計
第Ⅰ類	日下マ	1		1
	若口下マ	1		1
	刑マ	3		3
	軽マ	1		1
第Ⅱ類	委尓マ（委曲カ）	4		4
	□尓マ	2		2
	丸尓	1		1
	大伴マ	1		1
	大□（什カ）マ	1		1
	□□（六神又）マ	1		1
	川邊宗宜マ		1	1
	宗宜マ	2		2
	宗我マ	1		1
	宗何マ	2		2
	宗可マ	2		2
	宗尓マ	1		1
	宗□□	1		1
	益可マ	1		1
	君子マ	1		1
第Ⅲ類	神部積マ	1		1
	神人マ	1		1
	神人□	1		1
	神□	1		1
第Ⅳ類	海マ	1	1	2
	山邊		1	1
	玉作マ	2		2
	石マ	2		2

類別	部姓	木簡	墨書土器	計
第Ⅳ類	敢石マ	2		2
	敢□□	1		1
	三使部	1		1
	三使		1	1
	訳マ	8		8
	酒□	2		2
第Ⅴ類	若倭マ連	1		1
	若倭マ	13		13
	□（足カ）□縄若倭マ		2	2
	□（鎧カ）□マ	1		1
	□マ	3		3
	若倭	1		1
	若□	1		1
	草長臣	1		1
	川前連	1		1
	五十戸造	1		1
	廂前	1		1
	竹田	1	7	8
	竹□		1	1
	伊福マ	1		1
	五百マ	1		1
	□木マ	1		1
	岡人マ	1		1
	肥人マ	1		1
	倉長マ（三カ）		1	1
	□□マ	1		1
	合計	81	16	97

表7 伊場遺跡出土文字資料における姓頻度表

れない。

檜前は，檜前に通ずる。檜前舎人とか檜前舎人部という形では，各地に分布が知られている。檜前という例は大和国には多いが，地方にはあまり例がないようである。

川前連は，『日本古代人名辞典』にも類例がない。五百マは，五百木マのことであろうか。

以上は，姓の部分についてみたのであるが，墨書土器の場合には，姓を欠いて名だけ記す例が多い。これは，木簡が公式の文書であるのに対して，土器がいわば私的所有もしくは占有物であったことに示されるように，墨書の内容もごく私的なものとみられ，姓は省略されたと考えるのが妥当である。

墨書土器の人名中部姓を帯びるのは，30・34・37～39の5例である。この内，34の「山邊」は山部のことであろうが，辺の字を用いたのは，すでに部の意味が忘れられて，文字通り山のあたりに住む意に使われたのかも知れない。37は土師器の内面に人面を墨画し，「海マ屋子女形」と墨書されている。人名の下に形という字を入れており，この土器が，祭祀用の形代であったことを示している。従って，私的な祭祀とはいえ，改まった心境の下に書かれた例とみられる。

他の3例，は部姓の上に「川邊」とか「□嶋」とかの地名を冠している。川辺は，木簡の中には出て来ないから公式の地名ではないのかも知れない。30に「川邊宗宣マ子物」と記されている一方，29のように「川邊廣嶋」と書く場合があるから，29の場合は，部姓を省略したとみるのが自然である。38・39の場合は，象嶋という郷名らしい字を冠している。この2点は同一筆跡とみられ，同一人と考えられるが，郷名を冠した故に，やや改った心情を汲みとることができよう。

竹田については，第46号木簡に「竹田廣麻呂」と書かれた例があるが，他はいずれも墨書土器の人名に冠せられている。第46号木簡の竹田は，部姓とみたいが墨書土器の竹田は，竹田郷の省略とみるべきだろ。だとすれば，これらも部姓を省略したものとみられる。

最後に姓を除いた名の部分が完存する例についてみよう。麻呂が高い頻度で出てくるが，他にも若干特徴的なグループが認められる。それらを，「末呂・麻呂・万呂」を含むグループ，十二支にちなむ動物名を含むグループ，数字を含むグループ，「人」の字を含むグループ，「足」の字を含むグループ，「廣」の字を含むグループ等に分けて，次に表示しよう。

マロと読むグループには，末呂，麻呂，麿，万呂と4種の書方がある。第108号木簡のように大宝令制前のものでは「末呂」と書く。藤原宮木簡にも，末呂，麻呂，万呂の3種があるが，大宝令制前であることの確かな木簡では，末呂となっている。マロの古い表記法は末呂であったらしい。第21号木簡も大宝令制前とみられるが，ここでは麻呂と書かれている。第46・52・54・95号の各木簡は，奈良時代層の下位から出土したので，比較的古いと考えられるが，第42号は平安時代の層位から出ている。第32・86号は，奈良時代層の下位から出ているので，万呂も比較的古くから使われたようであるが，第88号は奈良時代層上位の出土例であるから，より新しいと考えることができる。墨書土器の「稲万呂」は，4点あり，同一人物の筆跡であるが，須恵器の形式からみて，奈良時代末頃のものと推定されている。墨書土器50～52「里麿」も同一形式である。これに対して40の「鴈麻呂」は8世紀前葉の須恵器に書かれたものである。したがって，墨書土器についてみても，麻呂→万呂という変遷を認めてよさそうである。

十二支にちなむ動物名を冠した人名については，岸俊男氏がすでに取り上げておられるが，伊場遺跡出土文字資料中にも，10点含まれている。種類としては，「子」，「牛」，「刀良」，「龍」の4種に限られている。

「足」の字を使う例はかなり多い。同じ足でも「足結」と上につける場合と，「百足」と下につける場合がある。木簡では前者が多く，墨書土器では後者が多い。墨書土器30・59は，8世紀前葉の土器であるが，39・57・85・60は8世紀末頃の土器である。若干年代的な差があるのかも知れない。

伊場遺跡出土文字資料中には，「廣」の字が多用されている。この遺跡に見られる特徴なのかどうか，後考にまちたい。その他のグループの中では，墨書土器の「成継」と「鴨成」が注目される。これらはそれぞれ同一人物と

みられる。「稲万呂」もそうであったが，出土地点が相互にかなり離れている。この3人の生前における地位や権限のようなものを反映しているようである。

	木　　簡	墨　書　土　器
マロ関係	〔道カ〕□末呂（108），人児末呂（82）	真　末　呂（66）
	牛麻呂，小麻呂，山麻呂（以上21），廣麻呂（42） 廣麻呂（46），廣麻呂，知麻呂，吉麻呂（以上52） 廣麻□〔呂カ〕（54），麻呂，麻呂，知麻呂，若麻呂，〔自カ〕□麻呂 廣麻呂，〔道カ〕□麻呂（以上95）	龍麻呂（40），孝麻呂（45） 追麿（50～52）
	龍万呂（32），万呂（86），知万呂（88）	稲万呂（41～44）
十二支関係	子美女（55） 牛麻呂（21） 刀　良（52） 龍（12,21），龍万呂（32）	子物（30），子足人（53,54） 龍麻呂（40）
数関係	八石，三山（以上21），五百国（40），五百嶋（56） 百足（95）	二百長（25）
人関係	酒人，小人（21）	子足人（53,54） 足　人（34,61） 廣　人（35,36）
足関係	足結，足石，足石（以上21），足〔山カ〕□，足嶋，（以上52） 百足（95）	足　小（62） 廣　足（30），倅足（59） 石　足（60），人足（39,57,58）
廣関係	廣麻呂（42,46,52,54,95）	廣　嶋（29,55,56） 廣　人（35,36），広足（30） 廣（68～71）
その他	真虫女（11），麻久，長，千支縣，角，〔比カ〕□古（以上21） 宇例志（43），色夫知（52），小刀自女（61），西方，忍勝（以上86） 多志（94），石道，石道（以上95）	成　継（22～24），浄（26） 屎子女（37），嶋成（46～49） 長　女（63），国成（64） 嶋（66,67），山（72），倭（73） 宗（74），正八（86）

表 8　伊場遺跡出土文字資料における人名の種類

註）括弧内は木簡番号を示す。同一の人名が2個所以上に出ることがある。

第5節　平安時代の墨書土器について

土器の分類でD，E，F，Gの各類は平安時代の所産であるが，これらに書かれている墨書銘には，一字書の例が多い。そして，中には，「郡」（7），「津」（272），「寺」（273,274）のようにそれだけで，意味がとれて，史料化できそうなものもあるが，多くは墨書の意味がはっきりしない。

頻度数でみると「皇」（これは奈良時代）12点，「太」又は「大」10点，「川」14点，「得」16点，「賀」16点「足」33点，「主」40点のように10点をこえる例がある。この内，「太」又は「大」，「賀」，「足」等は全国的に見てもよく使われたようであるが，「川」，「得」，「主」等は，伊場遺跡に特徴的なもののようである。

二字以上記されていて，内容的にも注目される例としては，275の盤と，345・346の坏がある。前者は，「志磨合」と書き「安」と「林」を3字並記している。習書とは思えないから，これは，呪語といえそうである。後者は「満福」と書かれて，内容的にはおめでたいことを意味している。

一字書の中には，吉祥句と思しきものが多い。「十万」，「五万」，「万」，「太」，「大」，「冨」，「良」，「縛」，「賀」，「足」，「吉」，「仁」，「豊」，「和」，「主」等はそのグループとみられる。また，「印」，「珍」，「反」，「野」，「林」等は，吉祥句というよりも呪語に近いものといえそうである。このように，平安時代の，墨書土器は，祭祀用として使われたものが主体を占めていると考えられ，奈良時代の墨書土器とは，基本的に違う点を強調したい。

第6節　遺跡の性格について

1960年ごろから，掘立柱の建物跡の検出例が急増し，さらに木簡の出土例も増えて行く中で，地方的な官衙遺構に対する関心が高まった。しかし，遺跡遺構の性格を確定することは非常にむずかしい。発掘調査によって検出された遺構を類型化して，郡衙遺構の特徴を抽定しようとする試み（文献43）もなされているが，なお，学界の一般的承認は得られていない。遺構に教えられるのが原則とはいえ，具体的な遺跡遺構の性格を判定する決め手は，なかなか求められない。木簡が検出される場合であっても，木簡の性質上，遺構の性格を決定する資料になり得るとは限らない。その点で，決め手となる最も有力な材料は，墨書土器であろう。その理由は本章の冒頭に述べた通りである。

伊場遺跡は，特にその性格をめぐる議論の華やかな遺跡であるが，掘立柱建物群が多数検出されているとはいえ，遺構から性格を考えることは困難な状況であった。本章末尾の文献の多くは，そうした学問的な検討に関するものである。

伊場遺跡の性格をめぐる議論は，大別すると①遠江国敷智郡衙跡説，②栗原駅家跡説，③津守跡説，④敷智厨跡説とに整理できる。この内，④については，明確な文献はない。また，根拠となった「布知厨」・「布智厨」の墨書土器銘も，その後藤枝市御子ヶ谷遺跡（志太郡衙跡）から「志太厨」とか「志厨」などの墨書土器が発見されたことで，やはり敷智郡衙跡説の有力資料となった。したがって，上記の3説に整理し直すことができる。それぞれの学説については，すでに文献47，51，62等において，検討が加えられている他，本書第4章や第9章においても若干の記述があるので詳細は割愛する。

郡衙跡説は，木簡の中に郡衙で掌握すべき性格の木簡が含まれていることや，地名関係資料が，旧敷智郡の郡域に一致すること等を根拠とする他，墨書土器銘の「郡」，「布知厨」，「布智厨」，「郡造収」等が，この説を決定づける史料といえよう。

栗原駅家跡説は，当初「栗原」と記した土器が発見されたことから唱え出されたが，その後駅制関係の木簡がかなり使用された他，墨書土器の中に，「栗原驛長」とか「驛長壱」といった例が加わって，この説を不動のものにしつつある。

津守跡説は，大溝を人工掘削とみなすことを柱とし，墨書土器「津」（272）舟形木製品の出土を傍証としているようである。大溝を人工掘削とすることは，その後の調査事実によってしだいに否定されつつある。墨書土器「津」も祭祀的性格の強い出土状況を示し，年代的にもかなり新しいことから，これを手がかりに津守の存在を主張するのは無理であろう。

以上のことから，伊場遺跡の西部地区には，敷智郡衙と栗原駅家の双方にそれぞれ関連した遺構群が存在したと

推定してよいであろう。そして，遺存する建物跡は，規模の点でとても中枢的な施設とは思えないことから，双方のいわば雑舎的部分であった可能性が強い。

表 9 伊場遺跡に関する文献目録

※ 保存運動記事，資料解説，辞典記事等は除く。1979年現在

No.	著者又は編者	文献名	発行所	発行年月日
1	金子量重	「古代部経人の集落—伊場遺跡発掘の成果—」『浜松ロータリークラブ会報』No. 12	浜松ロータリークラブ	1952. 6.
2	国学院大学伊場遺跡調査隊編	『伊場遺跡』—西遠地方に於ける低湿性遺跡の研究—	浜松市役所	1953. 9. 1
3	向坂鋼二	「原始編」 『浜松市史』一	〃	1968. 3. 31
4	浜松市教育委員会・遠江考古学研究会	『伊場遺跡予備調査の概要』	編著者に同じ	1968. 11.
5	浜松市遺跡調査会	「伊場遺跡調査速報」No. 1～No. 5	〃	1970. 1. 6, 4. 2, 5. 3, 9. 25, 11. 10.
6	遠江考古学研究会	『伊場遺跡の栞』	〃	1971. 6. 13
7	浜松市教育委員会編	『伊場遺跡第3次発掘調査概報』	浜松市遺跡調査会	1971. 2. 10
8	向坂鋼二	「静岡県伊場遺跡の奈良時代遺物」『考古学雑誌』56-3	日本考古学会	1971. 3. 1
9	伊場遺跡調査団編	『伊場』第4次調査月報 1.	浜松市遺跡調査会	1971. 8. 5
10	〃	『伊場』第4次調査月報 2.	〃	1971. 9. 5
11	〃	『伊場』第4次調査月報 3.	〃	1971. 10. 5
12	〃	『伊場』第4次調査月報 4.	〃	1971. 11. 5
13	〃	『伊場』第4次調査月報 5.	〃	1971. 12. 5
14	〃	『伊場遺跡出土文字集成（概報）』	〃	1971. 12. 25
15	〃	『伊場』第4次調査月報6.	〃	1972. 1. 5
16	〃	『伊場遺跡第4次発掘調査の成果（要旨）』	〃	1972. 2. 29
17	岩井宏実	「伊場遺跡出土絵馬をめぐって」『日本風俗史学会』11-2	日本風俗史学会	1972.
18	川江秀孝	「特集 木簡 伊場遺跡」『考古学ジャーナル』No. 64	ニューサイエンス社	1972. 1. 30
19	米田雄介	「伊場遺跡と大溝」『古代史講座』月報12	学生社	1972?
20	斎藤忠・山村宏・向坂鋼二	「伊場遺跡第4次発掘調査の成果について」『日本考古学協会第38回総会研究発表要旨』	日本考古学協会	1972. 5. 20
21	米田雄介	「伊場木簡と駅制」『律令社会の再検討』歴史学研究会日本古代史部会1972年度期合宿報告	歴史学研究会	1972. 11. 11
22	浜松市教育委員会編	『伊場遺跡第5次発掘調査概報』	浜松市遺跡調査会	1973. 2. 10
23	〃	『伊場遺跡出土文字集成（概報）』二	〃	1973. 11. 30
24	向坂鋼二	「伊場木簡にみる地名について」『金具だより』2	文化財調査会	1973. 2. 10
25	八木勝行	「平安時代の凧」『民具マンスリー』6-1	日本常民文化研究所	1973. 4. 10
26	〃	「七世紀後半の笠」『民具マンスリー』6-5, 6	〃	1973. 9. 10
27	佐々木虔一	「伊場遺跡と古代交通路」『日本史研究』136	日本史研究会	
28	米田雄介	「伊場木簡について」『文化財を守るために』9. 10	文化財保存全国協議会	1973. 5. 31
29	菊池崇明	「伊場遺跡保存運動の問題点」『歴史読本』18-9	新人物往来社	1973. 7. 10
30	〃	「地方の古代史解明の宝庫」『朝日ジャーナル』15-34（通巻756号）	朝日新聞社	1973. 8. 31
31	芝田文雄	「伊場遺跡出土の（百医完務）木簡」『日本の考古学』VI付録6	河出書房新社	1973. 9.
32	伊場遺跡調査団	『伊場遺跡現地説明資料』	浜松市遺跡調査会	1973
33	竹内理三	「伊場遺跡の意味」『史潮』113	大塚史学会	1974
34	〃	「伊場木簡の歴史的価値」『静岡県考古学会連絡誌』11	静岡県考古学会	1974. 2. 15
35	芝田文雄	「危機にたつ遠江路 伊場遺跡」『歴史と人物』10月号（通巻38号）	中央公論社	1974. 10. 1

No.	著者又は編者	文献名	発行所	発行年月日
36	佐々木虔一	「伊場木簡とその性格」『歴史手帖』2-4（通巻6号）	名著出版	1974.4.1
37	浜松市教育委員会編	『伊場遺跡第6・7次発掘調査概報』	浜松市遺跡調査会	1975.3.25
38	浜松市立郷土博物館編	『伊場遺跡出土品の解説目録』	浜松市教育委員会	1975.7.1
39	井上光貞	「伊場木簡」『考古学会雑報』No.726		1975
40	向坂鋼二	「静岡県伊場遺跡」『日本考古学年報』26	日本考古学協会	1975.6
41	〃	「伊場木簡にみる人名について」『はぎ原』7	文化財調査会	1975.9.
42	佐々木虔一	「（伊場遺跡第6・7次調査概報）の検討と批判」『歴史学研究月報』No.189	歴史学研究会	1975.9.
43	山中敏史	「古代郡衙遺跡の再検討」『日本史研究』161	日本史研究会	1975.10.25納了
44	東野治之	「伊場遺跡出土の木簡」『木簡研究集会報告資料』	奈良国立文化財研究所	1975.12.
45	向坂鋼二	「伊場木簡にみる駅制関係資料について」『はぎ原』8	文化財調査会	1976.2.
46	向坂鋼二	「伊場遺跡第9次発掘調査の概要」『静岡県考古学会誌』16	静岡県考古学会	1976.6.18
47	〃	「伊場遺跡における律令制時代遺構の性格をめぐって」『遠江』創刊号	浜松市史跡調査顕彰会	1976.12.20
48	渡辺敏	「伊場遺跡出土の小絵馬について」『はぎ原』9	文化財調査会	1976.12. 1
49	東野治之	「伊場遺跡出土の木簡」『第1回木簡研究集会記録』	奈良国立文化財研究所	1976.7.
50	浜松市立郷土博物館編	『伊場木簡』伊場遺跡発掘調査報告書 第1冊	浜松市教育委員会	1976.3.25
51	〃	『伊場遺跡遺構編』伊場遺跡発掘調査報告書 第2冊	〃	1977.2.28
52	水野正好	「伊場放生木簡の環境」『三浦古文化』21		1977.5.1
53	竹内理三	「難波朝前後の伊場遺跡」『難波宮と日本古代国家』	塙書房	1977 5.30
54	古田亘	「伊場遺跡の歴史的意義」『文化財を守るために』17・18	文化財保存全国協議会	1977.12.26
55	平野和男	「弥生古墳時代の伊場遺跡」『文化財を守るために』17・18	〃	1977.12.26
56	荒木敏夫	「木簡と宮衙道路について」『文化財を守るために』17・18	〃	1977.12.26
57	斎藤忠	「伊場遺跡発見の鉄斧」『日本歴史』356号1978・1	吉川弘文館	1978.1.1
58	荒木敏夫	「東海の富豪と交通路」『古代文化と地方』地方文化の日本史2	文一総合出版	1978.2.15
59	浜松市立郷土博物館編	『伊場遺跡遺物編1』伊場遺跡発掘調査報告書 第3冊	浜松市教育委員会	1978.3.31
60	〃	「国鉄東海道線複線路敷内埋蔵文化財発掘調査報告書」―伊場遺跡 第12次の1箇所発掘調査報告―	〃	1978.3.
61	佐々木虔一	「（書評）浜松市立郷土博物館編『伊場遺跡遺物編』」『歴史評論』No.345	校倉書房	1979.2.1
62	向坂鋼二	「伊場遺跡」『仏教芸術』124号 1975.5	毎日新聞社	1979.5.25
63	〃	「伊場遺跡発見千支銘木簡」『地誌と歴史』第22号	東京印書館史誌センター	1979.10.20
64	米田雄介	「伊場木簡について―古代地方行政機構と関連して―」『文化財を守るために』20	文化財保存全国協議会	1979.11.17
65	菊地康明	「古代の海上交通路と伊場遺跡」『文化財を守るために』20	〃	1979.11.17
66	川江秀孝	「1978年出土の木簡―静岡・伊場遺跡―」『木簡研究』創刊号	木簡学会	1979.11.25

参考文献

湖西市1975：『静岡県湖西市早稲川古窯跡』湖西文化研究協議会

湖西市1978：『湖西市北早稲川古窯跡群発掘調査概報』湖西市教育委員会

可美村1978：『浜名郡可美村城山遺跡範囲確認調査概報』可美村教育委員会

石川陸郎1979：「古文化財に対する光学的鑑識」『MUSEUM』7月号

第9章　各地出土の墨書土器より見たる伊場墨書土器

はじめに

伊場の西遺跡から，108点に達する木簡が発見されたことは，既に知られているところであるが，そのほか，412点の墨書土器が検出されている。

墨書土器といわれているものは，須恵器或いは土師器に文字が墨書（稀に朱書）されているものであるが，文字そのものも1乃至数字にとどまっており，この学問的な価値は，木簡に比して少いという感がいだかれている。しかし，この種のものは，日本各地の遺跡から発見されており，遺跡の性質も多様である。そして，零細な文字の上からも，奈良時代から平安時代にわたる文化の内容に示唆をあたえるものが多い。文献や木簡やその他の金石文等に見られない遺物や地名・人名を知るとともに，当時の信仰・思想・生活の一面も考えられ，あわせて文字に対する理解・筆法の技術等の程度にも触れることができる。また出土している遺跡の性格をも傍証するに足るものがある。

伊場出土の墨書土器が，この視点においても重要なものがあり，ことに400点以上という多数は，他のこの種の出土遺跡の上でも特色のあるものである。こゝに，これらについて，いさゝかの卑見を述べようとするものであるが，この場合，各地の遺跡出土の例と比較照合することも必要である。ところが，現在，各地において知られている墨書土器の資料は，まことに厖大なものがあり，その集成は，到底一個人においてなすことは不可能である。こゝには，とりあえず，手許にある報告書等をもとにして，その資料を集成し，これらの上から，伊場墨書土器の比較を試みたいと思う。

第1節　各地出土の墨書土器の概観

1　墨書土器の発見された遺跡・遺構の性格

墨書土器は，日本の各地の遺跡から発見されており，その遺跡の性格も多岐にわたっている。こゝに，その主なものを整理したい（なお遺跡名は，都府県名と地域や遺跡の略号にとどめた。付録の「出土地名表」を参考されたい。また遺跡名の場合，跡を省いた）。

①　宮殿跡とその周辺遺跡から発見されるもの　奈良・平城宮から発見されている。文字の種類も豊富である。これらには，容器の名称・人名・記号・容器に入れる物資名や年紀をあらわすもの，習書的なものもあるが，さすが平城宮出土のものとして一種の貴族を見せ風格を示している。土器は土師器・須恵器で，坏・埦等に多い。底部内面・底部外面・側面等にほどこされており，ことに習書的なものも多く，年紀をあらわすもののあることも特殊である。ほかに他人に使用させることをきびしく禁ずる禁令的なものもある。

他に，左京一条三坊地域内から発見されており，判読できるもの116点という。それには，容器の名称を示すもの，盛る物資の名をあらわすもの，場所名・地名・人名・年紀をあらわすもの，習書的なものなど多種にわたっている。

②　特殊な地方官衙跡から発見されるもの　こゝでは特に，福岡・大宰府出土の資料を考えたい。

この遺跡からも，かなり多く発見されており，須恵器・土師器の坏・皿がある。

中・井・厨などのほか，造寺・園長などの文字もある。坏蓋の口縁部内面に主□とあるものも特殊である。その他，井戸底から発見された皿には，東院とあるものもある。なお，近くの青畑遺跡から筆書きであるが，八代・豊仁と判読されるものが発見されていることを付記したい。

③ **国府・郡衙の地方官衙跡から発見されるもの**　各地の国庁や郡衙の遺跡，その他の官衙とみなされる遺跡から発見されるものも多い。これらには，その付近の住居跡から発見されるものもあるが，便宜これをまとめて述べることにする。

栃木・下野国府や周辺地域の遺跡，その付近の住居跡から，土師器（高台付坏）が発見されたが，その体部外面に山田の墨書があり，また白と判読されるものが出土した。鳥取・伯耆国庁では，周辺の濠や土坑等から，人麻呂・荒国・命福・南・坂・木などの墨書のものが発見された。鹿児島・薩摩国庁では，土師器（埦）の底に国□と判読されるものが発見された。

なお国庁跡と判断することに困難なものがあるとしても，一応，これに推定されている遺跡発見のものもある。たとえば，新潟・下国府は，佐渡の国府的性格をもった遺跡と考えられているものであるが，須恵器（坏）の底に，木の文字のものが発見され，この遺跡に関連する若宮遺跡では，井戸跡から，寺・伯・三・十・万等のものが出土した。郡衙関係とみなされている遺跡からの発見例も多い。

福島・関和久は，陸奥国白河郡衙跡と考えられているものであるが，土師器（坏）の外がわに白と判読されるものが発見された。また，静岡・御子ケ谷からは，墨書土器がかなり夥しく発見され，むしろ，これらの文字によって駿河国志太郡衙に関係あるものとみなされた。すなわち，これらは6B102といわれている建物の周囲道路遺構の南側底部に集中しており，中には朱書のものもある。文字は，次のようなものが多い。志太・志太□・大領・志大・志太・少領・志太少領殿・志太少・主張・志太厨・中衛・志厨上・志厨・前玉・上請・上人・前凡等。

④ **地方の官衙的な性格とみなされる遺跡から発見されるもの**　国庁や郡衙とは断定することはできないが，官衙的な性格をもつものと考えられる遺跡から発見されるものも多い。

秋田・足田出土例もその一である。性格は不明であるが，官衙に関係あるものとも考えられる。赤麻呂・今・引・鎮・的・果・管・是木・供等のものが発見され，付近の城神廻り遺跡からは，供・行・今・果・若・玉・連などのものが発見された。

群馬・十三宝塚も，上野国佐位郡衙跡とも考えられており，地方官衙的な性格をもつものであるが，竪穴住居・掘立柱建物柱穴・溝その他当時の遺構面から，土師器・須恵器にほどこされた各種の墨書のものが発見されている。上田・九・万・上・夫・忠・神田・十・大井・水・長・椋・左・木万・吉・足等で，そのほか，井戸周辺からは大井・北井の文字のものが発見されている。

栃木・小松原は，或いは駅に関連するものとも考えられているものであり，住居跡から，厩・駅の文字のものが見出されている。そのほか寒川・山・方・中の文字のものもある。

滋賀・美園も，古代官衙関係の遺跡にみなされるものであるが，その第三建物群で，坏の側面に，文字は不明だが，一字が書かれている。

⑤ **城柵跡から発見されるもの**　東北地方の城柵跡から発見された例も，かなり多く見受けられる。宮城・多賀城では，厨・刑などのものがあり，宮城・伊治城では，住居跡であるが，東・城厨・仁の例がある。その他，全または金と判読されるものもある。岩手・膽沢城では，大の文字のほか，花（又は茯）の文字のものが見出されている。

秋田・秋田城の城跡内地域からも数多い。机□〔新〕カ・厨・大□・真上・大・仁・太・望・主・国・上・慶・中・県・中倉・上・十万・舎人・石・刀・大手・允上□・二・人・人取・国・金・官・長岡・五万・政・正駅など各種の文字があるが，そのほか雄勝・秋田・政厨・厨・六郎□〔官〕カなどの文字のあることが注目される。また，城内の住居跡から発見される例も多い。主張・官・厨・官厨舎・秋田・官厨・中食・殿・寸・庄司・見官・などである。なお南見観念花念花の七字を書いたものが発見されている。ほかに，岩手・金田館といわれている地域も，古代柵と関係あるところとみなされているが，本・石などの文字のものが発見されている。

⑥ **居館・城館跡から発見されたもの**　居館や城館跡から発されるものもある。これらの遺跡には，中世のものもあるが，一応記しておこう。

埼玉・菅谷館からは，土師質のいわゆる「かわらけ」に，仮名文字で「□□ちや」と読めるものが発見されてい

る。土坑内であり，或いは墓かも知れない。長野・田戸坂は，居館とも関連するのでないかとも考えられている遺跡であるが，住居跡から，下・甲・才・甲才などの文字のものが発見されている。

⑦ **寺院跡又はその周辺から発見されたもの**　寺院跡，または周辺の地域，ことに，寺院と関連するとみなされる住居跡から発見される例がある。

福島・清水台では，土師器にほどこされたものが，十余種発見されている。ほとんど解読できないが，判明されるものに，厨の字のものがある。

茨城・常陸国分僧寺からも，足に近い文字のものがあり，尼寺からも法華・末・二下などの文字のある土師器が発見されている。茨城・新治廃寺では，寺院北方の畑地から田辺の文字のある土師器（坏）が発見される。

また茨城・鉢形神宮寺では，神寺の文字の土師器が発見されている。

栃木・下野国分僧寺からは，十・上（？），尼寺からは国の文字がある。

千葉・下総国分僧寺では院，尼寺からは尼寺・安の文字のあるものがある。

また，栃木・下野薬師寺南遺跡には住居跡群があるが，その中の131号住居跡といわれているものからは，運・寺・市本・宅・福饒・吉の文字のあるものが発見されている。

長野・信濃国分僧寺・尼寺においては，その近くに明神前遺跡があり，これらの二寺に関係する住居跡と考えられる。仲仙，子宝，講院の文字のものが見られる。

長野・大村廃寺では，□□(来)(カ)堂の文字のものが発見されている。

新潟・横滝山廃寺では，土師器（坏）の外面底部に，寺の墨書のあるものが発見され，鳥取・伯耆国分尼寺では中央建物の西側の溝から大一，西南隅建物の南側から□福が発見されている。いずれも土師器であるが，後者の場合，蓋の内面であることが注意される。

兵庫・但馬国分僧寺からは木本という文字のあるものが，高台付の土師器の底の外面にほどこされている例が発見されている。

奈良・西隆寺から須恵器の底部外面に厨・左衛，本，太，大，田□・神亀□年・給隆などの文字のものが発見されている。

⑧ **生産関係遺跡から発見されるもの**　生産関係遺跡としての製鉄址から発見される例がある。たとえば，千葉・南大広の遺跡では，製鉄址内又はその付近から13片発見され判読可能のものに，立・寺の墨書土器が出土しており，前者は5例，後者は2例発見された。

また長野・桑原池尻では，製炭跡とみなされる遺構から土師器（坏）の側面に百の文字のあるものが発見されている。

⑨ **祭祀関係とみなされる遺跡から発見されるもの**　茨城・小野では，土器が一括して発見された。この遺構は旧小野城跡内にあり，地表下40センチのところに50センチ四方の小坑がほられていたものであるが，その内部の底部に30個の坏が四枚づつ重ねており，東・西・南・北・中などの墨書がほどこされていた。

⑩ **古墳又は埋葬に関係あるとみなされる遺跡から発見されるもの**　古墳に関係あるとみなされるものには，千葉・村上第1号古墳では，その周溝から東・春（？）卅などの文字の例が発見されており，その他，判読不能のものが8個発見された。

また，長野・一本柳古墳では，終末期の性格をもつ横穴式石室の棺床から，土師器の側面に久の文字のあるものが発見されている。

秋田・神屋敷では，土坑が発見されるが，内部と木炭片や骨粉もあり，墓壙とみなされる。この中に土師器（坏）があり，蓋に仏と墨書されたものが発見された。

そのほか，骨壺そのものに墨書されたものがある。特殊な例ではあるが，広い意味で墨書土器の例に入れて差支えなかろう。たとえば，早く紹介されたものとしては茨城・岩海原田で，勝生と墨書された骨壺が発見されており，茨城・北の谷遺跡では，人面とみなされるものが画かれるとともに，富と判読されるものも墨書されていた。再葬

によるものとみなされる。栃木・下野薬師寺南において，合口甕棺とみなされるものには中の文字がある。

⑪ **集落住居跡から発見されるもの**　集落住居跡からの墨書土器の発見例はかなり多い。ただ，この場合，発見されたこの種の遺跡が，さきに述べたような官衙・城柵・寺院等に近接し，またはその地域内にあり，これらと何等かの接触関係があったとみなされるものと，このような施設と関係なく，単独に，住居だけの機能をもつものとがある。ただ，後者の場合でも，調査の如何によっては，官衙・城柵・寺院等と関係のあるものとみとめられる場合もあり得る。

官衙・城柵・寺院等と関係をもっているいくつかの例は，既に紹介したが，こゝでは，これらの紹介に洩れた集落住居跡出土の例をまとめてみたい。

秋田・脇本の遺跡は，家屋が埋没されていることで周知されているものである。こゝでは，墨書の文字のほどこされた須恵器は，全体の35%以上の107件に及んで発見された。これらの例には，主・雄・十・大・上・高・女・矢・慈・万・木・川・甩・支・福・禾・禾灰・大・広・龜・主厨・里楠等があるが，胴部や底部外面に見られる。ただこの住居跡群は，秋田城とも関連するものとも考えられる。

茨城・八幡上遺跡では土師器（埦）に子丸・六東と墨書されたものが発見されている。しかも，これらは燈明皿に用いたものであることが明かである。なおこの遺跡からは鏡の石製模造品が発見されている。

茨城・石井台遺跡でも，6号住居跡から須恵器（坏）の底に，三和田とあるものが発見され，14号住居跡では，土師器（高台付坏）の例面や底に中火殿の文字のものがあり，その他，4号住居跡からも判読不能のものが発見されている。

茨城・一騎山では，4号住居跡から大□と判読されるものが発見されている。水戸市東町住居跡からは，荘・休の文字のものがあり，ほかに篦墨きによって中の文字の刻まれたものもあり，墨書土器と刻書土器との両者の用いられていることが知られる。茨城・烏山では大家の文字のものが発見されている。

茨城・永井も，住居跡とみなされるものであるが，文福の文字のものがあり，他に「はせ」と平仮名のもののあることが注意される。また，茨城・岡の出土の土師器（坏）には，外面と底面とに，福の文字が大きくほどこされている。栃木県内では，栃木・山向で，大その他のものが見られ，星ノ宮ではA地区1号住居跡から高，2号住居跡から高，東方（？）の文字の例が発見された。

埼玉県では，埼玉・水深の9号住居跡から，土師器（坏）の底部外面に，大の文字のあるものが発見され，12号住居跡から土師器（浅坏）の底部外面に，同じく大の文字のものが朱書されている例が発見された。

埼玉・下新田26号住居跡から白，□慶の文字のものが出土している。埼玉・中堀からは，平の文字のもの，埼玉・中通では7号住居跡から須恵器（坏）の側面に七の文字，埼玉・相撲場では，40号住居跡で，須恵器（坏）の底部内面に十二という文字のものが見られている。

埼玉・小仙波では，1号住居跡の付近から須恵器（坏）の胴部に「太上」の文字のものがある。

千葉・須和田では，大王・貞・思（是）などの文字のあるものが発見されていることは古くから知られているが，近年の発見のものでは千葉・山田水呑の例があり，山辺・山辺太・家政・倉・佐・小付・井・山口館・上上・中野・佐田・山辺・加・未・成など多種のものが発見されている。これらは総数104点に達しているというが，旧山辺郡山口郷に当るものと考えられており，その北東約3.5キロに郡衙の地も推定されている。千葉・仁戸名ではD地区4号住居跡から安□が発見され，千葉・国分の遺跡では13号住居跡から代，18号住居跡からは上の文字のものが発見されている。千葉・国造遺跡では，20号住居跡から土師器（坏）に長の文字のあるものが発見されている。千葉・臼井南（神明社A）地点からは，土師器（坏）の外面胴中央部に，嘉又は上加と判読される文字が，五例ほど発見されており，そのほか，大大と判読されるものも出土している。

千葉・前山A－2号住居跡から土師器（坏）の底部外面に敷の文字のものが発見されている。

新潟・半ノ木では，須恵器（坏）の底部外がわに墨書らしいものがあることが知られているが，文字か記号か明かでない。

東京都では東京・滝久保から，太・者・天天などの例が発見されており，東京・城山（中央学園内）からは，土師器（坏）の側面に高大寺と墨書されているものが発見された。

長野県では，長野・生仁では9号住居跡から土師器（坏）の側面に本の文字のもの，長野・荒井では，山山か出と判読されるものが発見されている。長野・馬口では，土師器（坏）の外面に玉の文字の墨書されたもとが発見されている。長野・下条灰塚遺跡では田・大・日（？）・百（？）・平（？）と判読されるものがあり，その他，片仮名の「イ」と読めるものや，廿などの文字があり，ほかに卍がかなり多く発見されてる。

長野・福島でも，判読に困難なものがあるが，D11号住居跡といわれているものから墨書土器が出土している。

長野・川久保では，七□□（年）（カ）と判読されるものがある。

山梨・日下部では，王・饗等の文字のものがあった。

静岡県内では，静岡・藤井原で女・日・南（？）などの墨書土器が発見され，静岡・天間代山の7号住居跡から，力の文字のものが発見されているが，これは須恵器の蓋の内面にあることで注目される。また，静岡・前峠では，2号住居跡から袁の文字と読めるものが坏の底部外面にほどこされている例が発見されている。静岡・舟久保では土師器（坏）の外面に倉の文字のものが発見されている。

三重・柚井貝塚は，平安時代後期の頃，営まれたものとして早くから知られているが，鮮明な文字が60例にも達している。文字は須恵質の土器の盌形のもの底の外面にあり，反・吉・万・大の一字のものから，井上・田生・福多・太洋・宅女・大善・太富・加福・平安等のものがある。

広島・草戸千軒も，年代は下降し，特殊な遺跡であるが，荒神と墨書されたものが発見され，同じく中世のものであるが，広島・土堂では，皿に平仮名で「つりやうきん」とあるものが発見されている。

なお，住居跡の場合，それぞれの住居の使用者によって使いわけがあったのか，換言すれば，住居のそれぞれの間に墨書土器を使ったものと使わないものとに，何等かの生活状態とか地位などの区別があったかどうかもいろいろと考えねばならぬ今後の課題であろう。たとえば，千葉・山田水呑では，30号から上，80号から井の墨書土器が使用しており，他にこの種のもののない住居跡もある。千葉・国分では，13号に代，18号に上の墨書土器はあるが，他の住居からは出土していない。茨城・一騎山では，多くの住居跡の存したにかゝわらず，4号住居のみから出土している。

秋田・秋田城内の住居跡では，次のような発見がある。

1号　木
5号　主張（埋め土）
9号　官（埋め土）
11号　官厨舎（？）
14号　秋田・官厨（床面）　官（埋め土）
18号　中食
28号　殿（床面）　官□（埋め土）

であり，他の住居跡にはない。これら墨書土器のあった住居の使用者は，墨書土器のない住居の使用者と区別があったのだろうか。また，このようなことを無視して，偶然なものと理解してよいであろうか。

次に，住居跡に，城厨とか，官舎とか，官名的なものが多いとともに，寺の文字のある例，その他，個人の住居にふさわしくない文字が見られる。この場合，官衙・寺院等の近くにある場合は，その関係を考えるべきであり，たとえば寺とある場合，その寺に対する信仰・帰依の態度を示すものもあろう。しかし官庁又は寺院と関係した人が，たとえば本来官庁や寺院にあった使い古しを家にもち帰ったというような最も常識的な事例も無視すべきではないであろう。

⑫　**その他の遺跡から発見されるもの**　以上，現在において知られている出土遺跡の性質を整理したものであるが，その他これらに属さない特殊な遺跡の出土も予想される。これらは今後の発見にともなって補充する余裕をの

こしておきたい。

2　土器にほどこされた墨書の部位

墨書土器といわれているものは，須恵器にせよ，土師器にせよ，蓋・胴部・底部など，その各部分に墨書されているものである。これらの部分のいずれかにほどこすことは特別に意義をもつものであろうか。或いは，単に便宜的なものであろうか。

土器の形態は，坏・皿・埦といわれているものに多く，これらに高台のついているものもある。その他，広口壺・高坏にもある例がある。墓関係の特殊なものには，甕に見られるもの，比較的口の狭い壺に見られるものがある。墨書ではなく，篦書きの例には，壺の肩部に見られるものもある。

これらの各形態において，もし消え失せず，或いは磨損されない効果をねらう上では，高台付の坏・皿・埦などの底部外がわ，又は蓋の内面が，最も合理的である。誰人にも目にとまることを考慮するときは，胴部である。そして，土器を安定させた場合，上から下に，すなわち口縁部から底部の方に墨書する方法が効果的である。ほかに，蓋の外面に墨書する場合もが効果的である。

皿にせよ，坏にせよ，その内面にほどこされる場合は，液体を入れる器であったなら，実用としての意味はない。固体のものの場合も，磨消のおそれがある。しかし，習書的な対象として利用した場合は，問題でない。

では実際に，どんな部位にほどこされているであろうか。

① **蓋の内面にあるもの**　蓋の内面にほどこされている例は，かなり多く見られる。静岡・御子ケ谷では，志太少領等の文字が比較的小さい字で，蓋の内面に縁近く寄せてほどこされている。静岡・天間代山では力の文字が蓋の内面にある。奈良・平城宮では，蓋の内面に，論語・改白などの文字がある。鳥取・伯耆国分尼寺では，□福の文字が，やはり内面にある。

② **蓋の外面にあるもの**　秋田・秋田城では，秋田の文字奈良・平城宮ででは十の文字，奈良・西隆寺では大，長野・下条灰塚では戈の文字のものがある。

③ **蓋の内面・外面にあるもの**　奈良・平城宮では，万呂などをはじめ多数の文字が内外面にある。

④ **体部にあるもの**　体部すなわち側面にあるものが最も多い。墨書土器といわれているものの多くは，ほとんどこの例といってよい。

特殊なものとして，奈良・平城宮では「弁院勿他人者」などの文字も体部である。その他，茨城・常陸国分尼寺の法華，栃木・小松原の厩，秋田・秋田城の秋田・厨など多くのものが，この例である。

ただ，これらの場合，文字のほどこされる方法に種類がある。

多いのは，口縁部の方が，上位に当るように書く例である。土器を安定する場合，文字が最もよく読める上に効果がある。しかし，反対に，逆な例がある。すなわち，底部の方が上位に当るように書く例である。書く場合には口縁部の一端を左手にもって書くので書き易いが，安定した場合は，逆字となる。静岡で舟久保の倉，栃木・山向の大の字，埼玉・中通の十の字など，その例も少くない。

また，口縁部寄りや底部寄りに書かれたものもあるが，口縁部なり底部なりを，左又は右において，体部にたて書きするものもある。茨城・八幡上の子丸の文字，栃木・星ノ宮の東方・寺など，栃木・薬師寺南の軍などそれである。他に，長野・明神前の八千などそれである。茨城・永井では文福の二字が体部に大きく，この用法で書かれている。

⑤ **体部から底部にかけてあるもの**　体部にあたる側面から底部の外面にわたって，またがって書かれている文字がある。もっとも，この場合，文字はいずれも大きい。福島・清水台では厨の文字，福島・関和久では文字は不明であるが，やはり体部と底部にまたがっている。千葉・山田水呑では，上の文字にその用例があり，長野・田戸坂では甲の字が，長野・明神前遺跡では，子の字がやはり同じ方法でほどこされている。

⑥ **底部外面にあるもの**　底部外面の場合は，安定させ文字はかくされている。しかし，側面が手ずれや外気に

よる損傷磨消の度の多いことに比較すれば，文字の保全には効果的であり，墨書土器の効用からいえば，最高のものといえる。秋田・脇本では，墨書土器は158点発見されているが，八割以上は底部であり，ことにその文字が多い。秋田・秋田城の場合も175点の中，底部のものは127点ある。大郎□・館・厨・政・厨・□厨舎・人長などの文字も底部である。宮城・伊治城では西〈？〉金〈今〉・城厨・仁など，みな底部である。

茨城・岩瀬間中では，高台付碗の底部外面に永宝・林家・万□などの特殊な文字があり，また茨城・小野の場合，祭祀に使用したとみなされるものに，東・西・南・北・卜の文字の土器があるが，いずれも底部の外面である。茨城・石井台の三和押，栃木・下野国分尼寺の国，栃木・下野国庁の庭料，千葉・南大広の寺，新潟・下国府の木なども同じ例である。ことに木の字は，須恵器（高台付碗）の底部外面に太々と書かれている。その他，鳥取・伯耆国庁の人麻呂・荒国・木，兵庫・但馬国分寺の木本，三重・椎井の福多・初安・太富・平安・加福，埼玉・相撲場の十二，栃木・那須官衙の徳，群馬・十三宝塚の万・天・神田・上・北井，新潟・横滝山の寺，新潟・下国府の成・上・千，静岡・御子ケ谷の志太少領等，広島・草戸千軒の荒神，奈良・西隆寺の厨・右衛・中井・神亀□年，給隆，福岡・大宰府の東院，鹿児島・薩摩国分寺の国・厨などもある。

なお奈良・平城宮の場合には，□殿・五月・水・酒・麻田，石寸・倭等があり，□年七月七日の竜の紀年銘のものもある。しかし，一方，同じ紀年銘のものでも，和銅□□正月十三日のものが体部側面にある。

⑦ **底部内面にあるもの**　これは，実際に使用する場合，摩損磨滅のおそれが十分考えられるものであるが，稀に見られ，また特殊な用途と考えられるものにある。

埼玉・相撲場では，須恵器（坏）の底部内面に十二とある。鳥取・伯耆国庁では土師器（坏）の底部内面に命福とある。

これらは特殊なものであるが，土師器の底部内面は，本来の使用の目的から外れたとき，習書的なものに利用されることが多い。奈良・平城宮から発見されている。

観・裳・湯，真・人事・富・麻呂・麻などその例とみなされる。秋田・秋田城の須恵器（坏）の底部内面にある南見観念花念花の七字も同じであろう。

⑧ **底部の内外面にあるもの**　奈良・平城宮からは，表に津が六字，裏に神の五字，濃が二字ほどくされているものが発見されている。習書的なものである。埼玉・皿尾でも，須恵器（坏）の底の内面に安[脱カ]，外面に安の文字がある。

3 文字の集成

墨書土器の文字について理解する場合，各地から発見される文字を集成することが必要である。このことは多くの人々の協力によりなされなければならぬものであり，一個人で完全なものを作製することは至難のことである。こゝにはとりあえず，手許の報告書にもとづいて，これを集成し，今後多くの人々によって補訂されることを期待したい。

① 判読可能な文字のみにとどめた。
② 字画の順序を追って配列したが，若干正確な字画を採用しないものもある。

一	秋田・脇本，秋田城，新潟・若宮，	九九	山形・平田
	福岡・上須川	十	秋田・脇本，埼玉・中道，群馬・十三宝塚，
二	千葉・石神，秋田・秋田城		新潟・若宮，長野・高出，奈良・平城宮，
七	長野・内田原，福岡・上須川		福岡・上須川
七□[脱カ]	長野・川久保	十方	秋田・秋田城
八	山形・手蔵田，千葉・込の内	十二	埼玉・相撲場
八千	長野・明神前	千	新潟・若宮
八十仁	福島・関和久	力	長野・余里，静岡・天間代山
九	群馬・十二宝塚，奈良・平城宮	又	秋田・払田，千葉・込の内

乙丸	長野・中屋敷
乙成	福岡・上須川
人	千葉・石神，鳥取・伯耆国庁
人万	福島・新開
人麻呂	鳥取・伯耆国庁
人事	奈良・平城宮
人結	〃
人間	〃・橿原
三	新潟・若宮，奈良・平城宮，福岡・上須川
三幸	福島・金上
三和田	茨城・石井台
千	千葉・須和田，込の内，長野・内田原，新潟・千種
千世	茨城・野曽
廿	長野・下条灰塚
万	新潟・若宮，三重・愛宕平
万□	茨城・西小橋
下	千葉・熊野神社
久	長野・一本柳
久米	奈良・西隆寺
支	秋田・脇本
子	長野・明神前
子井	栃木
子着	千葉・込の内
子丸	茨城・八幡
工	福島・杉，木平，千葉・東金台，長野・桜井戸
上師神主	茨城・下上師
大	秋田・脇本，藤木，福島・新開，岩手・胆沢城，埼玉・水深，栃木・さるやま，千葉・込の内，真間，須和田，長野・小垣外，有尾・富士里，生仁，下条灰塚，松ノ木，岐阜・南一色，静岡・田村，三重・増の坪，奈良・西隆寺，平城宮，福岡・上須川
大一	鳥取・伯耆国分寺
大大	千葉，渡戸，神明社
大工	山梨・八幡
大井	群馬・十三宝塚，千葉・取香川
大家	茨城・烏山
大生	茨城・篠山
大田	山形・下清水，茨城・一騎山
大寺	福岡・上須川
大手	秋田・秋田城
大玉	千葉・須和田
大金	福島・金上
大領	静岡・御子ケ谷
大逕	茨城・文京
大治館	熊本・熊本高校
小付	千葉・山田水呑
小□	〃
小治田寺	〃
中	千葉・熊野神社，福岡・上須川
也	奈良・平城宮
乃	千葉・込の内
丸	秋田・秋田城，山形・平田，長野・南大塩，山梨・日下部
才	秋田・脇本，長野・田戸坂
上	秋田・秋田城，脇本，栃木・小松原，群馬・十三宝塚，千葉・国分，須和田，込の内，山田水呑，新潟・下屋敷，若宮，下国府，長野・宮城
上上	千葉・山田水呑，印内
上加	千葉・神明社
上人	静岡・御子ケ谷
上田	千葉・山田水呑，群馬・十三宝塚
上刀	千葉・石神
上諸	静岡・御子ケ谷
上方	福島・新開
下	長野・田戸坂
下人給	秋田・秋田城
川	秋田・藤木，福島・上人久保
川口	奈良・西隆寺
丈	秋田・脇本，千葉・込の内，
丈万呂	福岡・上須川
六	長野・海戸
六東	茨城・八幡ノ上
六万	岩手・二本柳
六郎□ (ヌ)カ	秋田・秋田城
山	秋田・秋田城，栃木・小松原，千葉・込の内，山田水呑，国府台
山大	千葉・東金台
山王	千葉・真間
山田	栃木・下野国分僧寺，下野国府
山井	千葉・取香川
山佐	千葉・山田水呑
山辺	〃
山辺大	〃
山口館	〃
女	秋田・脇本，千葉・下総国分尼寺，新潟・荘司免，静岡・藤井原
太	秋田・秋田城，千葉・込の内，東京・滝久保
太上	埼玉・小仙波
太富	三重・柚井
王	秋田・足田，山梨・日下部，八幡，長野・馬口，奈良・平城宮
天天	東京・滝久保
夫	群馬・十三宝塚
夫□	長野・大笹
壬	長野・福島，福岡・上須川
今	秋田・足田
井	秋田・秋田城，山形・大石，千葉・山田水呑，奈良・平城宮

水	秋田・秋田城，群馬・十三宝塚，奈良・平城宮，西隆寺
中	秋田・脇本，秋田城，茨城・山神，石井台，栃木・小松原，群馬・十三宝塚，奈良・平城宮
中中	茨城・石岡
中井	奈良・平城宮
中野	千葉・山田水呑
中新	茨城・石岡
中新	静岡・御子ケ谷
中食	秋田・秋田城
中火殿	茨城・石井台
木	新潟・下国府，長野・浜井場，生仁，鳥取・伯耆国庁
木本	兵庫・但馬国分寺
木方	群馬・十三宝塚
手	千葉・込の内，福岡・上須川
予養	新潟・千種
引	秋田・足田
毛	山形・土崎，群馬・堀川，千葉・込の内
仁	秋田・秋田城，雄物川，山形・大瀬新田，宮城・伊治城
少領	静岡・御子ケ谷
戈	長野・下条灰塚
公	茨城・栗崎
内	長野・岡部
内掃	奈良・平城宮
内裏廊所	〃
方	栃木・小松原，群馬・十三宝塚，長野・岡部
文	秋田・払田，山形・平田，大槻新田，茨城・佐竹
文福	茨城・永井
文選巻	奈良・平城宮
文文文神道	茨城・石岡
春垣	
日	千葉・木下別所，山田水呑
月	山形・平田，千葉・渡田，長野・高出
反	三重・柚井
尺万	茨城・石井台
介	長野・下条灰塚
升	奈良・平城宮
丹	秋田・秋田城
元	長井・下高井
元余	千葉・込の内
不（？）	〃
五	秋田・脇本，広島・草戸千軒
五万	秋田・秋田城
五目	奈良・平城宮
五十戸家	〃
主	秋田・秋田城，脇本，岩手・三日町，奈良・平城宮，福岡・上須川
主加	千葉・神明社
主張	秋田・秋田城，静岡・御子ケ谷
主厨	秋田・脇本
生	秋田・払田，千葉・下総国分尼寺
生上	千葉・国分校地
正駅	秋田・秋田城
地方	千葉・石神
田	秋田・払田，脇本，千葉・山田水呑，山梨・口下部，長野・福島，毛賀，新潟・下国敷，千種，福岡・上須川，熊本・高木森
田上	栃木・薬師寺南
田人	栃木・岡山
田生	三重・柚井
田辺	茨城・新治廃寺
田殿	福岡・上須川
田□	奈良・西隆寺
白	福島・関和久，栃木・下野国府，埼玉・下新田，長野・大柔
白	福島・十人久保
由川	秋田・雄物川
由加	奈良・平城宮
由結但	千葉・取金台
甲	長野・田戸坂
甲本	茨城・鳥山
甲才	長野・田戸坂
用	秋田・脇本
正	千葉・宮崎
立	千葉・南大広
木	秋田・脇本，岩手・金田館，三日町，宮城・伊治城，長野・生仁，奈良・西隆寺
本□	奈良・平城宮
禾	秋田・脇本
禾灰	〃
左	群馬・十三宝塚
左兵	奈良・平城宮
左兵下	〃
右衛	奈良・西隆寺
右典	奈良・平城宮
右井	千葉・取香川
石	岩手・金田館
矢	秋田・脇本，千葉・国分校地
古	秋田・脇本，群馬・十二宝塚，千葉・込の内
平	千葉・込の内，長野・宮越
平安	奈良・平城宮
加	千葉・山田水呑
加加	〃
加福	三重・柚井
市	長野・生仁
市市	長野・生仁，栃木・薬師寺南
冬	長野・平出，海戸

汁漬	奈良・平城宮
未	千葉・山田水呑
尼寺	千葉，下総国分尼寺
史	福岡・漆生
西	秋田・払田，宮城・伊治城，茨城・山神， 千葉・国分校地，真間，長野・福島
吉	秋田・秋田城，払田，栃木・薬師寺南 千葉・宮崎，群馬・十三宝塚， 三重・柚井，奈良・平城宮
寺	栃木・小松原，薬師寺南，星ノ宮， 千葉・南大広，新潟・若宮， 群馬・十三宝塚，長野・三才七本松， 福岡・上須川
寺家	福岡・上須川
刑	宮城・多賀城
利	福岡・大宰府
守	奈良・平城宮
守前家	茨城・岩瀬開中
宅	千葉・国府台
安	埼玉・皿尾，千葉・下総国分尼寺， 山梨・東堀越
安院	埼玉・皿尾
安□	奈良・平城宮
安□	千葉・仁戸名
宅	栃木・薬師寺南
宅安	三重・柚井
弁院勿他者	奈良・平城宮
弁院勿他人取	〃
此院和家云々	〃
百	新潟・若宮，長野・桑原
充	秋田・秋田城
衣具	長野・御影新田
庄司	秋田・秋田城
米	千葉・村上
全	秋田・脇本
合	秋田・払田，千葉・印内
休	茨城・東町
伊	山梨・日下部
伊太	熊本・熊本高校
仲	千葉・印内，長野・丈源田，明神前
仲谷	茨城・東中根
行	秋田・足田
行今	〃
左□□	福島・清水台
有	長野・杉ノ木
圭	長野・福島
沙僧	奈良・平城宮
成	新潟・若宮
仙	秋田・脇本，藤木，長野・明神前
他	千葉・国分尼寺
代	千葉・国分校地
仟	千葉・東金台
可	奈良・平城宮
出	長野・荒井
左	千葉・東金台
北	茨城・山神
北井	群馬・十三宝塚
玉	秋田・足田
成田	千葉・山田水呑
戌	〃
机（所）	秋田・秋田城
車	群馬・鍋川
里	秋田・脇本，千葉・清戸
里万	福島・津金上
里糧	秋田・脇本
見官	秋田・脇本
良	長野・高田
男	奈良・平城宮
直	茨城・石井台，長野・福島
足	秋田・藤木，茨城・常陸国分尼寺， 群馬・十三宝塚
奈	奈良・木城宮
走	千葉・印西，草深
克	長野・小垣外
角	長野・生仁
谷	長野・小垣外
辛	千葉・込の内
赤麻呂	秋田・足田
秀	秋田・秋田城
志大	静岡・御子ケ谷
志太	〃
志太少	〃
志太少領	〃
志太少領殿	〃
志太領	〃
志厨	〃
志厨上	〃
志太厨	〃
妙見	福岡・朽網
坂下	鳥取・伯耆国庁
伴	秋田・脇本，藤木，栃木・浄法寺， 奈良・平城宮
佐	千葉・山田水呑，天神台
佐倉	千葉・山田水呑
位等	奈良・平城宮
伯	新潟・若宮
伴	奈良・平城宮
仲	茨城・文京
長	秋田・秋田城
利	岩手・戸塚，石鳥谷，千葉・込の内
村国	新潟・栗之江
村宮（？）	岐阜・美濃国分寺
玄信（？）	福岡・上須川
花（？）	岩手・胆沢城跡

向我念	奈良・平城宮
東	宮城・伊治城，茨城・山神，千葉・須和田
	長野・天神南，上堀，奈良・平城宮，
	熊本・土ノ上
東一	長野・上堀
東方	栃木・星ノ宮
東院	福岡・大宰府
国（或を含む）	秋田・秋田城，栃木・下野国府，
	下野国分尼寺，千葉・下総国分尼寺，
	鳥取・伯耆国庁，新潟・千種
国内省	奈良・平城宮
国香	茨城・木師，千葉・木下別所
国□	鹿児島・薩摩国庁
国分寺	新潟・四日市
周	新潟・下国府，奈良・平城宮
直	千葉・山田水谷，長野・福島，南大塩
直十	長野・南大塩
采	秋田・足田，長野・鳥場南
治	奈良・橿原
的	秋田・足田
辛	長野・宮越，戸板
若	秋田・脇本，足田
芽	秋田・脇本
知識	福岡・上須川
知識所	〃
金	秋田・秋田城，宮城・伊治城，長野・高森
舎	秋田・払田，千葉・山田水谷
舎人	秋田・秋田城
命福	鳥取・伯耆国庁
長	秋田・秋田城，福島・国造，
	群馬十三宝塚，長野・杉ノ木
底	福岡・上須川
院	千葉・下総国分僧寺
施入	熊本・熊本高校
狛連工	茨城・石岡
政所	秋田・秋田城
忠	群馬・十三宝塚
来	千葉・込の内
斉	長野・内田原
毒（？）	千葉・市川校地
仁舎	秋田・払田柵
信寺	奈良・平城宮
仏	秋田・秋田城，神屋敷
供	秋田・足田
信	長野・福島
林	茨城・岩瀬間中，西小塙，栃木・後藤，
	千葉・込の内
林家	茨城・岩瀬間中
炊女取不得云々	奈良・平城宮
季	秋田・脇本
和	千葉・真間
和銅□□正月	奈良・平城宮
官	秋田・払田，山形・中道
官人	奈良・平城宮
官厨	秋田・秋田城
官厨舎	〃
宜	千葉・下総国分尼寺
家	千葉・込の内
油坏	千葉・真間
明	秋田・上新城
狛連工	茨城・石岡
南	茨城・山神，城木・星ノ宮，
	山梨・日下部，鳥取・伯耆国庁
南見親念花念花	秋田・秋田城
皇	千葉・須和田
首	秋田・払田
思（？）	千葉・須和田
貞	〃
岡	福岡・上須川
省	東京・滝久保，奈良・平城宮
東	新潟・四日市
前玉	静岡・御子ケ谷
前凡	〃
前家	千葉・東金台
前□	千葉・東金台，込の内
春	千葉・村上
秋田	秋田・秋田城，脇本
殺成	新潟・千種
是本	秋田・脇本
県	秋田・秋田城
草	奈良・平城宮
荒人	千葉・国分尼寺
荒国	鳥取・伯耆国庁
言丸	秋田・払田
亭	奈良・平城宮
客	山梨・日下部，奈良・平城宮
客人	静岡・石田
泉	群馬・高崎
美	奈良・平城宮
柏	熊本・土ノ上
造	秋田・秋田城
津	奈良・平城宮
法	千葉・下総国分尼寺
法華	茨城・常陸国分尼寺
庭	福岡・上須川
庭料	栃木・下野国府
城厨	宮城・伊治城
叢村	秋田・払田
真	山梨・日下部，長野・大井平原，
	奈良・平城宮
真国	茨城・石井台
倉	静岡・船久保
神	茨城・鎮木，千葉・須和田，
	奈良・平城宮，橿原

神田	群馬・十三宝塚
神寺	茨城・鹿島
神亀□年	奈良・西隆寺
家	栃木・小松原
家主	千葉・山田水呑
家□	〃
寅	千葉・清戸
桑	奈良・平城宮
酒	千葉・下総国分尼寺，奈良・平城宮
酒太	千葉・山田水呑
酒所	秋田・秋田城
高	秋田・脇本，栃木・星ノ宮，
	群馬・十三宝塚，新潟・四日町
高大寺	東京・城山
楼	奈良・平城宮
候（？）	千葉・印内
得	千葉・国分校地
荘	茨城・京町
院	千葉・下総国分尼寺
馬	千葉・東金台
馬廐	千葉・山田水呑
原	熊本・熊本高校
粕	奈良・平城宮
研	〃
栗因（？）	茨城・岩瀬間中
鼻神	長野・毛賀
姥	秋田・払田，鳥取・伯耆国庁
珠千	茨城・堀西原
鳥坏□	奈良・平城宮
鳥食入器二口	〃
莫採鶴武鳥坏	〃
郷	静岡・御子ケ谷
連	秋田・足田
袁	静岡・前峠
裳	奈良・平城宮
為道金	〃
清	秋田・秋田城
偈	長野・内田原
菓	奈良・平城宮
菊	〃
秦村	秋田・払田橋
魚	千葉・須和田
宮陸□	宮城・伊治城
雄	秋田・脇本
雄勝	秋田・秋田城
研盤	奈良・平城宮
給隆	奈良・西隆寺
例	福岡・上須川
麦	奈良・西隆寺
麻	奈良・平城宮
望	秋田・秋田城
造寺	福岡・大宰府

博士館	千葉・真間
房	秋田・払田，秋田城，藤木，
	宮城・多賀城，福島・清水台，
	奈良・西隆寺，福岡・大宰府
厨上	秋田・秋田城
厨酒	〃
厨舎	〃
椋	群馬・十三宝塚
横	秋田・秋田城
楊	奈良・平城宮
富	秋田・藤木，山形・手蔵田，茨城・北の谷
寒川	栃木・小松原
万□	茨城・岩瀬間中
答	秋田・足田
須本	岩手・三本柳
栗	新潟・城家
結	奈良・平城宮
善	
喜	千葉・瀬戸
喜尼家	奈良・平城宮
満月	茨城・新治廃寺
歌	奈良・平城宮
論語	〃
敷	千葉・前山
傀	岩手・内川
敏□□	千葉・山田水呑
朝日	千葉・込の内
高	秋田・脇本
廐	栃木・小松原
廣（広）	秋田・脇本，秋田城，奈良・平城宮
館	秋田・秋田城，払田
勝生	茨城・岩海
散	千葉・宮崎
膳	奈良・平城宮
稲	〃
穐	秋田・脇本，秋田城
穐実	秋田・脇本
説	〃
聖	千葉・込の内
聖良印	長野・和泉
新	秋田・脇本
新太田	茨城・東部河
福	秋田・脇本，藤木，岩手・東見前，大塚，
	茨城・岡，長野・池田
福毛	千葉・須和田
福万	和歌山・岩崎
福饒	栃木・薬師寺南
僧	奈良・平城宮
備	〃
傀	岩手・内川
橘	秋田・秋田城
徳	福島・金上，栃木・那須官衙

廓	熊本・熊本高校	ム	千葉・国分校地
観	奈良・平城宮	い（？）	千葉・印内，石神
榎	千葉・下総国分尼寺	く（？）	千葉・石神
饗	山梨・日下部	はせ	茨城・永井
斎食	奈良・平城宮	の	千葉・家老屋敷
衙	新潟・若宮	ろ	愛知・加茂
慈	秋田・脇本	□家	栃木・足ノ宮
懺悔	〃	□寺（？）	熊本・田島
講院	長野・明神前	□厨	静岡・御子ケ谷
鎮	秋田・足田	□春	千葉・込の内
諱	秋田・秋田城	□堂	長野・浅間
潅	奈良・平城宮	□福	鳥取・伯耆国分尼寺
藤文春	茨城・石岡	□飯	奈良・平城宮
藤屋派	千葉・石神	□女	長野・福島
醴太郎	奈良・平城宮	□米	千葉・込の内
イ	長野・下条灰塚	□米堂	長野・大村
キ	新潟・若宮	□慶	埼玉・清川
モキ	〃	□麻呂	茨城・石井台
コ	新潟・千種	□□東院	福岡・大宰府
ト	秋田・脇本	□□ちや	埼玉・青谷館
ネ	〃	卍	長野・下条灰塚，福島
ニ	千葉・石神		

他に，次のような文字例もあるおもむきであるが，直接，報告書等から点検することができなかったので，表には掲載しなかった。

日豊（宮城県），相（岩手県），宗（群馬県），郷珂・立麻呂（茨城県），田村（埼玉県），神奉・新寺・忍保寺・財備・私得・得・法尼寺（千葉県）

4 文字の種類

墨書土器に見られる文字は，一字が最も多く，二字が次ぎ，そのほか多いものでも，五～六字とまりである。これらか，どんな意味をもつものであるかは，その発見された個々の遺跡に関連して，或いは総合的な見地から，多くの人々によって考察されてきた。しかも，その意味の不明なものも多い。ただ，こゝで一考しなければならぬことは，文字の内容の分析の場合，その種類・意義・性質とが混淆されていることである。すなわち，文字にどんな種類があるかということと，その文字がどんな意味をもつかということが錯雑している点である。まだ，一つの文字でも，必ずしもただ一つだけの意味や種類に限定されるべきでなく，多種多様のものがあるという点である。さらに，二字三字を略して一字のみにした略字もかなり考えられることである。

まず，文字から考えられる外観上の種類には，次の如きものがある。

① **地名をあらわすとみなされるもの**　墨書土器には，地名をあらわしたとみなされるものが多い。しかし，地名的な名称でも，他の意味のものも含まれることも考えられるので，断定できないものもあることはいうまでもない。まず，地名で差支えないものには，次のような例がある。

山辺（千葉・水巻）
秋田（秋田・脇本）
雄勝（秋田城）
志太（静岡・御子ケ谷）
恵川（栃木・小松原）

② **建物・施設，その場所等をあらわすとみなされるもの**　建物全体やその場所・施設等をあらわすとみなされるものも多い。国庁，郡衙，寺などをあらわしたものから，倉，井戸などの施設を示したものも，これに含めてよい。

国（鳥取・伯耆国庁）
国□（鹿児島・薩摩国庁）

大井（群馬・十三宅塚）
北井（　〃　）
石井（千葉・取香川）
山井（　〃　）
中井（奈良・西隆寺）
井（秋田・秋田城）
子井（栃木・小松原）
廊（熊本・熊本高校）
遊郭（秋田・秋田城）
前家（千葉・東金台）
守前家（茨城・岩瀬岡中）
山口館（千葉・山田水呑）
館（秋田・秋田城・払田）
政所（秋田・秋田城）
酒所（秋田・秋田城）
中央殿（茨城・石井台）
五十戸家（奈良・平城宮）
喜尼家（　〃　）
□殿（　〃　）
□府（　〃　）
□□東院（福岡・大宰府）
志太少領殿（静岡・御子ケ谷）
厨（秋田・秋田城，払田，宮城・多賀城，福島・清水台，奈良・西隆寺，福岡・大宰府）
厨舎（秋田・秋田城）
主厨（秋田・脇本）
城厨（宮城・何治城）
官厨（秋田・秋田城）
志太厨（静岡・御子ケ谷）
志厨上（　〃　）
倉（静岡・舟久保）
内裏盛所（奈良・平城宮）
厩（栃木・小松原）
寺（栃木・薬師寺南）
尼寺（千葉・下総国分尼寺）
法華（茨城・常陸国分尼寺）
大寺（福岡・上須川）
神寺（茨城・神宮寺）
高大寺（東京・城山）
国分寺（新潟・真野）
小治田寺（奈良・法蓮）
寺家（福岡・上須川）
□□堂（長野・大村）
講院（長野・明神前）
知識所（福岡・上須川）

なお，これらの中に，寺院関係で名称の付せられたものがある。神寺は神宮寺の略号であるが，高大寺等はその名そのものである。文献にあらわれていない寺院を知る上にも重要である。なお刻名の土器であるが，新潟県佐渡郡真野町大字四日市城ノ腰出土の土師器には底部内面と福松寺の刻名のあるものもある（『佐渡考古歴史』10　昭和48年）あわせて参考とすべきであろう。

③　人名又はこれに類したものをあらわすとみとめられるもの　人名又はこれに類したものと考えられるものもある。人名としては，次のような例をあげてよいだろう。

荒人（千葉・下総国分寺）
人麻呂（鳥取・伯耆国庁）
赤麻呂（秋田・足田）
麻呂（奈良・平城宮）
□麻呂（茨城・石井台）
麻呂（奈良・平城宮）
命福（鳥取・伯耆国庁）
青丸（秋田・払田）
人万（福島・新開）
人麻呂（鳥取・伯耆国庁）
星万（福島・新開）
子丸（茨城・那珂湊）
乙丸（長野・中原敷）
牛養（新潟・千種）
勝生（茨城・岩海）
聖良印（長野・和泉）
精男（長野・松島）
玄信（福岡・上須川）

なお，一字だけのものにこのような人名の略したもののあることも考えられる。

愚書土器ではないが，福岡県糸島郡宮山古墳で「戸主麻絹」という文字の箆書きが発見されている（福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告10　昭和10年）。この種の愚書土器の例の発見も期待される。

④　身分又はこれに類したものをあらわすもの

家正（千葉・山田水呑）
右衛（奈良・西隆寺）
左兵下（奈良・西隆寺）
右典（　〃　）
調長（福岡・大宰府）
長（長野・杉ノ木）
志太少領（静岡・御子ケ谷）
大領（　〃　）
官人（奈良・平城宮）
上人（静岡・御子ケ谷）
主張（　〃　）
中衛（　〃　）

等がある。その他，主という文字もかなり多い。ことに，秋田・脇本では158点の墨書土器の例の中，主の文字が32点もあることが注意される。

⑤ **性別をあらわすとみなされるもの**　男・女の性別であるが，この場合，男の文字よりも女の文字のものがほとんどである。たとえば，秋田・脇本，静岡・藤井原等である。

⑥ **方角をあらわすとみなされるもの**　東・西・南・北又は十二支による方角をあらわすとみなされるものも多い。

東（宮城・伊治城，茨城・小野）
東方（栃木・星ノ宮）
南（栃木・星ノ宮，茨城・小野）
北（茨城・小野）
西（宮城・伊治城，茨城・小野）
末（千葉・山田水呑）
戌（　〃　）

等である。

⑦ **数量・大小をあらわすとみなされるもの**　数量や大いさ等をあらわすとみなされるものも多い。もっとも大という文字の場合，必ずしも大いさのみと思われぬものも考えられるが，便宜こゝにまとめておく。

一（秋田・秋田城，千葉・下総国分寺，新潟・下国府）
二（秋田・秋田城）
三（新潟・下国府）
五（秋田・脇本）
十（新潟・下国府，奈良・平城宮）
百（新潟・下国府）
千（新潟・若宮）
万（秋田・脇本，新潟・下国府，三重・柚井）
五万（秋田・秋田城）
十万（秋田・秋田城）

これらの数量の中でも，万などは万呂という人名の略かも知れず，色々な場合があることも考えられるので，必ずしも数量には限定されない。

大いさをあらわすものには，大の文字が多い。

大（秋田・秋田城，脇本，奈良・西隆寺）
中（秋田・脇本）
上（秋田・秋田城，脇本，新潟・下国府，千葉・下総国分寺）
上上（千葉・山田水呑）
大一（鳥取・伯耆国分尼寺）
四上（栃木・薬師寺南）

もっとも大などの場合，大領とか大郡の略なども考えられる。上も同じである。

なお奈良・西隆寺では，須恵器（甕）の口縁部外面に，焼成後刀子状のもので小の字をほどこしている。大小の意味の小をあらわしたものとみなされる。

また上などの場合も，供上などの意味もあるかも知れない。

⑧ **物資をあらわすとみなされるもの**　物資と考えられるものをあらわす例も少くない。

水（奈良・平城宮，奈良・西隆寺）
酒（奈良・平城宮）
汁清（　〃　）
果（秋田・足田）
禾灰（秋田・脇本）

などは，その物資名をも示すものであろう。

⑨ **吉祥的な文句をあらわすとみなされるもの**　吉祥・求福的な文字のあるものも少くない。

吉（栃木・薬師寺南，三重・柚井）
福鏡（栃木・薬師寺南）
平安（三重・柚井）
加福（　〃　）
太宮（三重・柚井）
宅安（　〃　）
□福　伯耆国分尼寺（僧名かも知れない）

⑩ **年紀をあらわすもの**　明かに，年紀又は月日をあらわしているものがある。

和銅□□正月十三日（奈良・平城宮）
神亀□年（奈良・西隆寺）
五月（奈良・平城宮）

⑪ **使用目的をあわらすとみなされるもの**　下人給（秋田・秋田城）これは，供与の言葉に該当するかも知れない。また供という文字なども（秋田・足田）供与又は供えるという文字かも知れない。

⑫ **農耕に関係あるとみなされるのも**

田生（三重・柚井）　　田人（栃木・向山）

これらの文字は，農耕生活に関係あるものとも思われる。

⑬ **前後の文脈のない文字又は無関係な文字のあるもの**

南見観念花念花（秋田・秋田城）　　文文文神道春垣（茨城・石岡）

これらの文字，又は土器に全く無関係な文字，たとえば文選巻（奈良・平城宮）等である。

⑭ **文字を省略したとみなされるもの**　一字だけのものに案外これが多い。土器の各部位は，スペースにおいても限定されている。これに文字を記すとき，当然省略の問題が考えられる。

省略のことは，同一遺跡から発見されたものによく示される。たとえば，次のものなどが考えられる。

禾灰→禾（秋田・脇本）　　中央殿→中（茨城・石井台）
雄勝→雄（　〃　）　　志太厨→志厨（静岡・御子ケ谷）
佐倉→佐（千葉・山田水呑）　　麻呂→麻（奈良・平城宮）

また茨城・常陸国分尼寺からは法華とあるものが発見され，他に千葉・下総国分尼寺では法の一字がある。この場合，法は法華の略と考えてもよかろう。

⑮ **その他のもの**　これらに該当しないものであるが，むしろこれに属するものがかなり多く，今後の検討にまつものがある。

5 文字の性質

次に，墨書の文字の内容にはどんな性質のものがあるだろうか。換言すれば，これらの墨書土器はいかなる目的用途のために使用されたのだろうか。この場合，文字そのものよりは，出土の性質や遺構をあわせ考える必要がある。次に，これを考えたい。

① **場所の所属を明かにするもの**　これらは地名や建物・施設等に多い。那珂・志太・山田等の地名も，その場所が明示されているものである。厩・院・政庁・厨・中央殿等もそれである。ただ厨の文字は最も多く発見されているものの一例であるが，この場合，志太厨・城厨などのように広く施設全体をさすものと，厨舎などのように一つの建物のみをさすと思われるものもある。厨の一字の場合も，その両者を考える必要があろう。

② **所有をあらわすもの**　土器の所有を明確にするものである。

主という文字も比較的多い。ことに秋田・脇本では，第3次調査だけでも38点発見されている。全体の35%以上という。報告書には，中央官職の内容につながるものでないかとも考えているが，ほかに，その家屋の持ち主の主長者と関係あるものかも知れない。

なお，客とか客人なども，いわば来客用ということを考えたかも知れない。

人名を示したものなどは明かにその持主であろうが，ほかに志太少領なども明確なものがある。人長，調長などもそれであり，家正もこれに該当するであろう。

女という文字も比較的多い例である。これに対して男という文字は少い。名前がないので女だけにしたのか，女だけの用途に限定したための身分的なものがあるのか，とにかく面白い。

③ **整理を必要とするためのもの**　置く場所を定めるとか，整理を必要とするものがある。一・二・三などの数字もそれであるが，百とか万とかとなると，人名の略号ともみなされるものがある。四上とか，大とか中などもこれに関連するかも知れないが，これらの文字は他にも種々の場合に用いられたものであろう。東西南北の方位なども，他の祭祀その他の意味もあろうが，整理的なものも含まれているかも知れない。

④ **容器に入れるものを明確にしたもの**　この土器にどんなものを入れておくかを明かにしたものがある。汁漬などもその例であるが，水・酒・果などもこのような用途のものであろう。また禾灰も同じであり，禾の一字もこれだけでは意味がわからないが，禾灰の略と考えれば納得できる。

⑤ **祭祀・行事等のためのもの**　茨城・小野において30個の坏に東西南北中の文字が，坏の底部にあり，四枚づゝ重ねてあったことなど明かに祭祀信仰に関係するものであり，東西南北中など，方角とか位置をあらわすとみなされるものに，このような目的のあったことも考えられる。

また，茨城・土師出土の土師神主の如きも特殊である。報告者佐藤次男氏が土師郷の人々の氏神を奉斉するものとみなしているが，住居跡から発見されていることに注意したい。

明かに燈明皿とみなされるものに，文字のほどこされている例がある。茨城・八幡上の土師器(埦)であり，子丸・穴東の文字がある。その他，供とか盤の文字なども，供献用のものかも知れない。

⑥ **井戸の信仰のためのもの**　井・大井・北井など井戸に関連するものも少くない。井戸を祭り，井戸を大事にすることの信仰にともなった祭祀用のものかも知れない。奈良・橿原で井戸の中から神の文字のある例が発見されているが，これも関係資料といえよう。

なお，栃木県河内郡上三川町西赤堀では，須恵器の蓋や坏の底部に井の文字の窪書きのものが発見されている(前沢輝政「西赤堀遺跡」昭和51年)。関係資料であろう。

⑦ **田の信仰のためのもの**　さきに述べたところと重複するかも知れないが，田人，出生など田に関係ある信仰とも考えられる。

⑧ **仏教信仰のためのもの**　仏教関係の用語のものも多い。懺悔などである。これを土器に明示し，信仰にむすびつけたものであろう。

⑨ **埋葬のためのもの**　土壙に土師器(坏)があり，これに仏と墨書されている例が発見されている。この土壙には木炭粉・骨粉もあるので，当とみなしてよく，一緒に供えた土師器の坏に仏と記したことも，仏教と墓との関係を示すものである。

また，遺骨を納めた骨壺に勝生等の文字の墨書されている例もこの項に含めてよい。

⑩ **使用その他の年月を必要とするためのもの**　使用したときの年月などを墨書することもある。神亀□年（奈良・西隆寺）等の例であり，奈良・平城宮でもその例がある。

⑪ **吉祥・招福等を祈る呪符的なもの**　現在でも平常用いている茶碗に松の絵や福の文字のあることと同じで，吉祥的な意味をもつものが多い。

特に，三重・柚井から数多く発見されており，吉，福鉢・平安・宅安などがある。埼玉・中堀の平の文字なども同様かも知れない。加の文字もあるが，賀の省略ともみなされよう。

⑫ **禁制的なもの**　奈良・平城宮から発見されたものに，その例がある。

弁院勿他人者
炊女受不得。若取者笞五十

などその例である。

⑬ **習書に利用するもの**　字を練習するため字を書く下書きとして利用したものである。この場合，墨のうつりなどから見ると土師器の方が都合よかったかも知れない。しかも，坏，蓋などの底部内面が書きやすい。破損したり，使用が不能になった底品を利用することが多かったであろう。

⑭ **戯書的なもの**　墨画の土器があると同じく，土器を利用し戯書的なものを書く例である。秋田・秋田城から発見された両見観念花金花，又は茨城・石岡発見の文文文神道春頃ものなど，その例かも知れないが，或いは別に習字的なものともいわれるかも知れない。

⑮ **その他のもの**　その他，多くの目的の場合が考えられる。中には，呪符的なものもあり，卍の如き特殊なものもある。

第2節　各地出土の墨書土器と伊場墨書土器

以上のように，各地の遺跡出土の墨書土器について概観したが，これらの墨書土器で伊場西遺跡出土の墨書土器

とは，どのように比較されるものであろうか，これらの各地の黒書土器の中に，どのように位置づけられるものであろうか。

墨書土器の年代については，既に多くの報告書にも記されているように，8世紀から10世紀にわたるものが最も多く，早いもので7世紀の後葉，おそいもので，12世紀と下降するものと考えられているが，伊場遺跡においても，8世紀前葉から13世紀中葉の頃までの存続が考えられていて，大略傾向が一致している。

器形においては，坏の最も多いことも，各地の墨書土器において指摘されているところであるが，伊場の場合，やはり坏が最も多く全体の62.4%を占めており，ほかに盤・鋤付盤・壺等がある。

さらに数量・須恵器と土師器との関係，部位・文字については各項にわけて述べることにしたい。

1　数量と須恵器・土師器の比較

各地の遺跡から発見され報告されているものは，その遺跡の発掘によって知られ整理されたものである。それぞれ，遺跡からの全数量ではないが，一応，どの遺跡からどの程度に発見されているかの目安になるであろう。

遺跡によっては，わづか1点から数点発見され，注意されているものが多い。しかし数多くの例に達しているものもある。これらの中で，奈良・平城宮における出土量はやはり抜群であり，SK820，SK870，SK715といわれる地区その他から79点出土しており（平城宮発掘調査報告Ⅶ）SK219，SD126，SA109，SK238等の地区から9点（同Ⅱ），平城京左京一条三坊において，SD485その他から116点（同Ⅶ）が出土している。

平城宮関係を例外として，他の遺跡を見ると，秋田・脇本における107点がある。これは出土の土器量の35%以上を占めている。

また，秋田・足田では118点知られている。千葉・山田水呑における125点も多い例である。群馬・十三宝塚では62点，秋田・秋田城においては，昭和50年度におけるの調査において，判読可能のもの176点，判読不能あるいは墨のついた土器片80点，総計256点発見されているが，昭和34年から同37年にわたる国営調査の際も，35点ほど当見されている。静岡・御子ケ谷では237点発見されている。

特殊な遺跡として，三重・松井貝塚における60点なども多い方である。また，長野・下条灰塚は50点ぐらい出土している。

伊場においては412点発見されている。

この数量は，前記の各地の例に比較しても，トップクラスに入れてよいものである。もとより，数量の多寡は必ずしも遺跡の性質の価値づけとはならないとしても，伊場遺跡において，墨書土器が使用されたケースが，墨書土器の発見されていない，ほかの同類の遺跡又は墨書土器の多数発見されている同類の遺跡における使用と比較して多いという事実をみとめてよいであろう。

2　須恵器と土師器との割合

伊場遺跡においては，須恵器・土師器・灰釉土器・山茶碗等にあらわれ，須恵器・土師器が圧倒的である。しかも須恵器と土師器とにおいては，須恵器が全体の80.4%，土師器は58点で19.6%を占めている。各地の例を見ると，須恵器と土師器とがそれぞれ用いられ，特に大差はないようであるが，少数の場合，土師器の例が多い。群馬・十三宝塚では，須恵器33%，土師器67%という比率であることが報告されている。

しかし，秋田・脇本では，ほとんどすべてが須恵器であることが特色であり，また静岡・御子ケ谷では，237点の中，1点だけが土師器で，その他は須恵器である。

伊場において，須恵器の多いことも，御子ケ谷遺跡とあわせ考え，東海地方の須恵器と土師器との関係の上の課題ともなろう。

3 墨書の部位

土器のいずれの部位に見られるものが多いだろうか。

伊場においては，坏では底部外面が過半数を占め，体部すなわち側面が，これにつづく。蓋にあるものが33点あるがその約３分の２が内面である。特殊なものに内面と側面とに書かれたものがある。また蓋の内面にある特別なものとして，郡遠取の文字のものが須恵器（坏）にある。

一体，文字の書かれている部位については，さきに述べたように，それぞれ意義をもつが，磨消等を考慮に入れると，底部外面か蓋の内面が都合がよい。体部すなわち側面は摩消等のおそれはあるが，誰でも目につきやすい点で効果的である。蓋の外面は，内容のものを示すなどにおいては理想的である。

秋田・秋田城においては，175点の中，底部外面が127，体部が35，蓋の外面が８，蓋の内面が１という割合であり，秋田・足田では全体の80%が底部外面であり，秋田・脇本では底部が88点，体部が19，奈良・西隆寺では判読可能の18点の中16点が底部であった。

このように底部が多いが，ここに底部には重要な意味をもつ文字の書かれていることも多い。茨城・岩瀬町中では，高台付の坏の底部外面に永宝があり，三重・柚井に見られる吉祥的な文字はいずれも底部外面である。

しかし一方，部位は必ずしも重要性を物語るものでもない。平城宮において□□（年カ）七月七日云々が底部外面に書かれた例があるとともに，由加和銅□□正月十三日が体部外面にある。栃木・星ノ宮では，南の文字が底部外面にあるとともに体部にもある。

4 黒書と朱書

墨書土器は普通黒色である。普通の墨ですったものを用いている。しかし稀にいわゆる朱書のものもある。伊場では，412点の中，３例だけが朱書であった。俾足と得の字である。

黒色と朱色とは使いわけがあるのだろうか。朱色は少いだけあって特別な用例であったのだろうか。

朱書の例は他にもある。静岡・御子ケ谷には朱書が１点のみある。千葉・東金台では前家と書かれたものが発見されている。しかし，埼玉・水深において，９号住居跡から土師器(坏)の底部外面に，大の字が黒色で書かれたもの，12号住居跡からは須恵器(坏)の底部外面に同じ「大」の字が朱で書かれるものが発見されている事例もあり，この場合は，黒と朱とは特別に関係はないようにも思われる。

なお，墨書土器とあわせて箆書きのものも関連して問題にすべきであるが，箆書きの土器の例をまとめると，大きい作業になるので省きたい。ただこゝでは茨城・東町で蔡，休の墨書土器が発見されているとともに，中の箆書土器もあることを指摘しておきたい。

5 文字の共通性

各地の墨書土器の文字を見ると，既に掲げた集成文字の例でもわかるように共通的なものがかなり多い。

ただ，こゝで考えたいことは，たとえ同じ文字が各地の例にあっても，その意義内容は必ずしも同一のものと限らないこともあることであり，或いは地名その他の用例もあることである。ことに一字だけの場合いろいろな名称の略字のあることであり，そこにそれぞれの地域性も考えなければならぬ点である。

さて，伊場出土墨書土器の文字の上から各地のものと共通している例を指摘すると，次のようである。

上一・十・十万・大・太・川・山・甲・主・足・仁・加・賀・南・林・長・宗・田人・真

しかし，これらも同一意義かは疑問であるが，最も多い用例に数えられる大・太・主などは，伊場の場合も同一意義であろう。

斑も亦，各地に多い例の一つであろう。伊場の場合も発見されている。しかし，伊場の場合，他に布知賀，下蛭南などがあり，このことは，のちに述べたい。

富も吉祥的なもので共通している。また同じ文字はないが，満福などの文字は，吉祥語的なものとしては，他に見られる宅安・太富・福饒などと共通するものともいえる。また田人があり，これは栃木・向山出土例と共通していることも，興味深く，神の文字については，他に茨城・鏡木，千葉・須和田，奈良・平城宮等と共通している。

6　文字の特殊性

では伊場墨書土器の文字に見られる特殊なものに，どんな例があるだろうか。

まず地名がある。竹田郷・栗原とか布知厨の布知などである。これは，当然，地域的な特殊性をもつものであるが，静岡・御子ケ谷において，志太厨・志厨などの例とあることと対応することができる。

伊場墨書土器のもつ特殊性は，人名が比較的多いことである。

竜麻呂・竹田成継・嶋成・孝麻呂・竹田広足・里磨・川辺広嶋・川辺宗宜部子物・嶋若倭部人・子足人・人足・石足・侔足などである。また，城山遺跡（現在，行政区劃を異にするが，私は，広い意味で，伊場西遺跡に包括するものと考えている）では，竹田知刀自女という例も発見された。さきに共通性のある文字として述べた広なども「広足」の略字かも知れず，川も亦「川辺」の略字かも知れない。また足の１字が32点出土しているが，広足・足・石足・侔足などのあることからすれば人名の略とみる方がよい。ことに，竹田などは，本遺跡を構成した重要な要員であったとも考えられる。

各地において，人名とみなされるものも少くない。鳥取・伯耆国庁の人麻呂，秋田・足田の赤麻呂など，その例である。しかし，現在のところ，１遺跡で，このように多種の人名の文字の墨書土器が発見されている例はない。この点，伊場墨書土器の人名は，１つの特色をもつものであり，ひいてはここの種の墨書土器を出土した本遺跡の性格をも示唆するかも知れない。

特殊な１例は，布知厨である。さきに述べたように，厨も或いはその略字かも知れない。しかし，厨の場合には２つの意義のあることも考えなければならない。１は役所的な性格をもつ厨であり，１は１つの建物を意味する厨であり，後者は厨舎でもある。伊場遺跡の厨の１字のものは，後者を示すか，布知厨の略字かは明かでない。

とにかく，布知厨の３字は重要である。従来，厨関係の墨書土器の出土しているのは，次の例である。

秋田・払田，秋田城，藤木，宮城・多賀城，福島・清水台，静岡・御子ケ谷，奈良・西隆寺，福岡・大宰府

奈良・西隆寺のような特殊な寺院関係をのぞくと，官衙的な性格をもつ遺跡に多い。布知厨と同じ表現をもつものに，志太厨があり，この遺跡は志太郡衙関係の遺跡とみなされる。そうすれば，布知厨は布知すなわち敷智の郡の厨とする公算は大きい。

特殊なものの３は，「郡鎰取」である。この３字のあるものが須恵器（坏）の蓋の内面にあることも注意される。既に本文でも述べられているように，やはり敷智郡に関係があり，ことに鎰取とあり，その文字の筆法も堂々としていることは重要である。

特殊なものの４は栗原駅長・駅長の文字のあることである。長だけの１字のある例は福島・天栄の住居跡にも見られる。また福岡・大宰府で，調長とする例なども比較される。馬長は他にない。まして栗原駅長は栗原が地名である点において特殊である。

各地出土の墨書土器の使用の目的においては，既に述べたように，その所有者を明示するものがある。主とか女などもその用例のものが多いと思われ，人名，官職名も同じである。この点，栗原駅長は，その使用者を示したものであり，馬長も同じである。そして栗原駅長は当然栗原駅の駅長であることを語るものであり，馬長も亦，駅として重要な馬をとりあつかう地位のものとみられる。栃木・小松原では，厩の文字のものが発見されている。この遺跡は駅に関連するものとも考えられているが，伊場の場合の２例は遺跡の性格をよく示すものであろう。

第３節　墨書土器より見た伊場遺跡の性格

以上述べたように，伊場遺跡出土の墨書土器はその出土した数量において，他の遺跡の例と比較すると抜群の１

例といってよい。しかし，数量の多数は別として，文字の中に特殊な記載例があり，この遺跡の性格を示すものがある。

まず，その性格の１として，駅すなわち栗原駅に関連あるものと考えられる点である。

「栗原駅長」の文字のあることは，このことを考える上の重要な資料であるが，この地をもって，駅とすることは，他に多くの木簡資料の上からも考えられる。

すなわち，次の諸例がある。

〔評カ〕
駅□人　　（第21号）

駅家玉作マ稲□　　（第27号）

・□美濃関向京於佐々□□□□□□□
　　浜津郡□人

・□駅家宮地駅家山豆奈駅家鳥取駅家　　（第30号）

□広麻呂九束　　戸主若倭マ〔石カ〕□□六

□知麻呂廿〔東カ〕う□　　戸主〔若カ〕□倭マ足嶋九束

　　戸主〔姿カ〕□爾マ刀良

□□□　　馬主□□爾マ吉麻呂廿束

□□依戸〔ロカ〕□同マ色夫知四束　　□□一束〔代黒カ〕□□毛牡馬

□□□〔麻カ〕呂　　馬主戸主宗宜マ〔鳥カ〕□〔麻カ〕□　□□□〔若カ〕□

　　戸主若倭マ足〔嶋カ〕□□□　　（第52号）

このような多くの資料は，駅に関係することをほゞ断案して差支えないものでなかろうか。そして，それは栗原駅である。栗原駅については，既に『伊場遺跡遺構編』（昭和52年）に述べているので，省きたい。

また，墨書土器の文字の馬長も木簡の文字の馬主とともに重要であろう。ある任務の職能的な地位をあらわすものに，さきに紹介した福岡・大宰府の調長がある。また墨書土器ではないが，「瓦長」のような文字もある（石村喜美「古代の造成組織に見える『瓦長』の再考」『歴史考古』17昭和44年）。

馬長はこのような長とあわせ考えるべきであろう。

本遺跡が，このように栗原駅と関連することとあわせて考えなければならない点は，この遺跡は，異なる機能をもつものの複合的なものでないかということである。

このことは，これまで，伊場遺跡の報告書の随所に述べたところであるが，大幅の広い大溝をはさんで存する広大な遺跡は単なる１つの限定されたものとのみ考えられない。また，複合といっても，２つに限るべきでなく，２つ以上のものがあり，これらが，その時期の推移にともなって，繁栄と衰退との交錯があったかも知れない。この場合栗原駅のなかに，郡衙関係のものを考えることも１つの案である。布知厨・郡鎰取などは全く特殊な文字であり，この関係を示すであろう。また，竹田郷という地名や，竹田広足等竹田に関する人名は竹田広麻呂と読める木簡等とともに竹田郷にも関連し，あわせて本遺跡を構成する有力な人々であったかも知れない。

少毅殿・□毅殿の例が城山遺跡から発見されたことも，軍団の性格と相俟っていかに考えるべきか，今後の課題であり，この場合，伊場遺跡から発見された墨書土器の中に，「竹田二百長」とあることも，新たに換起される資料となるであろう。

要するに，412点という多量の墨書土器は，108点に達する木簡とともに，大溝をはさむ広大な遺跡は，いくつかの機能をもった官衙的なものか又はこれに関する居住地とによって複合されて形成されたことが考えられるのであり，しかしその機能も，時期の推移と関連して，発展消長の経過のあったことが考えられるであろう。

もっとも今回調査された地域は，必ずしもその中核ではない。むしろ隣接する現在の国鉄敷地や城山周辺に，関係官衙機構の枢要のものの所在地も推定されるのである。

墨書土器出土地名表・参考文献表（斎藤忠編）

1. 本地名表は，判読可能な墨書土器の出土している主な遺跡についてまとめたものである。したがって文字判読の困難な資料の出土遺跡は省いた。
2. 最初の欄の「秋田・脇本」等の名称は，本文の墨書文字集成の中の表示を知る便にそなえたものである。
3. 参考文献の発行所等はできるだけ略称した。
4. 地名の中，旧地名をそのまゝ用いたものもある。
5. 参考文献は，概括的なものを述べた文献にとどめ他は地名表の中にまとめた。

I 参考文献表（一般）

1	大川清	墨書土器 1-5	小宮山書店	昭33・34
2	〃	墨書土器（新版考古学講座7 有史文化）	雄山閣	〃 45
3	佐藤次男	墨書箆書・刻印土器出土地名表 考古学4		〃 27
4	〃	墨書土器ノート 〃 14		〃 29
5	〃	墨書土器の種類 〃 3		〃 27
6	鈴木伸秋	房総における墨書土器の一考察 史館5		〃 50
7	岡田正彦	墨書・刻書土器小考 ―長野県下出土例を中心として 信濃25―4		〃 48

II 地名表

秋田・秋田城	秋田県秋田市	昭和50年度秋田城跡発掘調査概報	市教委	昭51
		秋田城跡第4次調査概要	文化庁	37
脇本	男鹿市	脇本埋没家屋第2次，第3次調査概報	県教委	41・42
払田	仙北郡仙北町	払田柵跡 調査事務所		45
足田	〃 羽後町	足田遺跡発掘調査概報	県教委	39・42
雄物川	秋田市雄物川岸	①		
神屋敷	〃 神屋敷	①		
上新城	〃 上新城	①		
藤木	大曲市藤木			
岩手・胆沢城	岩手県水沢市	①		
東見前	紫波郡見前村	①		
金田館	〃 紫波町	①		
内川	〃 〃	①		
三口町	〃 〃	①		
乙部八丁	〃 都南村	①		
三本柳	〃 〃	①		
戸塚	稗貫郡石鳥谷町	多賀城跡		
宮城・多賀城	宮城県多賀城市	伊治城跡II	多賀城研究所	24
伊治城	栗原郡築館町			54
山形・下清水	山形県鶴岡市			
大槻新田	酒田市			
土崎	〃			
蔵田上向	〃			
手蔵田	〃			
平田	飽海郡東平田村			
遊佐	〃 遊佐町			
羽黒	東田川郡羽黒町東城跡			
福島・清水寺	福島県郡山市	清水台廃寺		46
		福島県史6	考古資料	39
		金崎佳宅・高松俊雄「郡山市清水台遺跡資料集成II」（福島考古18）		52
関和久	西白河郡泉崎村	昭和49年度現地説明会資料「関和久」	村教委	49
金上	河沼郡金上村新開津	③		49
上入久保	西白河郡清津村上入久保	③		
茨城・台渡	茨城県水戸市	茨城県の土師要集成1		42
文京	〃	茨城大学周辺遺跡分布調査報告II	茨城大学	51

堀西原	茨城県水戸市	茨城大学周辺遺跡分布調査報告Ⅱ	茨城大学	昭51
東町	〃	大森信夫・西宮一男「水戸市東町土師式竪穴下調査報告」（古代史研究39）		
烏山	土浦市	土浦市烏山遺跡群	県住宅供給公社	
常陸国分尼寺	石岡市	常陸国分尼寺跡発掘調査報告二次・三次	市教委	50
北の谷	〃	西宮一男「石岡市北の谷遺跡出土の墨書土器」		46・47
石岡	〃	図説　石岡市史及び③	石岡市	
石井台	笠間市	石井台平安時代集落発掘調査報告	市教委	36
		石井台遺跡（資料編）国士館大学		47
東中根	勝田市			48
下土師	東茨城郡茨城町	佐藤沢男「墨書土器二件」（考古学7）		
野曽	〃　〃	③		27
栗崎	〃　稲荷村	③		
岩瀬・間中	西茨城郡岩瀬町	茨城県岩瀬・間中	町教委	
岡	那珂郡東海村	茨城県の土師器集成Ⅱ		51
八幡ノ上	那珂湊市	（茨城考古学会）		43
西小塙	西茨城郡東那珂村	井上義安「茨城県八幡ノ上遺跡」（「古代学研究」13）		53
東那珂	〃　〃	③		
木師	〃　岩間町	③		
岩海	行方郡現原町	宮坂光次「勝生の銘を有する骨鏃器について」（「史前学雑誌」1—1）		4
永井	那珂郡那珂町	早川彦次「那珂郡那珂町出土の墨書土器」（茨城考古学4）		46
一騎山	大宮町	『常陸一騎山』	町教委	49
佐竹	筑波郡大穂町	③		
新治廃寺跡	真壁郡新治村	高井悌三郎「常陸国新治郡上代遺跡の研究」及び③		19
鰐山	結城郡石下町	鶴見真雄「石下町出土の墨書土器二例」	領域研究	38
鹿島	鹿島郡鹿島町	（実見）		
栃木・瑞穂	栃木県宇都宮市	『宇都宮市瑞穂町団地遺跡』	市教委	53
さるやま	〃	『宇都宮市さるやま町A遺跡』	住宅供給公社	53
	栃木市	『宇都宮市史』1　54		54
下野国府	那須郡小川町	『下野国府跡』1		54
那須官衙跡	〃	『栃木県小川町那須官衙跡第4次緊急発掘調査報告』	町教委	51
浄法寺	〃	佐藤次男「墨書土器二件」（考古学7）		27
小松原	〃	『県営圏場事業地内遺跡発掘報告』	県教委	54
星ノ宮	芳賀郡益子町	星ノ宮ケカチ遺跡	町教委	53
後藤	下都賀郡藤岡町	東北縦貫自動車道路発掘調査報告	県教委	47
下野国分僧寺	〃　国分寺町			
山向	河内郡上河内村	山向遺跡	町教委	52
南原	〃　上三川町	上三川町史		54
薬師寺南	南河内郡南河内町	薬師寺南遺跡	県教委	54
埼玉・仙波	埼玉県川越市	川越市仙波古代集落跡発掘報告書	市教委	31
水深	加須市	水深	日本道路公団・県遺跡調査会	47
皿尾	行田市	塩野博「行田市星宮皿尾出土の土器」（埼玉考古4）		41
下新田	大星郡江南村	下新田遺跡・荒神臨遺跡・熊野遺跡発掘調査報告書	県遺跡調査会	49
菅谷館	比企郡嵐山村	菅谷館跡	県教委	52
相撲場	入間郡坂戸町	山田遺跡・相撲場遺跡発掘調査報告	〃	49
中道		中道・西北原遺跡発掘		
群馬・十三宝塚	群馬県佐波郡境町	十三宝塚遺跡発掘調査概報 1,2	県教委	50・51
千葉・宮崎	千葉県千葉市	京葉	日本道路公団東京支社	48
仁戸名	〃	仁戸名古墳群	発掘調査団	47
下総国分寺	市川市	下総国分寺	市教委	43
下総国分尼寺	〃	天平地宝		
国分	〃　国分町	下総国分の遺跡	和洋女子大	49
真間	〃	〃		
須和田	〃	滝口宏等「市川市須和田奈良時代遺跡」古代14,15		30
〃	〃	湯浅喜代治「千葉県市川市須和田採集の墨書土器及び刻文土器」（下総考古学3）		43
国府台	〃	関俊彦「市川市国府台出土の墨書土器関係考」（歴史考古9,10）		38

石神	佐倉市	熊野正也・伊礼正雄「臼井南」	市教委	昭50
神明社	〃	〃		
渡戸	〃	〃		
取香川	成田市	埋蔵文化財調査報告書2	市教委	50
印内	船橋市	小金線	日本鉄道建設公団	48
山田水呑	東金市	山田水呑遺跡	日本道路公団	52
東金台	〃	東金台遺跡速報	市教委	52
南大広	市原市	埋蔵文化財調査報告書4	市教委	43
込の内	八千代市	八千代市村上遺跡群	千葉都市公舎	50
村上	〃	〃		
熊野神社	印旛郡和田村	丸子亘　立正大学文学部論叢1		
木下別所	〃　印西町	木下別所廃寺跡第2次発掘調査概報	県教委	54
天神台	〃　印西町	〃	研究室	51
草深	〃　印西町	〃		51
吉高家老地	〃　印旛村	三浦和信「吉高家老地遺跡」	遺跡調査会	51
清戸	〃　白井町	印旛・手賀南沼周辺地域埋蔵文化財調査	早大考古学	51
前山	香取郡東庄町	千葉県東庄町前山上師遺跡の調査	立正大	42
南玉造	常磐村	大川清「墨書土器集成1」（金鈴4）	早大	28
鎬鎬	古城村	③		
東京・城山	東京都調布市	じんだい	市教委	53
滝久保	国分寺市	①		
国分寺	〃	甲野勇「武蔵国分寺附近の竪穴住居」（『武蔵野』31—3,4）		25
新潟・荘司免	新潟県小千谷市	③		
栗之江	佐渡郡畑野村	③		
千種	〃　金沢村	椎名仙卓「佐渡金井村木原敷出土の墨書土器」古代		34
四日市	〃　真野町	③		
若宮	〃	佐渡国府緊急調査報告書（若宮遺跡）	町教委	44
下国府	〃	下国府遺跡	〃	52
半ノ木		北陸高速自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書		48
城塚	北浦原郡中条乙町	戸根與八郎「新潟県北部砂丘地域出土の須恵器・土師器」（歴史考古18）		45
下屋敷	三島郡関原町	③		
横滝山	〃　寺泊町	横滝山廃寺跡発掘調査概報（昭和51年度）	町教委	52
長野・大村	長野県松本市	内藤政恒「長野県東筑摩郡本郷村大村廃寺跡調査概報」（『信濃』19—10）		42
和泉	〃	平出		30
浅間	〃	〃		
七本松	〃	長野県東筑摩郡本郷村三才山七本松遺跡調査概報（『信濃』14—11）	県ケ岡高校	37
下条灰塚	更埴市	下条灰塚	市教委	46
城ノ内				
馬口		屋代馬口K（『信濃』23—5）		53
桑原	〃	下平秀夫「長野県更埴市桑原池尻遺跡調査概報」2（『信濃』22—4）		45
生仁	〃	生仁	市教委	44
荒井	〃	岡田正彦「長野県更埴市荒井遺跡一括資料」（『信濃』21—11）		44
八幡青木	〃	前出（『信濃』14—11）	県ケ丘高校報文	
御影新田	小諸市	③		
大井平原	〃	③		
戸坂	佐久市	北近津・戸坂	市教委	47
山寺	茅野市	宮坂虎次「長野県茅野市山寺遺跡について」（『信濃20—4）		43
南大塩	〃	平出		30
一木柳	佐久市岩村田	竹内恒・土屋長久「佐久市岩村田東一木柳古墳緊急発掘調査報告」		47
海戸	岡谷市	海戸・安源寺（長野県考古学会報告書1）		
平出	塩尻市	平出		30
高山広丘	塩尻市	諏訪地区新産都市地域内埋蔵文化財緊急分布調査報告書		
内田原	〃	原嘉藤・山田雄樹「長野県塩尻市内田原遺跡調査概報」（『信濃』21—6）		44
池田	飯田市	①		
毛賀	〃	①		
小垣外	〃	①		
西春近	〃	中央道埋蔵文化財埋蔵地発掘調査報告 —伊那市西春近地内—		47

福島	伊那市	長野県伊那市福島遺跡	国士館大学	昭43
明神前	上田市国分	信濃国分寺木編	市教委	49
有尾	飯山市	⑦		
国郡	上伊那郡宮田村	⑦		
馬場南	〃 箕輪町	⑦		
大柴	〃 南箕輪町	長野中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告—南箕輪地区		48
松島	〃 箕輪町	平出	（昭和47年度）県教委	30
杉ノ木平	〃 河智村	昭和46年度長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告	県教委	47
浜井場	下伊那郡豊丘村	下伊那史3		
高森	〃 高森町	⑦		
丈源田	〃 松川町	長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告—松川地区（昭和47年度）	県教委	48
余里	小県郡武石村	小山真夫「互助欄」信濃考古学会誌 2—1		5
中屋敷	〃 滋野村	平出		30
桜井戸	〃 東部町	①		
大笹	北安曇郡大町	③		
天神南	南安曇郡堀金村	山田瑞穂「南安曇郡堀金村岩田天神南遺跡」長野県考古学会誌 6		44
富士星	上水内郡信濃町	⑦		
川久保	下水内郡豊田村	宮坂桂「北信濃川久保出土の墨書土師器」（「信濃」10—12）		33
下高井	下高井郡内	平出		30
宮城	木曽郡日義村	⑦		
半原	北佐久郡大井村	③		
山梨・日下部	山梨県東山梨郡日下部町	大堀磐雄「甲斐国日下部町発見の住居址」（「信濃」2—4）小田義治・上野晴朗「山梨県日下部中学校整聚落遺跡概報」上代文化19		25
八幡	〃 八幡村大工	小出・上野「日下部報告」		25
岐阜・南一色	岐阜県大垣市	③		
国分寺	〃	岐阜県史通史篇原始		47
愛知・加茂	愛知県八名郡加茂村	史跡美濃国分寺跡発掘調査報告 II	市教委	45
静岡・石田	静岡県静岡市石田	③		
舟久保	吉原市	中野国雄・佐藤民雄「吉原発見の土師器と竪穴」駿豆考古4		35
御子ケ谷	藤枝市	日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財発掘調査概報	市教委	53
天間代山	富士市	天間代山	市土地開発公社	52
藤井原	沼津市	藤井原遺跡第3次発掘調査概報	市教委	52
御幸町	〃	御幸町遺跡第1次発掘調査報告		54
豊山前峠	田方郡韮山町	伊豆韮山前峠古代山村集落の調査	日通観光開発会社	35
富山・長岡	富山県婦負郡長岡村	③		
三重・塔坪	三重県津市大字観音寺	③		
愛宕平	桑名多度町	③		
柚井	桑名郡多度町	鈴木敏男「三重県考古誌考」・同「三重県桑名郡柚井貝塚発見墨書土器」考古学論誌21—11		46（復刻）6
		三重考古図録	県	29
滋賀・美園	高島郡新旭町	美園遺跡発掘調査報告	県教委	50
鳥取・伯耆国庁	倉吉市	伯耆国庁跡発掘調査概報（第4次）	市教委	51
	〃	伯耆国分尼寺跡発掘調査概報	〃	48
和歌山・岩崎	和歌山県西牟婁郡朝来村	③		
奈良・平城宮	奈良県奈良市	平城宮発掘調査報告VI, VII		50・51
法蓮	〃	③		
西隆寺	〃	西隆寺発掘調査報告	西隆寺調査委員会	51
橿原	橿原市	橿原	県教委	36
兵庫・但馬国分寺	兵庫県城崎郡日高町	但馬国分寺跡7（昭和48年度調査概要）	町教委	50
広島・草戸千軒	広島県福山市	草戸千軒町遺跡18—20次発掘調査概報	草戸千軒町遺跡調査研究所	51
		河底に埋もれた中世の町草戸千軒	〃	54
土堂	尾道市	尾道中世遺跡発掘調査概報	市教委	52
福岡・大宰府	福岡県筑紫郡太宰府町	大宰府史跡 昭和49年度発掘調査概報九州歴史資料館		50
		〃 昭和51年度発掘調査概報	〃	52
		〃 昭和52年度発掘調査概報	〃	53
上須川	朝倉郡宮野村	福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告 12	県	12
徳生	嘉穂郡稲築町	〃 10	〃	10
朽網	福岡県北九州市小倉南区	小田富士雄「墨書須恵器の新資料」		34

熊本・上ノ上	熊本県熊本市出水町	③	
熊本・肥後国分寺	熊本県熊本市出水町	坂本経堯「肥後国分寺」(『国分寺の研究』)	13
熊本高校	〃　熊本高校	③	
出島廃寺	菊池郡西水町	田島廃寺調査報告	47
高木森	合志村	③	

付記

終りに，墨書土器の各地の資料について協力いただいた次の各氏にお礼を申し上げる。（斎藤忠）

植松章八・乙益重隆・川上博義・佐藤次男・佐藤達雄・瀬川裕市郎・田中　崇・竹沢　誰・中村紀男

山越　茂

伊場遺跡発掘調査報告書　第4冊

伊場遺跡遺物編2

1980年3月31日発行

編集　浜松市博物館

発行　浜松市教育委員会
浜松市元城町38番地の2

印刷　株式会社開明堂

写　真　図　版

図版第Ⅰ（土器実測図Ⅰ）

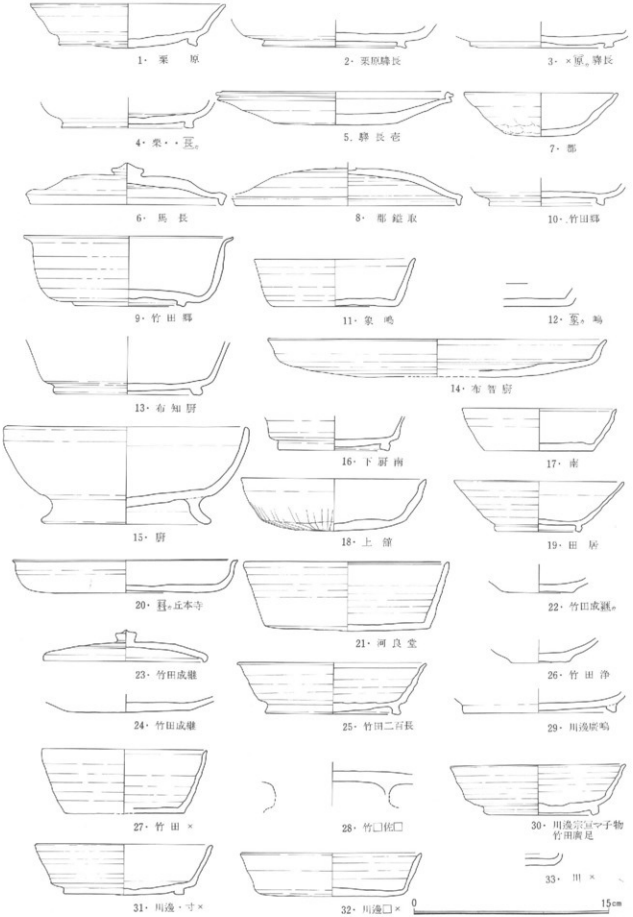
1・栗　原
2・栗原驛長
3・×原。驛長
4・栗・・長。
5. 驛長壱
7・郡
6・馬　長
8・郡鎰取
10・竹田郷
9・竹田郷
11・象　鳴
12・象。鳴
13・布知厨
14・布智厨
15・厨
16・下厨南
17・南
18・上　館
19・田　居
20・丑。丘本寺
21・河良堂
22・竹田成雛。
23・竹田成雛
26・竹田浄
24・竹田成雛
25・竹田二百長
29・川邊廣鳴
27・竹田×
28・竹□佐□
30・川邊宗宣マ子物
竹田廣足
31・川邊・寸×
32・川邊□×
33・川×
0
15cm

図版第２（土器実測図２）

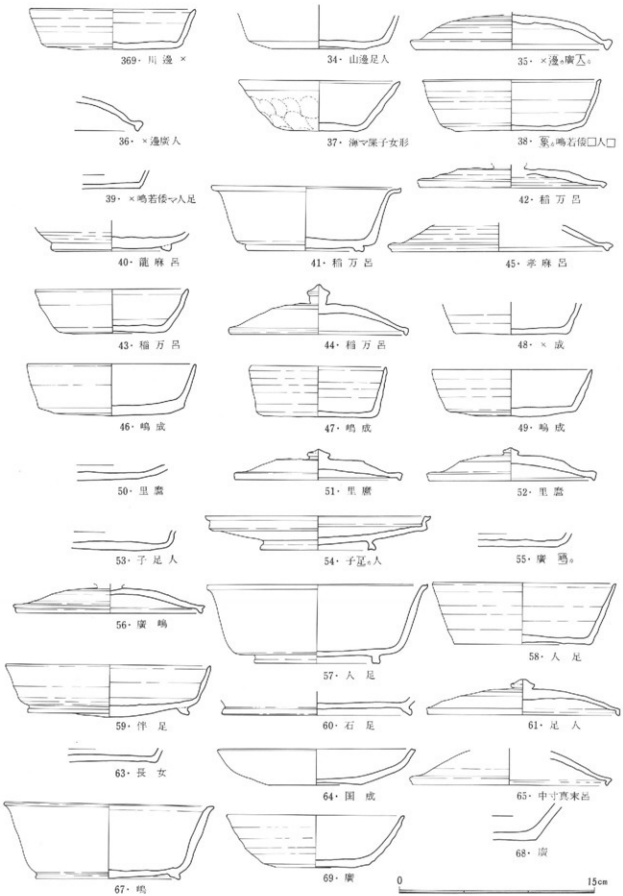

369・川 邊 ×
34・山邊足人
35・×邊。廣入。
36・×邊廣人
37・海マ屎子女形
38・冢。鳴若倭□人□
39・×鳴若倭マ人足
42・稲 万 呂
40・龍 麻 呂
41・稲 万 呂
45・孝 麻 呂
43・稲 万 呂
44・稲 万 呂
48・× 成
46・嶋 成
47・嶋 成
49・嶋 成
50・里 麿
51・里 麿
52・里 麿
53・子 足 人
54・子足。人
55・廣 鳴。
56・廣 鳴
57・人 足
58・人 足
59・伴 足
60・石 足
61・足 人
63・長 女
64・国 成
65・中寸真末呂
67・嶋
69・廣
68・廣
0
15cm

図版第３（土器実測図３）

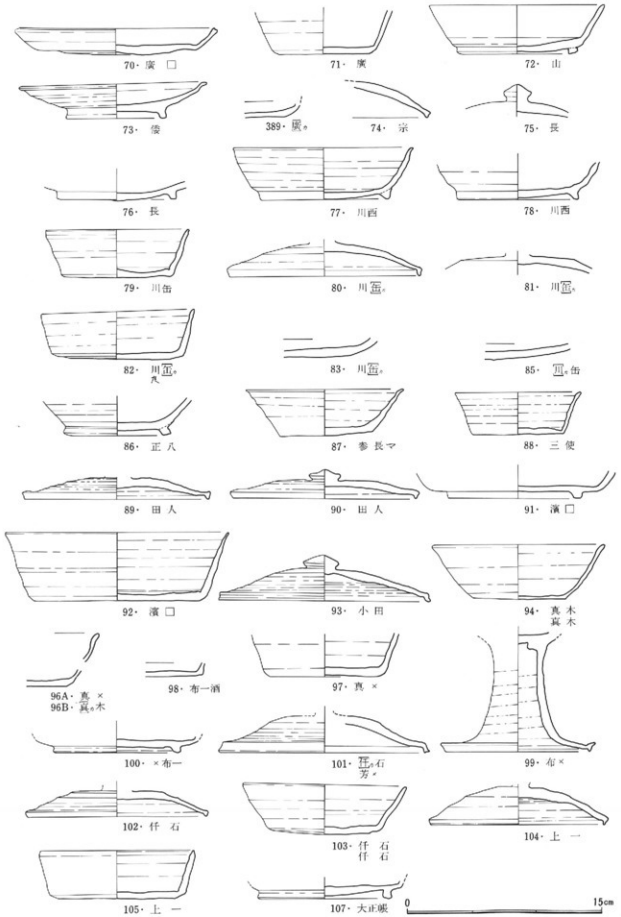
70・廣 口
71・廣
72・山
73・後
389・
74・宗
75・長
76・長
77・川西
78・川西
79・川缶
80・川
81・川
82・川
83・川
85・缶
86・正八
87・参長マ
88・三使
89・田人
90・田人
91・濱口
92・濱口
93・小田
94・真木
真木
96A・真×
96B・真木
98・布一酒
97・真×
100・×布一
101・石
99・布×
102・仟石
103・仟石
仟石
104・上一
105・上一
107・大正峡
0
15cm

図版第４（土器実測図４）

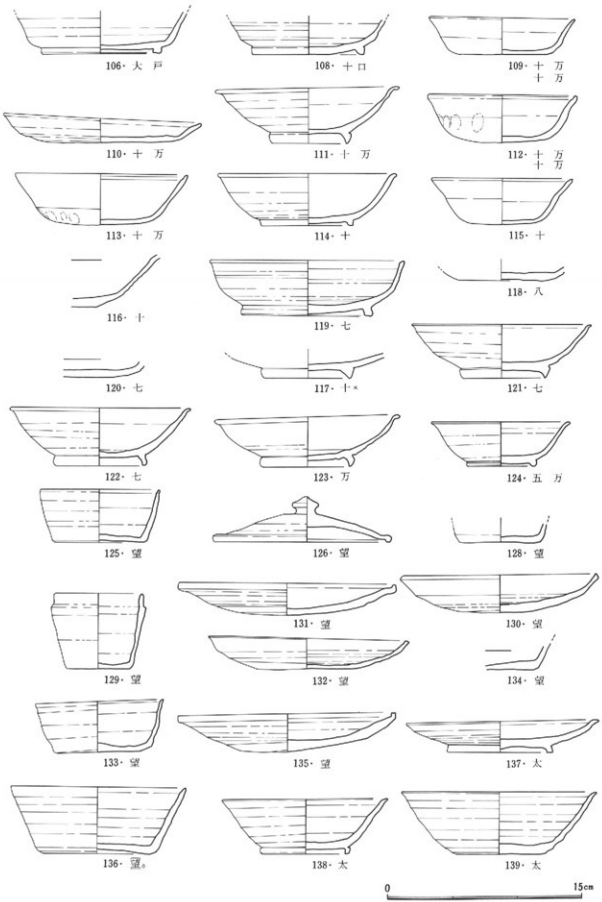
106・大 戸
108・十 口
109・十 万
十 万
110・十 万
111・十 万
112・十 万
十 万
113・十 万
114・十
115・十
116・十
119・七
118・八
120・七
117・十
121・七
122・七
123・万
124・五 万
125・望
126・望
128・望
131・望
130・望
129・望
132・望
134・望
133・望
135・望
137・太
136・望。
138・太
139・太
0
15cm

図版第５（土器実測図５）

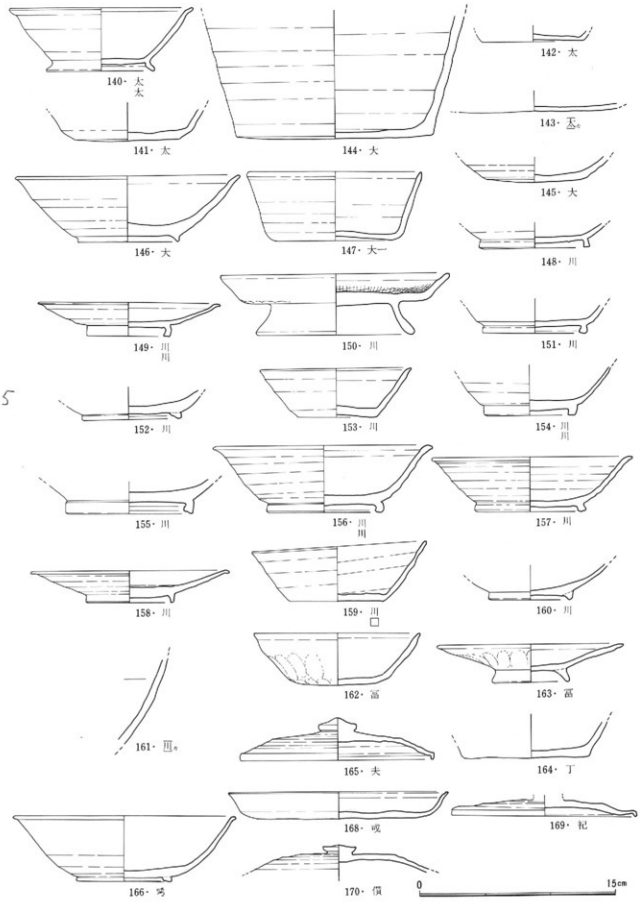
140・太
太
141・太
144・大
142・太
143・太。
145・大
146・大
147・大一
148・川
149・川
川
150・川
151・川
152・川
153・川
154・川
川
155・川
156・川
川
157・川
158・川
159・川
□
160・川
161・川。
162・冨
163・冨
164・丁
165・夫
166・弓
168・或
169・杞
170・偵
0
15cm

図版第６（土器実測図６）

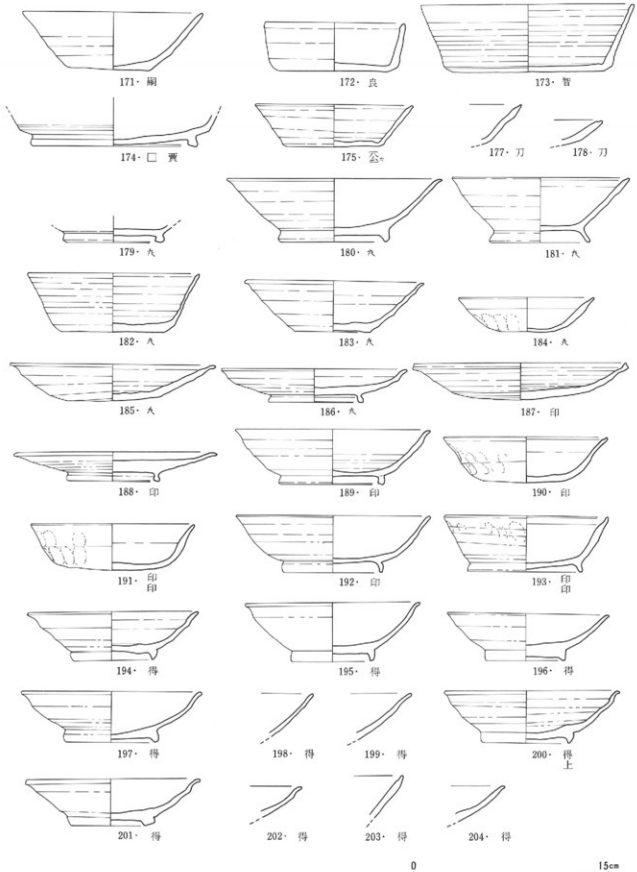
171・
172・
173・
174・
175・
177・
178・
179・
180・
181・
182・
183・
184・
185・
186・
187・
188・
189・
190・
191・
192・
193・
194・
195・
196・
197・
198・
199・
200・
201・
202・
203・
204・
0
15cm

図版第７（土器実測図７）

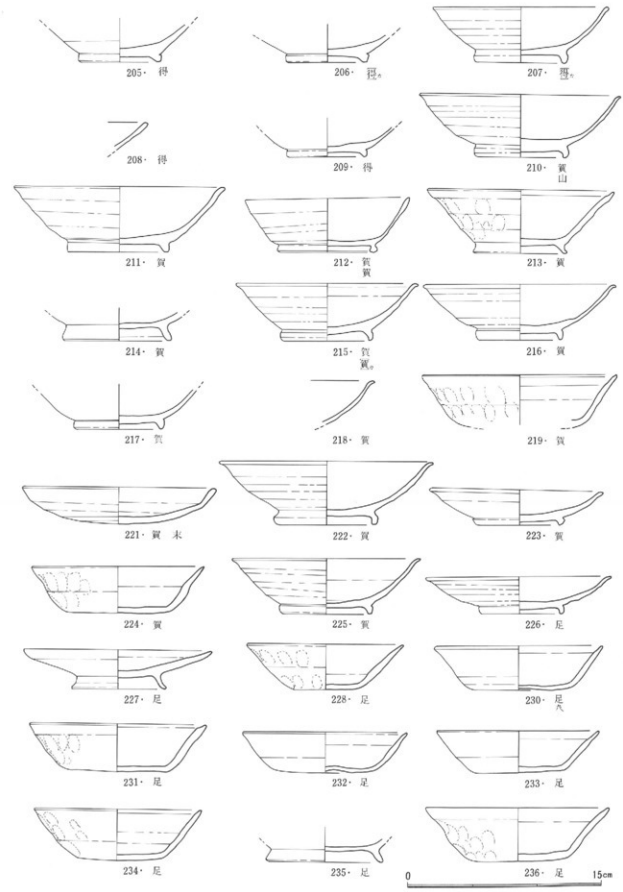
205・得
206・得。
207・得。
208・得
209・得
210・賀 山
211・賀
212・賀 賀
213・賀
214・賀
215・賀 賀。
216・賀
217・賀
218・賀
219・賀
221・賀 末
222・賀
223・賀
224・賀
225・賀
226・足
227・足
228・足
230・足 八
231・足
232・足
233・足
234・足
235・足
236・足
0
15cm

図版第 8 （土器実測図 8 ）

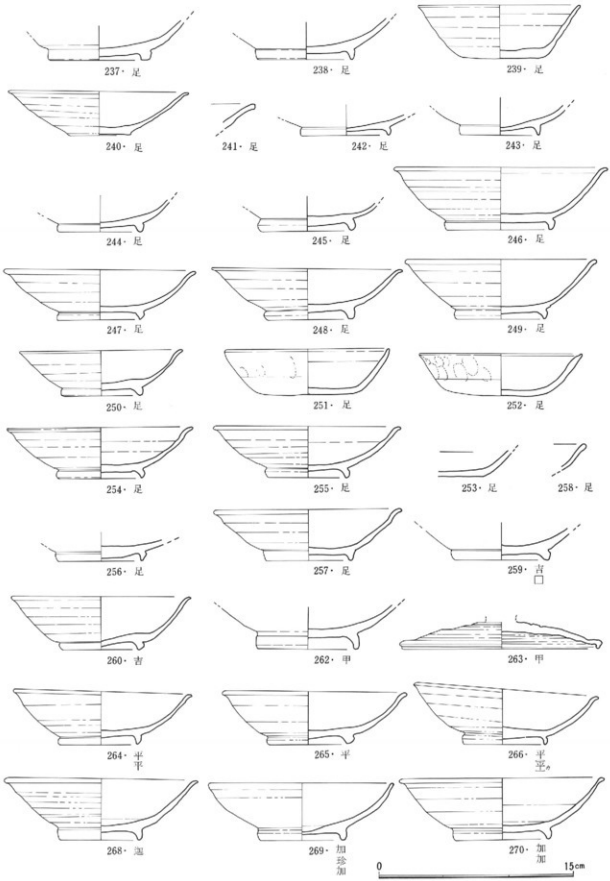
237・足
238・足
239・足
240・足
241・足
242・足
243・足
244・足
245・足
246・足
247・足
248・足
249・足
250・足
251・足
252・足
254・足
255・足
253・足
258・足
256・足
257・足
259・吉
口
260・吉
262・甲
263・甲
264・平
平
265・平
266・平
平
268・加
269・加
珍
加
270・加
加
0
15cm

図版第９（土器実測図９）

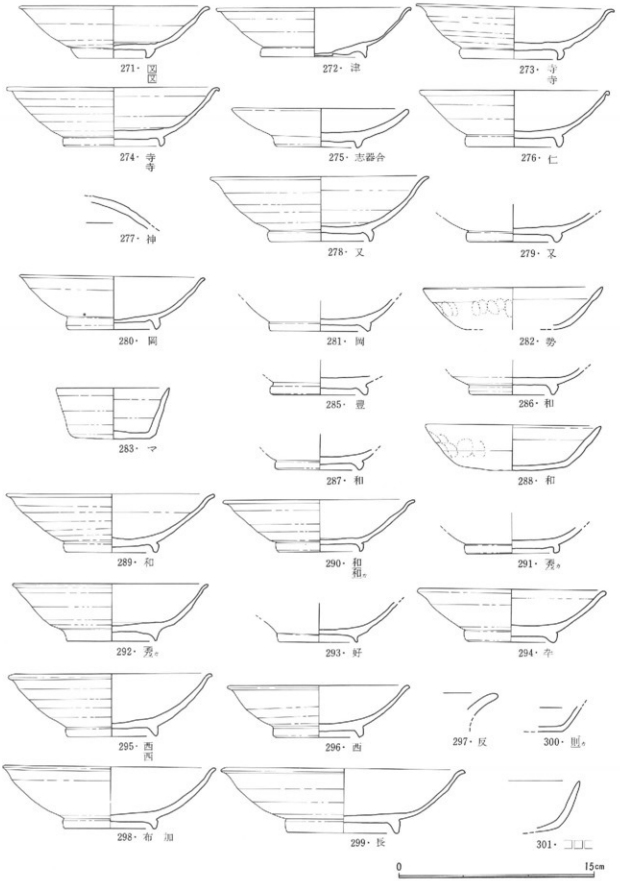
271・図
区
272・津
273・寺
寺
274・寺
寺
275・志器合
276・仁
277・神
278・又
279・茎
280・岡
281・岡
282・勢
285・豊
286・和
283・マ
287・和
288・和
289・和
290・和
和。
291・秀。
292・秀。
293・好
294・幸
295・西
西
296・西
297・反
300・里。
298・布　加
299・長
301・□□□
0
15cm

図版第10（土器実測図10）

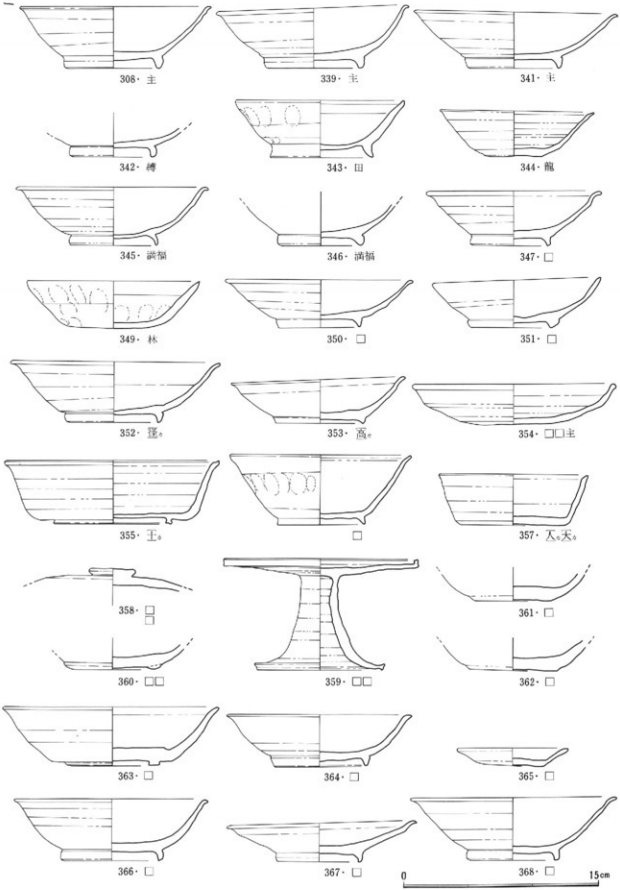

図版第11（土器実測図11）

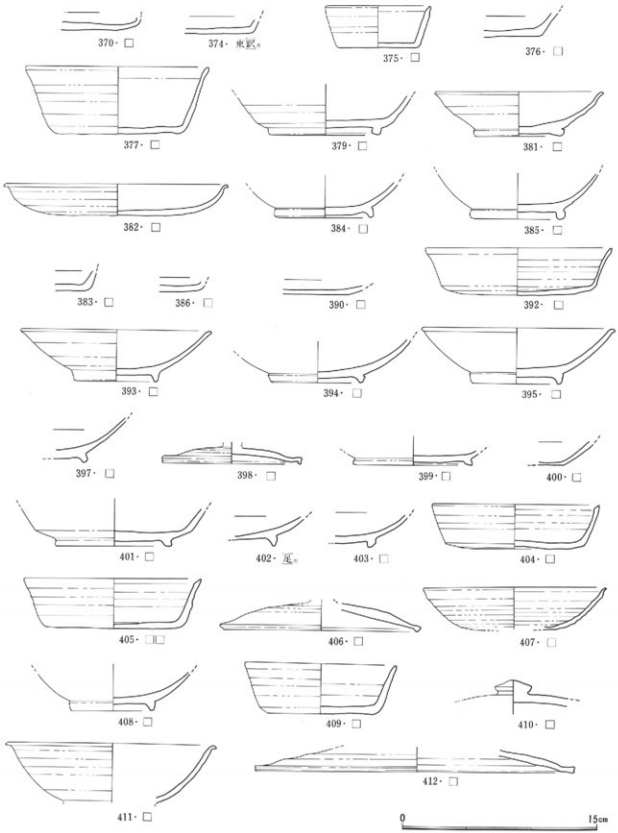

図版第12（墨書土器1）

1

2

3

5

10

11

14

21

24

369

40

46

図版第13（墨書土器２）

49

51

58

61

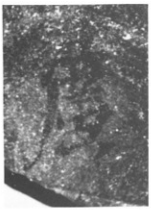
71

110

124

131

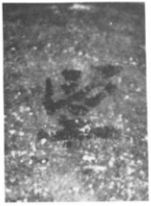
132

171

269

272

図版第14（墨書土器３）

292

349

350

275

347

351

353

374

389

405

図版第15（木簡Ⅰ）

第1号

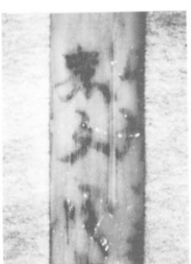

第2号

第6号

第3号A

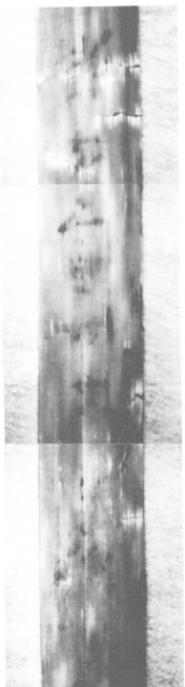

第3号B

図版第16（木簡２）

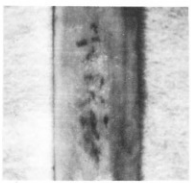
第11号A

第14号A

第21号A

第11号B

第14号B

第21号B

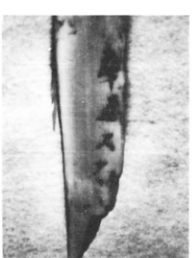
第11号C

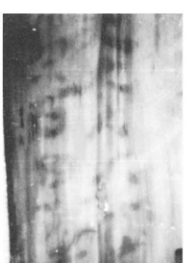
第14号C

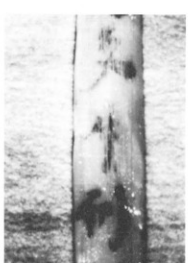
第31号

図版第17（木簡３）

第45号A

第46号

第84号A

第45号B

第84号B

第52号

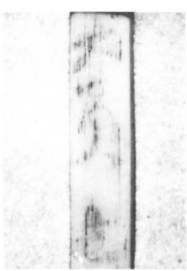

第69号

図版第18（墨書土器　参考資料）

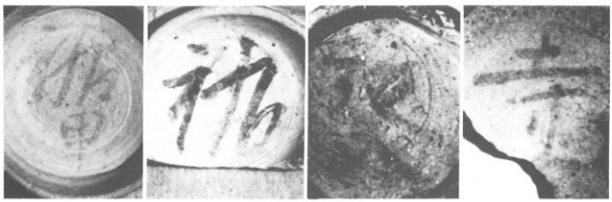

奥多米廃寺遺跡

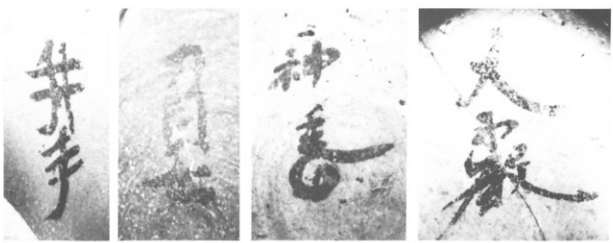

河岸遺跡　　船頭遺跡

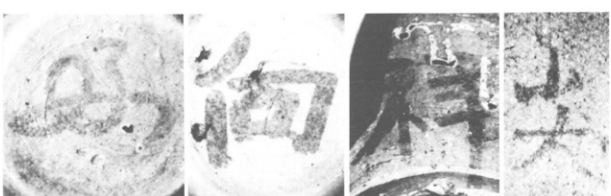

船渡遺跡

城山遺跡　　御殿遺跡　　柳沢遺跡　　東平遺跡